

2013年3月改定

(企業用A)賠償責任保険 ご契約のしおり

普通保険約款、特別約款および特約



日新火災海上保険株式会社

B028

●はじめに●

- 本冊子は、(企業用A)賠償責任保険の普通保険約款、特別約款および特約を記載したものです。必ずご一読いただき、内容をご確認いただきますようお願いいたします。
- 本冊子には、「ご契約後のお手続き」、「事故が発生した場合のお手続き」についても記載しておりますので、ご契約後も保険証券とともに大切に保管いただきますようお願いいたします。
- ご不明な点、お気づきの点がございましたら、お気軽に取扱代理店または弊社までご照会いただきますようお願いいたします。

●特にご注意いただきたいこと●

- 保険料(分割払のときは初回保険料)は、特定の特約をセットされた場合を除き、ご契約と同時にお支払いください。保険期間が始まった後でも保険料を領収する前に生じた事故については保険金をお支払いすることができません。
- 保険料をお支払いいただくと、特定の特約をセットされた場合を除き、弊社所定の領収証を発行しますので、お確かめください。
- 弊社は、ご契約締結後に保険証券を発行しております。ご契約後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社へお問い合わせください。
- 申込書の記載内容について正しくご申告いただく「告知義務」、およびその内容がご契約後に変更された場合にご通知いただく「通知義務」があります。これらに誤りがある場合で、故意または重大な過失があるときは保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 万一事故にあわれたら、遅滞なく、取扱代理店または弊社にご通知ください。

●代理店の役割について●

■弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収、保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご契約いただいております有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

■取扱代理店は、ご契約者のみなさまのご契約状況を把握し、より適切なお契約とするよう努力しておりますので、相談窓口としてご利用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●損害保険契約者保護制度について●

引受保険会社が破綻した場合等には、保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される等、支障が生ずることがあります。なお、損害保険会社が破綻した場合の契約者保護のための制度として「損害保険契約者保護機構」があり、下表の補償割合で保護されます。

<損害保険契約者保護機構による(企業用A)賠償責任保険の補償内容>

	保険種類	補償割合
補償対象契約	保険契約者が個人、小規模法人またはマンション管理組合である保険	100% (破綻時から3か月までに発生した事故による保険金)
		80% (それ以外の保険金および解約返れい金等)
補償対象外契約	上記以外の保険	損害保険契約者保護機構による保護はありません。

上記内容の詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせいただくか、下記をご参照ください。

●日新火災ホームページ

<http://www.nisshinfire.co.jp>

●損害保険契約者保護機構ホームページ

<http://www.sonpohogo.or.jp>

●お客さま情報のお取扱いに関するご案内●

弊社は、保険契約に関して取得する個人情報、保険契約の履行、弊社、東京海上グループ各社および提携先企業の取り扱い商品・各種サービスのご案内・ご提供ならびに保険契約の締結、契約内容変更等の判断の参考とするために利用し、業務委託先、再保険会社等に提供を行います。

なお、保健医療などの特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的の範囲に限定して利用・提供します。

詳細につきましては、日新火災ホームページ（<http://www.nisshinfire.co.jp>）をご覧ください。取扱代理店または弊社営業店までお問い合わせください。

日新火災ホームページ

<http://www.nisshinfire.co.jp>

●弊社のご連絡先●

■万一事故にあわれたときや、ご契約内容に変更等がある場合は、取扱代理店または最寄りの日新火災までご連絡ください。なお、夜間・休日などにご連絡がつかないときは、以下にご連絡ください。

<夜間・休日のご連絡先（日新火災テレフォンサービスセンター）>
フリーダイヤル **0120-25-7474**
（受付時間：24時間・365日）

■弊社のお客さま相談窓口は
フリーダイヤル **0120-17-2424**
[9:00～17:00（土日祝除く）] です。

●保険約款と保険証券について●

1. 保険約款とは

お客さまと保険会社の各々の権利・義務など保険契約の内容を詳細に定めたもので、「普通保険約款」、「特別約款」および「特約」から構成されています。

(1) 「普通保険約款」は

基本的な補償内容、保険契約の成立・終了・管理や事故時の対応などに関する権利・義務を定めたものです。

(2) 「特別約款」は

お申込みいただいた保険独自の補償内容（保険金をお支払いする場合やしない場合などを記載しています。）を定めています。

(3) 「特約」は

普通保険約款に定められた基本的な補償内容や契約条件を補充・変更・削除・追加するもので、以下の2種類があります。

- ① ご契約の内容により自動的にセットされる特約
- ② お客さまの任意でセットいただく特約

この冊子の普通保険約款・特別約款・特約は、次のとおりご契約に適用されます。

普通保険約款	全契約に適用されます。	
特約（特別約款を含みます。）	一定の条件の場合に自動的にセットされる特約	保険証券裏面に掲載された特約一覧の適用条件に該当する場合、その特約が適用されます。
	任意でセットいただく特約（上記以外の表示の特約）	保険証券表面の特約欄に特約名称もしくは特約コードが表示された特約が適用されます。

2. 保険証券とは

保険証券とは、保険契約について補償内容や補償する金額を定めた証となるものです。お客さまのご契約において個別に定めた支払限度額、保険期間、セットされる特約等は保険証券に表示されます。なお、ご契約内容に誤りがないか今一度ご確認ください。

●ご契約時にお知らせいただきたいこと●

ご契約者または被保険者には、告知事項【申込書に★印または☆印で示した事項】について、弊社にお申しいただく義務（告知義務）があります。告知義務の内容は普通保険約款、申込書、重要事項説明書等に記載されていますのでご確認ください。申込書に記載されたこれらの告知事項の内容が事実と違っている場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

●ご契約後にお知らせいただきたいこと●

保険契約締結後、ご契約者または被保険者には、次の事項（このほか、通知義務の対象として申込書または保険証券に記載された事項を含みます。）に変更がある場合には、弊社にお申出いただく義務（通知義務）があります。申込書または保険証券に記載されたこれらの事項に変更がある場合は、あらかじめ※ご通知ください。あらかじめ通知いただけなかった場合は、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがありますので、これらの変更につきましては、必ず弊社へご連絡ください。

保険の対象となる施設、業務、生産物、保管物等の内容の変更

※ ご契約が事業活動以外の活動に伴う損害を補償する場合には、遅滞なくご通知ください。

なお、ご通知いただいた場合でも、次の場合には、契約を解除させていただくことがありますので、ご了解ください。

- ・航空機の生産物賠償責任を補償することになる場合
- ・自動車、オートバイ等のレースにかかわる賠償責任を補償することになる場合
- ・海底掘削装置または掘削基地の稼動に起因する賠償責任を補償することになる場合

●解約のお手続き●

ご契約者のお申出によりご契約を解約された場合は、弊社所定の方法により計算した返れい金をお支払いします。また、保険料が保険期間中の賃金、入場者数、売上高、または領収金等に対する割合によって定められた契約の場合は、解約日までの期間のこれらの数値に基づいて算出した保険料との差額を精算します。ご契約を解約される場合には、取扱代理店または弊社にご連絡ください。解約の条件によっては、未払保険料をご請求させていただくことがあります。なお、返還または請求される保険料は、保険料のお支払方法や解約の事由により異なります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までご照会ください。

●満期のお手続き●

ご契約の満期日が近づいてまいりましたら取扱代理店または弊社よりご継続のご案内をいたします。

●事故が発生した場合のお手続き●

この保険で補償される事故が発生した場合は、遅滞なく弊社または取扱代理店にご通知ください。保険金請求のご案内をいたします。なお、ご通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れたり、保険金の一部がお支払いできないことがありますのでご注意ください。

事故のご連絡・ご相談は

日新火災テレホンサービスセンター

フリーダイヤル 0120-25-7474

（受付時間：24時間・365日）

● 目 次 ●

賠償責任保険普通保険約款	10
施設所有(管理)者特別約款	20
● 漏水補償特約(施設用)	21
● 油濁損害補償対象外特約	21
● 専門職業人補償対象外特約	22
● 管理財物の範囲に関する特約(施設用)	22
ⓑ4 縮小支払特約(施設・企業総合用)	22
ⓑ6 対物間接損害補償対象外特約(施設・企業総合用)	23
Ⓒ7 記名被保険者間交差責任補償特約(施設用)	23
ⓐ3 鉄道(軌道)業者特約	23
ⓑ6 人格権侵害補償特約(施設用)	24
ⓑ5 マンション特約(交差責任補償)	25
ⓑ6 マンション特約(交差責任補償対象外)	26
ⓑ7 マンション特約(管理組合用)	26
ⓑ8 スポーツ・レクリエーション特約	26
ⓑ1 ボーイスカウト賠償責任特約	27
Ⓕ1 工事危険補償特約(施設用)	28
Ⓕ2 作業対象物補償特約(施設用)	28
ⓑ9 油濁賠償責任補償特約	28
Ⓕ6 油濁超過損害額支払特約	30
Ⓕ2 シルバー人材センター特約	31
Ⓕ3 共通支払限度額特約(シルバー人材センター用)	36
Ⓕ4 管理財物限定補償特約	37
Ⓕ5 見舞金費用補償特約(シルバー人材センター用)	37
Ⓕ6 生産物自体の損害補償特約(シルバー人材センター用)	37
Ⓕ4 有害鳥獣駆除に関する特約(施設用)	38
ⓑ9 わな・網等に関する特約	39
ⓑ0 人材派遣業者総合賠償責任保険特約	39
昇降機特別約款	47
ⓑ5 縮小支払特約(昇降機用)	47
Ⓕ7 対物間接損害補償対象外特約(昇降機用)	48
Ⓒ8 記名被保険者間交差責任補償特約(昇降機用)	48
ⓑ7 人格権侵害補償特約(昇降機用)	48
Ⓕ3 工事危険補償特約(昇降機用)	49
請負業者特別約款	50
● 漏水補償特約(請負用)	50
● 工事場内建設用工作車危険補償特約	51
● 工事区域内作業用船舶危険に関する特約	51
● 管理財物の範囲に関する特約(請負用)	52
● 確定保険料に関する特約(請負賠償有期個別契約用)	53

●	下請負人補償特約	53
65	特定下請負人補償対象外特約	53
66	縮小支払特約（請負用）	54
R8	対物間接損害補償対象外特約（請負用）	54
88	人格権侵害補償特約（請負用）	55
04	地下埋設物損壊補償対象外特約	56
25	地盤崩壊危険補償特約	56
31	他工区危険補償特約（地盤崩壊用）	57
68	一部危険除外補償特約（地盤崩壊用）	57
69	特定業者損害補償対象外特約	58
W2	作業対象物補償特約（請負用）	58
W3	請負業者賠償責任保険包括契約特約（クローズド）	58
F5	請負人間交差責任補償特約	60
P8	消防用設備等保守業者特約	60
A47	共同企業体構成員間交差責任補償特約	61
X5	確定精算実施特約（請負有期個別用）	62

生産物特別約款

●	生産物特約	62
B7	縮小支払特約（生産物用）	63
R9	対物間接損害補償対象外特約（生産物用）	64
C9	記名被保険者間交差責任補償特約（生産物用）	64
05	エンジン焼付損害補償対象外特約	64
06	エンジン焼付損害縮小支払特約	65
	食中毒・特定感染症利益補償特約	65
W4	保険責任の始終に関する特約	68
W5	自動車修理工場に関する特約	68
S6	損害賠償請求ベース特約（生産物用）	69
S7	効能不発揮損害補償対象外特約	70
S8	不良完成品補償対象外特約	70
S4	中小企業生産物特約（A）	70
S5	中小企業生産物特約（B）	76
F6	生産物自体の損害補償特約	82
F7	見舞金費用補償特約（生産物用）	82

保管者特別約款

B8	縮小支払特約（保管者用）	83
01	漏水補償特約（保管者用）	84
●	引渡し後の損害補償対象外特約	84
74	貴重品等補償特約	84
75	ロッカー1個当たり支払限度額特約	85
81	修理、加工危険補償対象外特約	85
F8	詐取損害補償特約（保管者用）	85
W6	紛失危険補償対象外特約	86
W7	保管施設外危険補償対象外特約	86

Ⓦ8	冷凍冷蔵倉庫業者賠償責任保険特約	86
Ⓦ9	冷凍冷蔵装置の電氣的・機械的の事故補償対象外特約	88
Ⓧ1	温度変化損害補償対象外特約	88
Ⓧ2	冷媒の漏出等による損害補償対象外特約	89
Ⓧ3	水漏れ損害等補償特約	89
Ⓧ7	クリーニング特約	89
Ⓧ8	クリーニング漏水危険補償特約	91
Ⓧ9	洗たく物紛失・誤配危険補償特約	91
ⓐ33	盗難紛失補償対象外特約（保管者用）	92
ⓐ17	火災危険等補償対象外特約	92
自動車管理者特別約款		92
ⓑ9	縮小支払特約（自動車管理者用）	94
ⓑ2	下請負人再寄託中補償特約	94
ⓑ9	全損付帯費用補償特約	94
ⓑ1	使用不能損害補償特約	95
ⓑ6	出張作業補償特約	95
ゴルフ場総合賠償責任保険		96
ⓐ4	ゴルフ場総合賠償責任保険特約	96
ビル総合賠償責任保険		100
ⓐ5	ビル総合賠償責任保険特約	100
大規模小売店舗総合賠償責任保険		103
ⓐ3	大規模小売店舗総合賠償責任保険特約	103
介護総合賠償責任保険		110
ⓐ4	介護総合賠償責任保険特約	110
ⓐ18	障害者福祉サービス特約	118
ⓐ19	介護サービス拡張補償特約	118

複数の特別約款で対象となる特約	119
-----------------	-----

(< >内に対象となる特別約款を表示しています。)

<全特別約款>

● 被保険者の定義に関する特約	119
● 防御費用に関する特約	119
● 原子力、石綿、汚染危険に関する特約	119
● 日付誤認免責特約（賠償責任保険用）	120
● 国内事故のみ補償特約	121
● 通知等変更特約（賠償責任保険用）	121
⑥① 風水災危険補償対象外特約	123
⑨⑥ 保険料分割払特約（大口用）	124
⑨⑤ 保険料分割払特約（一般用）	125
①③ 訴訟対応費用補償特約	128

<施設、昇降機、請負、保管者、自動車管理者の各特別約款>

①② 初期対応費用補償特約	128
---------------	-----

<施設、昇降機、請負、生産物の各特別約款>

共通支払限度額特約	130
③③ 費用内枠払特約	130
①⑤ 無事故戻し特約	130
①⑥ 優良戻し特約	130

<施設、昇降機、生産物の各特別約款>

● L Pガス販売業務補償対象外特約	131
--------------------	-----

<生産物、自動車管理者の各特別約款>

● ガソリンスタンド特約	131
--------------	-----

<施設、昇降機の各特別約款>

②① 施設災害補償特約	131
②② 限定危険補償特約	140
②③ 死亡補償保険金および後遺障害補償保険金のみ支払特約	141
②④ 通院補償保険金支払特約	141
⑥⑥ 施設・昇降機支払限度額共通特約	142

<施設、生産物の各特別約款>

⑦⑦ 短期行事における確定保険料に関する特約	142
------------------------	-----

<施設、昇降機、保管者、自動車管理者の各特別約款>

⑧⑧ 長期契約特約（企業用）	143
----------------	-----

<全特別約款>

①⑦ 契約成績による保険料返還に関する特約	143
①⑦⑧⑧ 初回保険料の払込みに関する特約	144
共同保険に関する特約	145
②⑤ 確定保険料に関する特約（共通用）	146

●自動的にセットされる特約の適用方法●

一定の条件の場合に、ご契約に自動的にセットされる特約は次のとおりです。

特約	適用される場合
●表示の特約	各特別約款（〈 〉内の特別約款を含みます。）に対し、自動的に適用されます。
確定保険料に関する特約 （請負賠償有期個別契約用）	請負業者特別約款を付帯する契約で、保険証券面の「特約」欄にW3のコードが表示されていない場合に適用されます。
共同保険に関する特約	保険証券上に、共同保険の引受会社・分担割合の表示（裏書）がある場合に適用されます。
共通支払限度額特約	保険証券上に「身体・財物共通」と表示がある場合に適用されます。
食中毒・特定感染症利益補償特約	保険証券上の「付帯種目（特別約款）」に「食中毒利益」と表示がある場合に適用されます。

賠償責任保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
売上高	保険期間中に、被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの ^(注) をいいます。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;">(注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。</div>
事故	この約款に付帯する特別約款記載の事故をいいます。
身体の障害	生命または身体を害することをいいます。
損壊	滅失、損傷または汚損することをいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賃金	保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、保険期間中における労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をいい、その名称を問いません。
月割	12か月に対する月数の割合をいい、未経過期間および既経過期間において1か月に満たない期間は1か月とします。
入場者	保険期間中に、有料または無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と同居する親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。
被保険者	保険証券記載の被保険者およびこの約款に付帯する特別約款または特約記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって法律上の損害賠償金から差し引く金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。
領収金	保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金銭の総額をいいます。

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、事故により、被保険者が他人の身体の障害またはその財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

当社は、直接であると間接であるとかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者^(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意

- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)および労働争議
- ③ 地震、噴火、津波、洪水または高潮
- ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注1) 保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ② 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用または管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任

第5条（損害の範囲）

第2条（保険金を支払う場合）の規定により、当会社が保険金を支払うべき損害の範囲は、次に規定するものに限りです。

- ① 法律上の損害賠償金^(注)
- ② 第23条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③ 第23条③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ④ 第2条の規定により保険金を支払う事故の原因となると思われる偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用
- ⑤ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
- ⑥ 第26条（当会社による解決）の規定により、被保険者が当会社の求めに応じて協力するために直接要した費用

(注) 法律上の損害賠償金

被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。以下同様とします。

第6条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、前条①に規定する法律上の損害賠償金から保険証券に記載された免責金額を差し引いた金額については、保険証券記載の支払限度額を限度として算出し、前条②から⑥までの費

用については、その全額を支払います^(注)。

$$\boxed{\text{前条①に規定する法律上の損害賠償金}} - \boxed{\text{保険証券に記載された免責金額}} + \boxed{\text{前条②から⑥までの費用}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(注) 全額を支払います

前条①に規定する法律上の損害賠償金が保険証券に記載された免責金額を下回る場合であっても、前条②から⑥までの費用は全額支払うものとします。

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金が保険証券記載の支払限度額を超える場合、前条⑤に規定する費用は、次の算式によって算出します。

$$\boxed{\text{前条⑤に規定する費用}} \times \frac{\boxed{\text{支払限度額}}}{\boxed{\text{前条①に規定する法律上の損害賠償金}}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

第3章 基本条項

第7条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第8条 (保険責任のおよぶ地域)

当会社は、日本国内（日本国外における日本船舶内を含みます。）において生じた事故による損害に対してのみ保険金を支払います。

第9条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、当会社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) (2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第17条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

第10条 (通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

(注) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において、この条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因を知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には、適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第17条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除にかかわる危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲^(注)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) この保険契約の引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (7) (6)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第17条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除にかかわる危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第11条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第12条 (保険料の精算)

- (1) 保険料が、賃金、入場者、売上高または領収金等に対する割合によって定められる場合においては、保険契約者は、保険契約の終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な書類を当会社に提出しなければなりません。
- (2) 当会社は、保険期間中および保険契約終了後1年間に限り、保険料を算出するために必要な保険契約者または被保険者の書類をいつでも閲覧することができます。
- (3) (1)または(2)の書類に基づいて算出された保険料と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、当会社はその差額を返還または請求します。

第13条 (保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第14条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第15条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第16条（重大事由による解除）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ ①および②のほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①および②の事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)のいずれかの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第17条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第9条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、危険増加または危険の減少が生じた時以後の期間^(注)に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

(注) 危険増加または危険の減少が生じた時以後の期間
保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以後の期間をいいます。

- (3) (1)または(2)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったとき^(注1)は、当社は、保険金を支払いません^(注2)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。この場合において、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注1) 保険契約者がその支払を怠ったとき
当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

(注2) 当社は、保険金を支払いません
既に保険金を支払っていた場合は、当社は、その返還を請求することができます。

- (4) 当社は、(1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき

計算した、未経過期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

- (5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者が保険契約条件の変更日^(注)までにその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款に従い、保険金を支払います。

(注) 保険契約条件の変更日

保険契約者による通知を当会社が受領し、承認した時以後で、保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。ただし、その日がその通知を当会社が受領した日と同じである場合は、当会社が保険契約条件の変更を承認した時とします。以下同様とします。

第19条 (保険料の返還—無効または失効の場合)

- (1) 第13条 (保険契約の無効) の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効^(注)となる場合には、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対して月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注) 失効

保険契約の全部または一部の効力が、保険契約締結後に失われることをいいます。以下同様とします。

- (3) (2)の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、売上高または領収金等に対する割合によって定められた保険契約が失効した場合には、第12条 (保険料の精算) (3)の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。

第20条 (保険料の返還—取消しの場合)

第14条 (保険契約の取消し) の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第21条 (保険料の返還—解除の場合)

- (1) 第9条 (告知義務) (2)、第10条 (通知義務) (2)、(6)、第16条 (重大事由による解除) (1)、第18条 (保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合) (3)またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対して月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (2) 第15条 (保険契約者による保険契約の解除) の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対し、別表に定める短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。この場合において、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときは、当会社は、その額を返還する保険料から差し引いて、その残額を返還します。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、売上高または領収金等に対する割合によって定められた保険契約の場合において、当会社または保険契約者が、第9条(告知義務)、第10条(通知義務) (2)、(6)、第15条 (保険契約者による保険契約の解除)、第16条 (重大事由による解除) (1)または第18条 (保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合) (3)の規定により、この保険契約を解除したときは、第12条 (保険料の精算) (3)の規定によって保険料を精算します。

第22条 (調査)

- (1) 被保険者は、常に事故の発生を予防するために必要な措置を講ずるものとなります。
- (2) 当会社は、保険期間中いつでも(1)の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に求めることができます。

第23条 (事故発生時の義務)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ② 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。
 - ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ③ 他人に損害賠償の請求^(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑥ 他の保険契約等の有無および内容^(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑦ ①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第24条 (事故発生時の義務違反)

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 前条①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② 前条②または⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
 - ③ 前条③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求^(注)をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ 前条④の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条②もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第25条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- (3) (2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第26条 (当社による解決)

当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当ることができます。この場合におい

て、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第27条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 損害賠償金にかかわる保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ③ 財物の損壊にかかわる保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（既に支払がなされた場合は、その領収書とします。）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます。）
 - ④ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書または死体検案書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ⑤ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑥ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑦ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族

(注) 配偶者

法律上の配偶者に限ります。以下(3)において同様とします。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容、損害の額、損害の程度、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に定めるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第28条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日^(注)からその日を含めて30日以内に、当会社

が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。以下この条において同様とします。

- (2) (1)の確認をするため、次に定める特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に定める日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。）を経過する日までに保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
 - ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会^(注) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定にかかわる専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注) 捜査または調査の結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)および(2)に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

第29条（時効）

保険金請求権は、第27条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第30条（先取特権）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払う事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注)について先取特権を有します。

(注) 保険金請求権
第5条(損害の範囲)の費用に対する保険金請求権を除きます。
以下同様とします。

- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとし、
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合(被保険者が賠償した金額を限度とします。)
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が①の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合(損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。)
- (3) 保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または②③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、②①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第31条(損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

保険証券記載の支払限度額が、前条②②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第5条(損害の範囲)の規定により当社に対して請求することができる保険金の合計額^(注)に不足する場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとし、

(注) 保険金の合計額
第5条(損害の範囲)②から⑥までの費用を除きます。

第32条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 損害賠償請求権その他の債権
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2) ①②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第33条(保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとし、
- (2) ①の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合に

は、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。

- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款、特別約款および特約に関する義務を負うものとします。

第34条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第35条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表

短期料率表

既経過期間	短期料率
7日まで	10%
15日まで	15%
1か月まで	25%
2か月まで	35%
3か月まで	45%
4か月まで	55%
5か月まで	65%
6か月まで	70%
7か月まで	75%
8か月まで	80%
9か月まで	85%
10か月まで	90%
11か月まで	95%
1年まで	100%

附則

- (1) 第30条（先取特権）(1)および同条(2)ならびに第31条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定は、保険法（平成20年法律第56号）の施行日以後に事故が発生した場合に適用します。
- (2) 第30条（先取特権）(3)の規定は、保険法の施行日以後に保険金請求権^(注)の譲渡または保険金請求権を目的とする質権の設定もしくは差押えがされた場合に適用します。

(注) 保険金請求権

保険法の施行日前に発生した事故にかかわるものを除きます。
以下同様とします。

施設所有（管理）者特別約款

第1条（事故）

この特別約款において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払う場合）の「事故」とは、次のいずれかに該当する事故をいいます。

- ① 被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施設または設備（以下「施設」といいます。）に起因する偶然な事故
- ② 施設の用法に伴う保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の遂行に起因する偶然な事故

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、^{いつ}溢出またはスプリンクラーからの内

- 容物の漏出もしくは溢^{いっ}出による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ② 屋根、扉、窓もしくは通風孔等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
 - ③ 排水または排気(煙を含みます。)に起因する損害賠償責任
 - ④ 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
 - ⑤ 航空機、昇降機、自動車または施設外における船・車両(原動力が専ら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ⑥ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
 - ⑦ 仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し)または放棄の後に、仕事の結果に起因する損害賠償責任(被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材は、仕事の結果から除きます。)

第3条 (準用規定)

この特別約款に定めのない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

●漏水補償特約 (施設用)

第1条 (保険金を支払わない場合の適用除外)

当社は、施設所有(管理)者特別約款(以下「特別約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)①の規定にかかわらず、給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢^{いっ}出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくは溢^{いっ}出による財物の損壊に起因する損害に対して、保険金を支払います。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、特別約款および特約の規定を準用します。

●油濁損害補償対象外特約

第1条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、この特約により、被保険者が次の①または②に掲げる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 石油物質が公共水域に流出したことに起因する水の汚染による他人の財物の損壊に起因する損害賠償責任
 - ② 水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任
- (2) 当社は、石油物質が保険証券記載の施設から流出し、公共水域の水を汚染し、またはそのおそれがある場合において、処理費用その他損害の発生および拡大の防止のために要した費用については、被保険者が支出したと否とにかかわらず、保険金を支払いません。

第2条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

- ① 石油物質とは、次のア. からウ. に掲げるものをいいます。
 - ア. 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類
 - イ. ア. 記載の石油類より誘導される化成品類
 - ウ. ア. またはイ. に記載された物質を含む混合物、廃棄物および残渣
- ② 公共水域とは、次のア. からエ. までに掲げるものをいいます。
 - ア. 海
 - イ. 河川法(昭和39年法律第167号)にいう一級河川および二級河川
 - ウ. 国または都道府県が管理する湖、沼、貯水池
 - エ. 運河
- ③ 処理費用とは、石油物質の拡散防止、捕回収取、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等に要する費用をいいます。

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および施設所有（管理）者特別約款の規定を準用します。

● 専門職業人補償対象外特約

第1条 (保険金を支払わない場合)

この保険契約において、当社は、施設所有(管理)者特別約款第1条(事故)、旅館特別約款第2条(事故)および店舗特別約款第1条(事故)(以下これらを「特別約款」といいます。)の規定にかかわらず、被保険者が次に規定する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者、その使用人またはその他被保険者の業務の補助者が行う次の仕事に起因する損害賠償責任
 - ア. 人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防または死体の検案
 - イ. 医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示
 - ウ. 身体美容または整形
 - エ. マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等
- ② 弁護士、会計士、建築士等の職業人がその資格に基づいて行う行為に起因する損害賠償責任
- ③ 建築、土木、組立その他の工事の遂行に起因する損害賠償責任

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

● 管理財物の範囲に関する特約 (施設用)

第1条 (保険の対象)

賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第4条(保険金を支払わない場合—その2)②に定める「被保険者の管理する財物」とは以下に掲げるものをいいます。

- ① 作業対象物
被保険者が保険証券に記載された業務を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている他人の財物の最小単位部分。ただし、借用財物および受託財物は作業対象物に含みません。
- ② 借用財物
有償、無償にかかわらず、被保険者が第三者より借り入れている財物
- ③ 受託財物
次の財物をいいます。
 - ア. 発注者等から支給された資材その他の支給品^(注)
 - イ. 運送・荷役・撤去・移設の対象物
 - ウ. 被保険者が所有または賃借する施設において貯蔵・保管・組立・加工・修理・点検を目的として被保険者が受託している財物
- ④ その他の管理財物

(注) その他の支給品

被保険者が販売し販売先等の他人に所有権が移転しているものの、引渡しまたは設置が完了していない財物は支給品とみなし
ます。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および施設所有（管理）者特別約款の規定を準用します。

④B縮小支払特約 (施設・企業総合用)

第1条 (保険金の縮小支払)

- (1) 賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第6

条(支払保険金の計算)(1)の規定にかかわらず、1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、普通約款第5条(損害の範囲)①に規定する法律上の損害賠償金から保険証券に記載された免責金額を差し引いた金額に保険証券記載の縮小割合を乗じて得た金額については、保険証券記載の支払限度額を限度として算出し、普通約款第5条②から⑥までの費用については、その全額を支払います。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \left(\boxed{\text{普通約款第5条①に規定する法律上の損害賠償金}} - \boxed{\text{免責金額}} \right) \times \boxed{\text{保険証券記載の縮小支払割合}} + \boxed{\text{普通約款第5条②から⑥までの費用}}$$

- (2) (1)の規定は、施設所有(管理)者特別約款(以下「特別約款」といいます。)について適用されます。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

⑩6対物間接損害補償対象外特約(施設・企業総合用)

第1条(損害の範囲)

当会社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第5条(損害の範囲)①に規定する法律上の損害賠償金のうち、財物の損壊に起因する損害賠償金に関しては、直接の復旧費用のみについて保険金を支払うものとし、その財物の使用不能に起因する損害賠償金(得べかりし利益の喪失に起因する損害賠償金を含みます。)については保険金を支払いません。

第2条(費用の範囲)

1回の事故につき、当会社の支払う、普通約款第5条(損害の範囲)⑤の費用は、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{普通約款第5条⑤の費用}} \times \frac{\boxed{\text{前条により当会社が支払うべき直接の復旧費用に係る損害賠償金}}}{\boxed{\text{被保険者が被害者に支払うべき財物の損壊に起因する損害賠償金}}}$$

第3条(適用約款)

この特約の規定は、施設所有(管理)者特別約款(以下「特別約款」といいます。)について適用します。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

⑩7記名被保険者間交差責任補償特約(施設用)

第1条(交差責任の補償)

(1) 賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)および施設所有(管理)者特別約款(以下「特別約款」といいます。)の規定は、各記名被保険者につき別個にこれを適用し、記名被保険者相互間の関係は、それぞれ互いに他人とみなします。

(2) (1)の記名被保険者とは、被保険者の定義に関する特約第1条(被保険者の定義)(以下「特約」といいます。)(1)①に定める記名被保険者をいいます。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

⑩8鉄道(軌道)業者特約

第1条(保険金を支払う損害)

この特約において、施設所有(管理)者特別約款(以下「特別約款」

といたします。) 第1条(事故)の規定にかかわらず、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2条(保険金を支払う場合)の「損害」とは、被保険者が所有、使用もしくは管理する次の施設または次の仕事の遂行に起因する損害に限ります。

① 施設

次に規定するものをいいます。

ア. 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年国交省令第151号)第3章、第6章、第7章、第9章に規定する施設

イ. 同省令第1章に規定する停車場^(注)

ウ. 軌道運転規則(昭和29年運輸省令第22号)第2章第1節に規定する施設

エ. 鉄道車両等生産動態統計調査規則(昭和29年運輸省令第15号)第3条第1項に規定する鉄道車両

② 仕事

①エ. に規定する「鉄道車両」を鉄道営業または軌道営業のために運行することをいいます。

(注) 停車場

停車場とは、駅、信号場および操車場をいいます。

第2条(保険金を支払わない場合)

当会社は、普通約款第3条(保険金を支払わない場合—その1)および第4条(保険金を支払わない場合—その2)ならびに特別約款第2条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。

① 被保険者またはその使用人が、故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害賠償責任

② 施設に存在する欠陥、磨滅、腐食またはその他自然の消耗に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者またはその使用人が相当の注意を払ったにもかかわらず、これらの事実を発見できなかった場合は除きます。

③ 被保険者の使用人が所有または私有する財物が滅失、損傷、汚損し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する損害賠償責任

第3条(読替規定)

特別約款第2条(保険金を支払わない場合)⑤の規定は、「航空機、自動車、船舶もしくは施設外における動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任」と読み替えて適用します。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

⑧6 人格権侵害補償特約(施設用)

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2条(保険金を支払う場合)および施設所有(管理)者特別約款(以下「特別約款」といいます。)第1条(事故)の規定にかかわらず、被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施設または施設の用法に伴う保険証券記載の仕事の遂行に起因して、保険期間中に、被保険者または被保険者以外の者が行った次に掲げる不当な行為(以下「不当行為」といいます。)により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

① 不当な身体^みの拘束による自由の侵害または名誉毀損^き

② 口頭、文書、図面その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

第2条(保険金を支払わない場合)

当会社は、普通約款第3条(保険金を支払わない場合—その1)および第4条(保険金を支払わない場合—その2)ならびに特別約款第2条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、被保険者が次の損

害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する損害賠償責任
- ② 直接であると間接であるとかかわらず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ④ 不当行為と知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任

第3条（支払限度額）

- (1) 当会社が、この特約に従い、被害者1名および1事故につき、支払う保険金の額は、保険証券に記載された特別約款の身体の障害にかかわる支払限度額または2億円のいずれか低い額を限度とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が、この特約に従い、保険期間中に支払う保険金の額は、保険証券に記載された特別約款の身体の障害にかかわる1事故支払限度額または2億円のいずれか低い額を限度とします。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、この保険契約において当社が支払う法律上の損害賠償金の額は、保険証券記載の1事故あたりの支払限度額を超えないものとします。

第4条（縮小支払割合）

普通約款第6条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、当社は、1回の事故について、この特約に従い保険金を支払う損害の額が保険証券に記載された特別約款の身体の障害にかかわる免責金額を超過する場合に限り、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、第3条（支払限度額）に定める支払限度額を限度とします。

この特約の支払額	＝	第1条（保険金を支払う場合）に定める損害の額	－	保険証券に記載された特別約款の身体の障害にかかわる免責金額	×	保険証券記載の縮小支払割合
----------	---	------------------------	---	-------------------------------	---	---------------

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

⑤ マンション特約（交差責任補償）

第1条（被保険者の範囲）

この特約の適用により、この保険契約の被保険者は、保険証券記載の管理組合（以下「管理組合」といいます。）および保険証券記載の管理会社（以下「管理会社」といいます。）をいいます。

第2条（共用部分等の取扱い）

当社は、この特約により、施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（事故）にいう仕事の対象となる保険証券記載の建物の共用部分（管理入室等の管理会社が専用使用する部分を除きます。）または昇降機について、管理会社に関しては、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合—その2）②の適用にあたり、被保険者が所有、使用または管理する財物とはみなしません。ただし、その共用部分または昇降機の修理、改造または取りこわし等を行う場合を除きます。

第3条（交差責任補償）

当社は、普通約款および特別約款の適用にあたって、管理組合および管理会社は相互に普通約款第2条（保険金を支払う場合）に規定する

他人とみなします。ただし、1回の事故につき、当社が支払うべき損害賠償金は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合も保険証券記載の支払限度額を超えないものとします。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、管理組合が保険証券記載の建物の共用部分（敷地、附属施設および昇降機を含みます。）の損壊につき損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

⑥ マンション特約（交差責任補償対象外）

第1条（被保険者の範囲）

この特約の適用により、この保険契約の被保険者は、保険証券記載の管理組合（以下「管理組合」といいます。）および保険証券記載の管理会社（以下「管理会社」といいます。）をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、管理組合または管理会社が保険証券記載の建物の共用部分（敷地、附属施設および昇降機を含みます。）の損壊につき損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しは、保険金を支払いません。

第3条（責任の限度）

1回の事故につき、当社が支払うべき損害賠償金は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合も保険証券記載の支払限度額を超えないものとします。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款の規定を準用します。

⑦ マンション特約（管理組合用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、被保険者が保険証券記載の建物の共用部分（敷地、附属施設および昇降機を含みます。）の損壊につき法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払いません。

第2条（責任の限度）

1回の事故につき当社が支払うべき損害賠償金は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合も保険証券記載の支払限度額を超えないものとします。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款および昇降機特別約款の規定を準用します。

⑧ スポーツ・レクリエーション特約

第1条（事故）

- (1) 施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（事故）に規定する事故とは、スポーツ・レクリエーション行事開催中に生じた、その行事に起因する偶然な事故をいいます。
- (2) (1)のスポーツ・レクリエーション行事とは、被保険者が主催する保険証券記載のスポーツ・レクリエーション行事をいい、次の①および②の要件をいずれも満たす行事をいいます。
 - ① 次のいずれかの要件を備えて実施するスポーツ・レクリエーション行事で、被保険者または被保険者の委託を受けた者の管理下にあること。
 - ア. 被保険者がスポーツ・レクリエーション行事の企画・立案をしていること。
 - イ. 運営担当者または指導員の参加があること。
 - ウ. スポーツ・レクリエーション行事实施のための費用を要するも

のであること。

- ② 被保険者の代表者またはこれに代わる者があらかじめ承認し、被保険者の主催するスポーツ・レクリエーション行事であることを客観的に証する書類があること。

第2条（被保険者の範囲）

この保険契約における被保険者は、スポーツ・レクリエーション行事の主権者およびその役員とします。

第3条（支払限度額）

1回の事故につき、当社が支払うべき損害賠償金は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合も保険証券記載の支払限度額を超えないものとします。

第4条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第4条（保険金を支払わない場合—その2）および特別約款第2条（保険金を支払わない場合）の規定のほか、被保険者が次の①または②に掲げる損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 被保険者がスポーツ・レクリエーションを開催する施設の所有者または管理者である場合には、その施設の所有、管理に起因する損害賠償責任。ただし、スポーツ・レクリエーション開催中において、その参加者に対して負う損害賠償責任を除きます。
- ② スポーツ・レクリエーション主催者もしくはその役員またはスポーツ・レクリエーションの主権、企画もしくは運営に従事する者が被った身体の障害または財物の損壊に起因する損害賠償責任

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

① ボーイスカウト賠償責任特約

第1条（事故）

この特約において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払う場合）の「事故」とは、以下の各特別約款ごとに次のとおりとします。

- ① 施設所有（管理）者特別約款（以下「施設特別約款」といいます。）の適用がある場合、施設特別約款第1条（事故）に規定する「事故」とは、被保険者^(注1)が指導および主催する団活動^(注2)が行われている間に発生した偶然な事故をいいます。
- ② 生産物特別約款の適用がある場合、生産物特別約款第1条（事故）に規定する「事故」とは、被保険者が、団活動における指導の対象者たる団員^(注3)に対し行った給食活動に起因して発生した偶然な事故をいいます。
- ③ 保管者特別約款の適用がある場合、保管者特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する「事故」とは、被保険者が、団活動が行われている間に保管物（団活動中に、団員以外の他人より一時的に預かった財物をいいます。）を損壊し、紛失し、または盗取されたことをいいます。

(注1) 被保険者

団活動の主権者、役員および責任者をいいます。

(注2) 団活動

ビーバースカウト、カブスカウト、ボーイスカウト、ガールスカウト、ベンチャースカウト、ローバースカウト等の、スカウトとしての活動をいいます。以下同様とします。

(注3) 団員

団活動を行うために被保険者に登録された者をいいます。以下同様とします。

第2条（団活動の範囲）

団活動を目的として、被保険者にあらかじめ届け出られた活動および

所定の場所に集合して行われる活動をいいます。ただし、活動が行われる場所と、各団員の自宅との往復途上は、活動中とはみなしません。

第3条 (他人の範囲)

この特約において施設特別約款または生産物特別約款の適用がある場合、普通約款第2条(保険金を支払う場合)に規定する「他人」には、団員を含むものとします。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、施設特別約款、生産物特別約款および保管者特別約款の規定を準用します。

①工事危険補償特約 (施設用)

第1条 (施設工事危険の補償)

- (1) 当社は、この特約により、施設所有(管理)者特別約款(以下「特別約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)④の規定にかかわらず、保険証券記載の施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害に対して、保険金を支払います。
- (2) (1)の規定は、被保険者が建築、土木、組立その他の工事業者である場合には適用しません。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

②作業対象物補償特約 (施設用)

第1条 (作業対象物の補償)

- (1) 当社は、この特約により、被保険者が施設外において保険証券に記載された業務を遂行するにあたり、被保険者が管理財物の範囲に関する特約(施設用)第1条(保険の対象)①に規定する作業対象物(以下「作業対象物」といいます。)を損壊したことについて法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。この場合において、作業対象物は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第4条(保険金を支払わない場合—その2)②にいう「被保険者が所有、使用または管理する財物」とはみなしません。
- (2) (1)の作業対象物には航空機、自動車、船舶、車両(原動力が専ら人力である場合を除きます。)を含みません。
- (3) (1)の施設とは、被保険者が所有または借用する不動産をいいます。

第2条 (建築業者等の除外)

被保険者が建築、土木、組立その他の工事業者または倉庫業者、運輸業者、荷役業者、梱包業者である場合には、前条の損害に対して、保険金を支払いません。

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および施設所有(管理)者特別約款の規定を準用します。

③油濁賠償責任補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
公共水域	次に掲げるものをいいます。 ① 海 ② 河川法(昭和39年法律第167号)にいう一級河川および二級河川 ③ 国または都道府県が管理する湖、沼、貯水池 ④ 運河
施設	保険証券記載の施設をいいます。

用語	定義
準用河川	一級河川、二級河川以外の河川で市町村長が準用河川として指定し、河川法の規定が準用される河川のうち、直接または間接的に公共水域に連続するものをいいます。
処理費用	石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等に要する費用をいいます。
石油物質	次に掲げるものをいいます。 ① 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類 ② ①に記載された石油類より誘導される化成品類 ③ ①および②に記載された物質を含む混合物、廃棄物および残渣
持分割合	被保険者の共有持分割合をいいます。

第2条 (特別約款の適用除外)

- (1) この特約においては、当会社は、施設所有(管理)者特別約款(以下「特別約款」といいます。)の規定はすべて適用せず、この特約の規定を適用するものとします。
- (2) 当会社は、特別約款に自動付帯される油濁損害補償対象外特約および防御費用に関する特約は適用しません。

第3条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、この特約により、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、保険期間中に、石油物質が施設から公共水域へ不測かつ突発的に流出したことに起因して、被保険者が次の法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
 - ① 水の汚染による他人の財物の損壊に対する損害賠償責任
 - ② 水の汚染によって漁獲高が減少し、または漁獲物の品質が低下したことに基づく漁業権者に対する損害賠償責任
- (2) 当会社は、保険期間中に石油物質が施設から不測かつ突発的に被保険者の所有、使用または管理する区域外に流出し、公共水域の水を汚染した場合において、処理費用を被保険者が支出したときは、その金額を支払います。
- (3) 当会社は、(1)②または(2)において保険金を支払う場合に限り、次の損害または費用に対して保険金を支払います。
 - ① (1)の公共水域への流出と同一の原因により、石油物質が施設から準用河川へ不測かつ突発的に流出したことに起因して、被保険者が(1)②の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ② (2)の公共水域への流出と同一の原因により、石油物質が施設から不測かつ突発的に被保険者の所有、使用または管理する区域外に流出し、準用河川の水を汚染した場合において、処理費用を被保険者が支出したときは、その費用

第4条 (油濁損害の範囲)

普通約款第5条(損害の範囲)の規定にかかわらず、当会社が前条の規定により保険金を支払うべき損害の範囲は、次に規定するものに限り、

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
- ② 石油物質が被保険者の所有、使用または管理する区域外に流出し、被保険者が支出した処理費用
- ③ 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した費用または有益な費用
- ④ 損害賠償に関する争訟につき、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ⑤ 当会社による損害賠償責任の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第5条 (支払保険金の計算)

- (1) 普通約款第6条(支払保険金の計算)の規定にかかわらず、当会社が支払う保険金の額は、次のとおりとします。
 - ① 前条①の損害賠償金および②の処理費用は、その合算額が1回の事故について保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限

り、その超過額のみを、保険証券に記載された1事故支払限度額を限度として支払います。

- ② 当会社が保険期間中に支払う保険金の額は、前条③から⑤までの費用を除き、期間中総支払限度額を超えないものとします。なお期間中総支払限度額は、保険証券に記載された1事故支払限度額と同額とし、保険証券に記載された「1事故支払限度額」の文言は「1事故支払限度額および期間中総支払限度額」と読み替えます。
- (2) 前条④の費用は、前条①の損害賠償金および②の処理費用の合算額が(1)②の期間中総支払限度額（当会社が既に保険金を支払っている場合は、その額を差し引きます。以下同様とします。）を超える場合は、期間中総支払限度額の前記合算額に対する割合によって、これを支払います。

第6条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次のいずれかに起因する油濁損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設の修理、改造または取りこわし等の工事
- ② 自動車、船舶または航空機の所有、使用または管理
- ③ 排水または排気（煙を含みます。）。ただし、不測かつ突発的に石油物質が流出した場合は除きます。
- ④ 被保険者の占有を離れた商品または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物
- ⑤ 仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡しとします。）または放棄の後の、仕事の結果^(注)

(注) 仕事の結果

被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材は、仕事の結果とはみなしません。

第7条（共有施設）

施設の全部または一部が共有である場合には、当会社は、その共有施設に起因する事故に関しては、その施設の全共有者が負担した第4条（油濁損害の範囲）①の損害賠償金および②の処理費用の合算額に持分割合を乗じた額が、1回の事故について、保険証券に記載された免責金額に持分割合を乗じた額を超過する場合に限り、その超過額のみを、保険証券に記載された1事故支払限度額に持分割合を乗じた額を限度として支払います。

第8条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

普通約款第31条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定にかかわらず、保険証券記載の支払限度額が、同条の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第4条（油濁損害の範囲）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとし、ます。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこの契約に付帯されるその他の特約の規定を準用します。

④6油濁超過損害額支払特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、油濁賠償責任補償特約（以下「油濁特約」といいます。）第5条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、油濁特約第4条（油濁損害の範囲）の損害の額の合算額が1回の事故について、保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみを、保険証券に記載された1事故支払限度額を限度として支払います。ただし、当会社が保険期間中に支払う保険金の額は、いかなる場合も、保険証券に記載された期間中総支払限度額を超えないものとします。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないか

ぎり、賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款、油濁特約およびこの契約に付帯されるその他の特約の規定を準用します。

(A22)シルバー人材センター特約

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員	シルバー人材センターの登録会員をいいます。
会員業務	会員が、シルバー人材センターまたはシルバー人材センターの紹介先から請け負った、または委託された業務をいいます。
回収措置	回収、検査、修理、交換その他の適切な措置をいいます。
管理財物	<p>業務の遂行中に管理する他人の財物うち、次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>① 作業対象物 被保険者が保険証券に記載された業務を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている他人の財物の最小単位部分。ただし、借用財物および受託財物は作業対象物に含みません。</p> <p>② 借用財物 有償、無償にかかわらず、被保険者が第三者より借り入れている財物</p> <p>③ 受託財物 次の財物をいいます。 ア. 発注者等から支給された資材その他の支給品(注) イ. 運送、荷役、撤去、移設の対象物 ウ. 被保険者が所有または賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検を目的として被保険者が受託している財物</p> <p>④ その他の管理財物 ①から③の財物を除き、現実的に被保険者の管理下にある財物をいいます。ただし次のいずれかに該当するものを除きます。 ア. 自動車 イ. 船舶(原動力が専ら人力である場合を除きます。)</p> <p>(注) その他の支給品 被保険者が販売し販売先等の他人に所有権が移転しているもののうち、引渡しまたは設置が完了していない財物は支給品とみなします。</p>
業務	シルバー人材センター業務および会員業務をいいます。
業務の結果	業務の終了(それぞれの業務の対象物の引渡しを要する場合は引渡しとします。)または放棄の後のそれぞれの業務の対象物をいいます。
工事場	業務を行っている場所で不特定多数の人が出入することを禁止されている場所をいいます。
工事場 関連施設	工事場以外に設置されたその工事に関する事務所、材料置場、工場などをいいます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

用語	定義
施設	シルバー人材センターが所有、使用または管理するすべての事業用設備（敷地内の動産を含みます。）をいいます。
シルバー人材センター	保険証券記載のシルバー人材センターをいいます。
シルバー人材センター業務	シルバー人材センターが行う業務をいいます。
生産物	シルバー人材センターまたは会員がその業務として生産、販売または提供し、その占有を離れた財物をいいます。
特別約款	施設所有（管理）者特別約款をいいます。
被保険者	次に該当する者をいいます。 ① シルバー人材センター ② 会員
普通約款	賠償責任保険普通保険約款をいいます。
見舞金	他人の生命または身体を害したことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することなく、慣習として支払う弔慰金、見舞金等をいいます。

第2章 共通事項

第2条（適用する特別約款）

この特約は、特別約款に付帯されます。

第3条（事故）

- (1) この保険契約においては、特別約款第1条（事故）の規定を読み替え、普通約款第2条（保険金を支払う場合）の「事故」とは、日本国内で発生した次の事故をいうものとします。
- ① 施設の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
 - ② シルバー人材センター業務に起因する偶然な事故
 - ③ シルバー人材センター業務の生産物またはその結果に起因する偶然な事故
 - ④ 会員業務の遂行に起因して発生した偶然な事故
 - ⑤ 会員業務の生産物または会員業務の結果に起因する偶然な事故
 - ⑥ 管理財物の損壊、紛失または盗取
- (2) 当社は、この保険契約において、特別約款第2条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。
- (3) 当社は、(1)⑥に関しては、普通約款第4条（保険金を支払わない場合—その2）②の規定を適用しません。

第4条（当会社の責任の始終）

当社は、保険期間中に発生した事故に対してのみ保険金を支払います。

第5条（他の被保険者との関係）

普通約款、特別約款およびこの特約の規定は、各被保険者につき別個にこれを適用し、被保険者相互間の関係は、それぞれ互いに他人とみなします。

第6条（訴訟対応費用）

- (1) この保険契約において、普通約款第5条（損害の範囲）⑤に定める費用には、事故が発生した場合において訴訟対応のために被保険者が当会社の承認を得て支出した次のいずれかに該当する費用を含むものとします。
- ア. 割増賃金、臨時雇入費用等の労働力費用、増設コピー機の賃借費用
 - イ. 意見書、鑑定書作成依頼のために必要な費用、損害賠償請求者または裁判所に提供する文書作成のために必要な費用
 - ウ. 事故再現実験費用
- (2) この契約に自動付帯される防衛費用に関する特約第2条（争訟費用の外枠払い）の規定にかかわらず、当社が支払うべき(1)に定める費

用については1回の事故および保険期間中について50万円を限度とします。

第7条（保険金の分担の特則）

当社は、普通約款第25条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、第3条（事故）に規定する事故に起因して当社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、この保険契約の保険期間開始日以前に保険期間が終了した他の同種の保険契約とこの保険契約の保険責任が重複するときには、その損害の額がその他の保険契約等により補償されるべき金額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

第8条（準用規定）

- (1) この保険契約においてはこの特約を優先的に適用し、この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。
- (2) この保険契約には、この保険契約に自動付帯される被保険者の定義に関する特約の規定を適用しません。

第3章 施設・業務危険補償条項

第9条（この章の適用）

この章の規定は、第3条（事故）(1)①、②および④の事故（以下この章において「事故」といいます。）について適用します。

第10条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）および第4条（保険金を支払わない場合—その2）に規定する損害のほか、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても保険金を支払いません。

- ① 被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の損害賠償責任
 - ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊に起因する損害賠償責任
 - イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）、その収容物または土地の損壊に起因する損害賠償責任
 - ウ. 地下水の増減^{じんあい}に起因する損害賠償責任
- ② 塵埃または騒音に起因する損害賠償責任。ただし、請負業務に限ります。
- ③ 航空機、自動車または船舶の所有、使用または管理（貨物の積込みもしくは積卸し作業を除きます。）に起因する損害賠償責任
- ④ 業務の対象物の損壊自体に基づく損害賠償責任
- ⑤ 業務の結果に起因する損害賠償責任（被保険者が業務の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は、業務の結果とはみなしません。）
- ⑥ 被保険者の占有を離れ施設外にある財物に起因する損害賠償責任
- ⑦ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する損害賠償責任
- ⑧ 屋根、扉、窓、通風孔等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑨ 第3条（事故）(1)①の施設（施設にある昇降機を含みます。）の事故の場合、施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任

第11条（工事場内建設用工作車危険補償）

- (1) 工事場内、工事場関連施設における次のいずれかに該当するもの（以下「建設用工作車」といいます。）は前条③にいう自動車とはみなしません。ただし、公道走行中は除きます。
 - ① ブルドーザー、アングルドーザー、タイヤドーザー、スクレーパー、モーターグレーダー、レーキドーザー、モータースクレーパー、ロータリスクレーパー、ロードスクレーパー（キャリアール）、ロードローラー、除雪用スノーブラウ
 - ② パワーショベル、ドラグライン、クラムシェル、ドラグショベル、

ショベルカー、万能掘削機、スクープモービル、ロッカーショベル、パケットローダー、ショベルローター

- ③ ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンベヤー、発電機自動車
 - ④ コンクリートポンプ、ワゴンドリル、フォークリフトトラック、クレンカー
 - ⑤ ①から④までを牽引するトラクター、整地または農耕用トラクター
 - ⑥ ターナロッカー
 - ⑦ コンクリートミキサーカー、ミキサーモービル、コンクリートアジテーター、生コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車
 - ⑧ その他①から⑦に類するもの。ただし、ダンプカーを含みません。
- (2) 当社は、普通約款第25条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、(1)に掲げた建設用工作車の所有、使用または管理に起因して当社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その建設用工作車に自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険（責任共済を含みます。以下「自賠償保険」といいます。）の契約を締結すべきもしくは締結しているときまたは自動車保険契約を締結しているときは、その損害の額がその自賠償保険および自動車保険契約により支払われるべき金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。
- (3) 当社は、(2)に規定された自賠償保険および自動車保険契約により支払われるべき保険金の額の合算額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として普通約款第6条（支払保険金の計算）の規定を適用します。

第12条（見舞費用保険金の支払）

- (1) 当社は、事故が発生し、その結果として他人の身体の障害が発生した場合において、その事故について被保険者が見舞金を支払い、または見舞品を購入したときには、見舞費用保険金として、そのために要した社会通念上妥当な費用を支払います。
- (2) (1)に定める費用については1回の事故および保険期間中について10万円を限度とします。
- (3) 見舞費用保険金は、防御費用に関する特約第1条（防御費用の定義）④の「その他損害の発生または拡大を防止するために支出した有益な費用」に含まれるものとします。

第13条（見舞金費用保険金の請求）

- (1) 見舞金についての当社に対する保険金請求権は、前条に定める見舞金を支払った時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が前条の規定に基づき見舞費用保険金の支払を受けようとする場合は、普通約款第27条（保険金の請求）(2)に規定する書類のほかに被保険者が支払った見舞金にかかわる被害者の受領書等、被保険者の支払を証明する書類を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、(1)の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

第4章 生産物危険補償条項

第14条（この章の適用）

この章の規定は、第3条（事故）(1)③および⑤の事故（以下、この章において「事故」といいます。）について適用します。

第15条（1事故の定義）

同一の原因から保険期間中に発生した一連の事故は、発生時間または発生場所が異なる場合でも1事故とみなします。

第16条（保険期間中の支払限度額）

保険期間中の総支払限度額は、身体の障害に起因する損害および財物の損壊に起因する損壊ともに保険証券記載の1事故支払限度額と同額とします。

第17条（回収措置義務）

- (1) 被保険者は、生産物または業務の対象物の欠陥に基づく事故が発生した場合、または事故の発生するおそれのあることを知った場合は、事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく生産物もしくは業務の

結果またはこれらが一部をなす財物について、回収措置を講じなければなりません。

- (2) 当会社は、生産物もしくは業務の結果またはこれらが一部をなす財物につき回収措置が講じられた場合に、その措置に要した費用については、被保険者が支出したと否とにかかわらず、保険金を支払いません。
- (3) 被保険者が正当な理由なく、(1)の回収措置を怠った場合は、当会社はその措置を講じなかったことによって生じた損害を差し引いて保険金を支払います。

第18条 (保険金を支払わない場合—その1)

当会社は、普通約款第3条(保険金を支払わない場合—その1)および第4条(保険金を支払わない場合—その2)に規定する損害のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 生産物または業務の欠陥に起因するその生産物または業務の対象物の損壊自体^(注1)に対する損害賠償責任
- ② 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った業務の結果に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者が業務の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材に起因する損害賠償責任
- ④ 完成品である次の商品、製品の製造業者^(注2)が負担する、これらの完成品に起因する損害賠償責任
 - ア. 医薬品、体内に挿入または移植される医療機械、医療用具、医療器具
 - イ. 自動車、車両(原動力が専ら人力である場合を除きます。)、船舶、航空機
- ⑤ 直接であると間接であるとはにかかわらず、輸血もしくは血液製剤から生じた後天性免疫不全症候群、後天性免疫不全症候群の原因物質またはB型もしくはC型肝炎に起因する損害賠償責任

(注1) 損壊自体

生産物または業務の対象物の一部の欠陥によるその生産物または業務の対象物の他の部分の損壊を含みます。

(注2) 製造業者

完成品の原材料または部品等のみを製造している者を除き、完成品の輸入業者を含みます。

第19条 (保険金を支払わない場合—その2)

当会社は、前条のほか、直接であると間接であるとはにかかわらず、被保険者またはその使用人もしくはその他の被保険者の業務の補助者が行う次の業務の結果に起因する損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 身体の障害の治療・軽減・予防、診察、診断、療養の方法の指導、矯正または出産の立会い、検案または診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為等^(注)
- ② 薬品の調剤または投与
- ③ はり、きゅう、マッサージ、指圧または柔道整復

(注) 医療行為等

美容整形、医学的墮胎、助産または採血その他医師または歯科医師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれがある行為を含みます。

第5章 管理財物補償条項

第20条 (この章の適用)

この章の規定は、第3条(事故)(1)⑥について適用します。

第21条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者、その代理人またはこれらの者の使用人が行い、もしくは加担した盗取に起因する損害賠償責任
- ② 被保険者の使用人が所有し、または私用する財物の損壊、紛失もしくは盗難に起因する損害賠償責任
- ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、徽章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する管理財物の損壊、紛失または盗難に起因する損害賠償責任
- ④ 原因がいかなる場合でも、自然発火または自然爆発した管理財物自体の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑤ 自然の消耗もしくは性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑥ 屋根、扉もしくは通風孔等から入る雨または雪等による管理財物の損壊に起因する損害賠償責任

第22条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき金額は、被害のあった管理財物が、事故の生じた地および時において、もし被害を受けていなければ有したであろう価額を超えないものとします。

第23条（貴重品等の事故）

当会社は、被害のあった管理財物が貨幣、紙幣、有価証券、宝石、貴金属またはその他これらに類する場合は、第3条（事故）(1)⑥に定める事故のほか、これらの管理財物が詐取されたときについても、同条(1)⑥の事故とみなします。

第24条（引渡し後の損害補償対象外）

当会社は、第3条（事故）(1)⑥の規定にかかわらず、管理財物がその正当な権利を有する者に引き渡された日からその日を含めて2週間を経過した日以降に発見されたその管理財物の損壊、盗難、詐取または紛失に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第25条（管理財物に対する支払限度額）

当会社が普通約款第6条（支払保険金の計算）(1)により支払うべき金額は、第3条（事故）(1)⑥に規定する事故については、普通約款第5条（損害の範囲）②から⑥までの費用を除き、1回の事故について、保険証券記載の財物に対する支払限度額または2,000万円のいずれか低い額を限度とします。

②③共通支払限度額特約（シルバー人材センター用）

第1条（1回の事故における支払限度額）

- (1) 当会社が賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（支払保険金の計算）により支払う保険金の額は、1回の事故について身体の障害に起因する損害と財物の損壊に起因する損害とを合算して保険証券記載の支払限度額を限度とします。
- (2) (1)の支払う保険金の額には、普通約款第5条（損害の範囲）②から⑥までの費用を含みません。

第2条（保険期間中の支払限度額）

- (1) 前条(1)の規定にかかわらず、当会社がシルバー人材センター特約第3条（事故）③および⑤に規定する事故につき、普通約款第6条（支払保険金の計算）により支払う保険金の額は、1回の事故および保険期間中について身体の障害に起因する損害と財物の損壊に起因する損害とを合算して保険証券記載の支払限度額を限度とします。
- (2) (1)の支払う保険金の額には、普通約款第5条（損害の範囲）②から⑥までの費用を含みません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、施設所有（管理）者特別約款、シルバー人材センター特約およびこの契約に付帯されるその他の特約の規定を準用します。

㉔管理財物限定補償特約

第1条 (管理財物の定義の変更)

この特約により、シルバー人材センター特約 (以下「特約」といいます。) 第1条 (用語の定義) における「管理財物」は、同条①の作業対象物のみをいうものとします。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、施設所有 (管理) 者特別約款および特約の規定を準用します。

㉕見舞金費用補償特約 (シルバー人材センター用)

第1条 (見舞金費用保険金を支払う場合)

(1) 当社は、シルバー人材センター特約第3条 (事故) ③または⑤の事故により、被保険者が他人の生命または身体を害した場合には、見舞金費用保険金として次の額を支払います。

① 被害者が死亡した場合は、1名につき10万円

② 被害者が入院した場合は、1名につき1万円

(2) (1)の保険金は1事故につき合計して次のいずれか低い額を限度とします。

① 保険証券記載の1事故あたりの身体障害の支払限度額

② 1,000万円

(3) (1)および(2)の保険金は、保険証券記載の支払限度額とは別に支払うものとします。

第2条 (保険金を支払う場合の制限)

前条の保険金は、賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通約款」といいます。)、施設所有 (管理) 者特別約款 (以下「特別約款」といいます。)、シルバー人材センター特約およびこの契約に付帯されたその他の特約に基づいて当社が他人の生命または身体を害したことに起因する賠償責任に基づく保険金を支払う場合に限り支払います。

第3条 (見舞費用保険金の請求)

(1) 当社に対する保険金請求権は、第1条 (見舞金費用保険金を支払う場合) に定める見舞金を支払った時から発生し、これを行することができるものとします。

(2) 被保険者が第1条 (見舞金費用保険金を支払う場合) の規定に基づき見舞費用保険金の支払を受けようとする場合は、普通約款第27条 (保険金の請求) (2)に規定する書類のほかに、被保険者が支払った見舞金に係る被害者の受領書等、被保険者の支払を証明する書類を当社に提出しなければなりません。

(3) (2)の書類に故意に事実と異なる記載をし、または事実を記載しなかった場合、もしくはその書類を偽造または変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、特別約款、シルバー人材センター特約およびこの契約に付帯されるその他の特約の規定を準用します。

㉖生産物自体の損害補償特約 (シルバー人材センター用)

第1条 (当社の支払責任)

(1) 当社は、この特約によりシルバー人材センター特約第17条 (回収措置義務) (2)および第18条 (保険金を支払わない場合—その1) ①の規定にかかわらず、シルバー人材センター特約第3条 (事故) (1)③または⑤の事故により、その生産物またはシルバー人材センター業務または会員業務の目的物自体 (以下これらを「目的物」といいます。) の損害およびその目的物を回収、検査、修理または交換するために被った損害に対して、保険金を支払います。ただし、被保険者が負う法律上の損害賠償責任の範囲に限ります。

- (2) (1)の損害について当会社が支払う保険金の額は、1事故につき次のいずれか少ない額を限度とします。
- ① 他人の身体または目的物以外の財物に生じた損害額のうち被保険者が負うべき損害賠償の額
 - ② 300万円
- (3) 当会社が支払う保険金の額は、(2)により支払われる保険金の額と、シルバー人材センター特約により支払われる保険金の額とを合算して、保険証券記載の支払限度額^(注)を限度とします。

(注) 保険証券記載の支払限度額

1事故あたりの財物損壊の支払限度額となります。ただし、保険期間中の支払限度額の残存支払限度額が1事故支払限度額を下回る場合には、残存支払限度額とします。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款、シルバー人材センター特約およびこの契約に付帯されるその他の特約の規定を準用します。

④有害鳥獣駆除に関する特約 (施設用)

第1条 (事故)

この特約において、施設所有(管理)者特別約款(以下「施設約款」といいます。)第1条(事故)に規定する「事故」とは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」といいます。)第9条の許可に基づく有害鳥獣駆除(以下「駆除」といいます。)の業務従事中に起因して生じた偶然な事故をいいます。

第2条 (被保険者の範囲)

- (1) この特約において「被保険者」とは次の者をいいます。この場合において、②の被保険者は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第4条(保険金を支払わない場合—その2)④に規定する「被保険者の使用人」とはみなしません。
- ① 地方公共団体またはその地方公共団体より委託を受けた猟友会その他実施団体
 - ② ①の指示または監督の下、駆除を行う駆除従事者
- (2) 前条の事故について、(1)の被保険者間の関係は、それぞれ他人とみなします。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当会社は普通約款第3条(保険金を支払わない場合—その1)、第4条(保険金を支払わない場合—その2)および施設約款第2条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 狩猟免許を受けないで駆除を行っている間に生じた事故に起因する損害賠償責任
- ② 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)に定める許可を受けないで所持している銃器によって生じた事故に起因する損害賠償責任
- ③ ②の許可のないものに譲渡または貸与した銃器によって生じた事故に起因する損害賠償責任
- ④ 法第9条の許可を受けた駆除期間および駆除時間駆除区域等、許可内容を逸脱して駆除を行っている間に生じた事故に関する損害賠償責任
- ⑤ 他人の猟犬を殺傷したことに起因する損害賠償責任
- ⑥ 各都道府県の有害鳥獣駆除実施要領(名称は問いません。)に定める許可基準を満たさない、または違反した駆除もしくは駆除従事者によって生じた事故に起因する損害賠償責任

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、施設約款およびこの契約に付帯されるその他の特約の規定を準用します。

㊦ わな・網等に関する特約

第1条（事故）

施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（事故）にいう「施設」とは、被保険者が狩猟のために所持または使用するわな・網等（狩猟を目的として使用する鳥獣捕獲のための道具をいいます。ただし、その目的に従って使用している間に限ります。）をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合—その1）および第4条（保険金を支払わない場合—その2）、および特別約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって、被る損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 狩猟免許を受けずに狩猟を行っている間に生じた事故に起因する賠償責任
- ② 法令により定められた狩猟期間または捕獲時間外に狩猟を行っている間に生じた事故に起因する損害賠償事故
- ③ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に違反して行った狩猟または捕獲に関する賠償責任
- ④ 他人の猟犬を殺傷したことに起因する賠償責任
- ⑤ 仕掛けたわな・網等に最後に接触してから10日以上経過した後に生じた事故に起因する賠償責任

第3条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合は、保険契約は効力を失います。

第4条（保険料の返還）

普通約款第21条（保険料の返還—解除の場合）(2)の規定にかかわらず、普通約款第15条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除した場合は、当社は、保険料を返還しません。

第5条（個別適用）

普通約款、特別約款および特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

㊦ 人材派遣業者総合賠償責任保険特約

第1章 人材派遣事業補償条項

第1節 第三者危険補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

この節において、当社は、施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（事故）の規定にかかわらず、派遣労働者が派遣業務を遂行することにより他人の生命もしくは身体を害し（以下「身体の障害」といいます。）、またはその財物を損壊^(注)したことに伴って、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

(注) 損壊

滅失、損傷、汚損、紛失すること、または窃取もしくは詐取されることをいいます。以下同様とします。

第2条（被保険者の範囲）

この節において被保険者とは、派遣元およびすべての派遣先をいいます。

第3条（人格権侵害補償）

(1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）

す。)第2条(保険金を支払う場合)、特別約款第1条(事故)および第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、派遣業務を遂行するに伴い、保険期間中に、派遣労働者が行った不当行為^(注)により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

(注) 不当行為

次の①または②に掲げる不当な行為をいいます。以下この条において同様とします。

- ① 不当な身体^きの拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

(2) 当社は、普通約款第3条(保険金を支払わない場合—その1)、第4条(保険金を支払わない場合—その2)および特別約款第2条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、(1)の保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する損害賠償責任
- ② 直接であると間接であるとかかわらず、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた被保険者の使用人に対する不当行為に起因する損害賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任。ただし、この特約を付帯した保険契約が継続して締結されている場合で、最初の不当行為が継続前契約の保険期間内に行われたときは、この規定を適用しません。
- ④ 不当行為と知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任

第4条(不誠実行為補償)

(1) 当社は、普通約款第2条(保険金を支払う場合)、特別約款第1条(事故)および第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、派遣業務を遂行することに伴い、保険期間中に、派遣労働者が行った不誠実行為^(注)により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

(注) 不誠実行為

窃盗、強盗、詐欺、横領または機密情報漏洩^{えい}などの背任行為をいいます。以下この条において同様とします。

(2) 当社は、この節において普通約款第4条(保険金を支払わない場合—その2)②の規定を適用しません。

(3) 当社は、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、(1)の保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて行われた不誠実行為によって生じた損害賠償責任
- ② 最初の不誠実行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として行われた不誠実行為によって生じた損害賠償責任。ただし、この特約を付帯した保険契約が継続して締結されている場合で、最初の不誠実行為が継続前契約の保険期間内に行われたときは、この規定を適用しません。

第2節 派遣元・派遣先間危険補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) この節において、当会社は、特別約款第1条（事故）の規定にかかわらず、派遣労働者が派遣業務を遂行することにより、派遣先の財物を損壊した場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、この節において普通約款第4条（保険金を支払わない場合—その2）②の規定は適用しません。

第2条（被保険者の範囲）

この節において被保険者とは、派遣元をいいます。

第3条（不誠実行為補償）

- (1) 当会社は、普通約款第2条（保険金を支払う場合）、特別約款第1条（事故）および第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、派遣業務を遂行ことに伴い、保険期間中に、派遣労働者が派遣先に対して行った不誠実行為^(注)により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

(注) 不誠実行為

窃盗、強盗、詐欺、横領または機密情報漏洩^{えい}などの背任行為をいいます。以下この条において同様とします。

- (2) 当会社は、この節において普通約款第4条（保険金を支払わない場合—その2）②の規定を適用しません。
- (3) 当会社は、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて行われた不誠実行為によって生じた賠償責任
 - ② 最初の不誠実行為が保険期間の開始前になされ、その継続または反復として行われた不誠実行為によって生じた賠償責任。ただし、この特約を付帯した保険契約が継続して締結されている場合で、最初の不誠実行為が継続前契約の保険期間内に行われたときは、この規定を適用しません。
 - ③ 普通約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）②から⑤の事由に基づく秩序の混乱に乗じた不誠実行為によって生じた賠償責任

第3節 派遣元・派遣労働者間危険補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通約款第2条（保険金を支払う場合）および特別約款第1条（事故）の規定にかかわらず、保険証券記載の遡及日^(注1)以降に派遣労働者に対して派遣先の職場において行われた雇用上のセクハラ・パワハラ行為^(注2)に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求されたことについて法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「事故」といいます。）に対して、次条の規定に基づき保険金を支払います。

(注1) 遡及日

初年度契約（継続契約以外のこの特約に基づく保険契約をいいます。）の始期日をいいます。ただし、保険証券に遡及日として別の日の記載がある場合にはこれに従います。この場合の継続契約とは、この特約に基づく当会社との保険契約の保険期間の終了日（その契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日とします。）から保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする保険契約をいいます。

(注2) 雇用上のセクハラ・パワハラ行為

次の①から③までのいずれかの行為をいいます。

- ① 派遣労働者の意に反する性的な言動によりその労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、その労働者が就業する上で看過できない支障が生じる行為、または精神的苦痛を与える行為
- ② 派遣労働者の意に反する性的な言動に対するその労働者の対応により、その労働者が解雇、降格、減給などの労働条件に不利益を受ける行為
- ③ 派遣先の使用人等（派遣元責任者、その他は派遣元の使用人またはその役員をいいます。以下同様とします。）が職務権限等の社会的地位を用いて職務とは関係ない事項について、または職務権限の適正な範囲を超えて、有形無形かつ継続的に派遣労働者に圧力を繰り返し、精神的苦痛を与える行為

第2条（責任の範囲）

- (1) 当社は、前条の行為につき、使用人等（派遣元責任者、その他派遣元の使用人またはその役員をいいます。以下同様とします。）が派遣労働者の申出により、その行為が生じていたことを知っていた場合（知っていたことを合理的に推定できる場合を含みます。）、派遣労働者の申出を受けた日を含めて1か月以内に、派遣元が派遣先へ事実関係の確認を行い、その経過を定期的に報告するなど適切な対処を行っていないときは、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、前条に掲げる行為につき、使用人等が怠りなく派遣労働者を管理している場合で、その行為について使用人等が知りえなかったことに正当な理由があるときは、被保険者に対して派遣労働者から損害賠償請求を受け被った損害に対して、保険金を支払います。

第3条（被保険者の範囲）

この節において被保険者とは、派遣元をいいます。

第4条（用語の定義）

この節において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

- ① 職場
派遣労働者が業務を遂行する場所をいいます（飲食店での取引先との接待など、その労働者が通常就業している場所以外の場所で行われた業務を含みます）。
- ② 性的な言動
性的な内容の発言および性的な行動をいいます。
- ③ 性的な内容の発言
性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること等をいいます。
- ④ 性的な行動
性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること、わいせつな図画を配布すること等をいいます。
- ⑤ 損害賠償請求
損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数、損害賠償請求を受ける被保険者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいい、最初の損害賠償請求がなされた時にすべての請求がなされたものとみなします。

第5条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、普通約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）および第4条（保険金を支払わない場合—その2）ならびに特別約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険期間中に第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求を提起されるおそれのある事故、またはその原因もしくは事由が発生していることを知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）においても、一切の損害に対して保険金を支払いません。
- (2) 当社は、この節において、直接であると間接であるとかかわらず、被保険者に対して次のいずれかに掲げる損害賠償請求がなされたことによる損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 法令に違反することまたは他人に損害を与えることを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する損害賠償請求
- ② 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為に起因する損害賠償請求
- ③ 保険証券記載の遡及日より前に損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合、その状況に起因する一連の損害賠償請求による損害
- ④ 初年度契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた行為に起因する一連の損害賠償請求による損害
- ⑤ 身体の障害または財物の損壊に起因する損害賠償請求による損害

第6条 (損害賠償請求等の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険期間中に、第1条(保険金を支払う場合)の損害賠償請求が提起されるおそれのある事故またはその原因もしくは事由が発生したことを知った場合は、知った日からその日を含めて60日以内に、その事故またはその原因もしくは事由の具体的状況を、書面で当会社に通知しなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者または被保険者が、(1)の通知を行った場合において、その事故またはその原因もしくは事由に起因して、保険期間終了の翌日から起算して5年以内に被保険者に対して損害賠償請求が提起されたときは、第1条(保険金を支払う場合)の規定が適用される場合を除き、その損害賠償請求は、保険期間の終了日に提起されたものとみなします。
- (3) 当会社は、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて、(1)の通知を怠った場合は、その事故または原因もしくは事由に起因する損害により当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条 (読替規定)

当会社は、この節においては、次のとおり普通約款を読み替えて適用します。

- ① 第5条(損害の範囲)の規定中「事故の原因」とあるのは「損害賠償請求の原因」
- ② 第7条(保険責任の始期および期間)(3)の規定中「保険料領収前に生じた事故」とあるのは、「保険料領収前に提起された損害賠償請求または保険料領収前に生じた事故」
- ③ 第9条(告知義務)(4)、第10条(通知義務)(4)の規定中「損害の発生した後に」とあるのは、「損害賠償請求が提起された後に」
- ④ 第9条(告知義務)(5)、第10条(通知義務)(7)、第16条(重大事由による解除)(2)、第18条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定中「発生した事故」とあるのは「提起された損害賠償請求」
- ⑤ 第3条(保険金を支払わない場合—その1)、第18条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(5)の規定中「生じた事故」とあるのは「提起された損害賠償請求」
- ⑥ 第6条(支払保険金の計算)(1)、第8条(保険責任のおよぶ地域)、第30条(先取特権)(1)、附則(1)(2)の規定中「事故」とあるのは「損害賠償請求」

第2章 派遣事業補償条項

第1節 施設危険補償条項

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、特別約款第1条(事故)の規定にかかわらず、事業施設の所有、使用もしくは管理または仕事の遂行に起因して、被保険者が他人の身体の障害またはその財物の損壊について法律上の損害賠償金を負担することによって被る損害に対し、この補償条項、第3章基本条項、特別約款および普通約款の規定に従い、保険金を支払います。ただし、第1章人材派遣事業補償条項の規定に定める損害のいずれかに該当する場合、この節は適用しません。

第2条（被保険者の範囲）

この節において被保険者とは、派遣元をいいます。

第3条（用語の定義）

この節において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

- ① 事業施設
被保険者が派遣事業等のために所有、使用または管理する施設または設備をいいます。
- ② 仕事
被保険者が派遣事業等のために行う営業、管理、企画等の業務をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合の適用除外）

この節において、次の①から③までに掲げる規定は適用しません。

- ① 被保険者が仕事を遂行するために一時的に使用または管理する他人の財物について、普通約款第4条（保険金を支払わない場合—その2）②の規定。ただし、次に掲げる財物を除きます。
 - ア. 被保険者が所有または管理する財物
 - イ. 被保険者が貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等のために委託している財物
 - ウ. 被保険者が仕事に使用する機械、器具その他道具類または材料、資材その他部品類
 - エ. 被保険者の仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分
- ② 昇降機に積載した他人の財物について、普通約款第4条②の規定。ただし、昇降機の所有、使用または管理に起因する損害に限ります。
- ③ 特別約款第2条（保険金を支払わない場合）①の規定

第5条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第4条（保険金を支払わない場合—その2）および特別約款第2条（保険金を支払わない場合）の規定のほか、直接であると間接であるとかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 昇降機の所有、使用または管理において、被保険者が故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償損害
- ② 昇降機の修理、改造または取りはずし等の工事に起因する賠償損害

第6条（人格権侵害補償）

(1) 当会社は、普通約款第2条（保険金を支払う場合）、特別約款第1条（事故）および第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、仕事を遂行することに伴い、保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った不当行為^(注)により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

(注) 不当行為

次の①または②に掲げる不当な行為をいいます。以下この条において同様とします。

- ① 不当な身体^ミの拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

(2) 当会社は、普通約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第4条（保険金を支払わない場合—その2）および特別約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する損害賠償責任
- ② 直接であると間接であるとかかわらず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復

として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任。ただし、この特約を付帯した保険契約が継続して締結されている場合で、最初の不当行為が継続前契約の保険期間内に行われたときは、この規定を適用しません。

- ④ 不当行為と知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任

第7条 (特別約款の読替規定)

この特約については、特別約款を次の通り読み替えて適用します。

- ① 第2条(保険金を支払わない場合)④の規定中「施設の」とあるのは、「事業施設の」
- ② 第2条(保険金を支払わない場合)⑥の規定中「施設外に」とあるのは、「事業施設外の」

第3章 基本条項

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

- ① 労働者派遣法等
「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)」(昭和50年法律第88号)もしくは「職業安定法」(昭和22年法律第141号)またはその他日本国の労働者派遣事業法令(通達、告示、指針等を含みます。)をいいます。
- ② 労働者派遣
労働者派遣法等の定義に従います。
- ③ 派遣元
保険証券記載の被保険者で労働者派遣法により許可を受けた者または届出を行った者をいいます。
- ④ 派遣先
派遣元から労働者派遣の役務の提供を受ける者をいいます。
- ⑤ 派遣労働者
労働者派遣法等に基づき派遣元から派遣先に派遣された者をいいます。
- ⑥ 派遣業務
派遣労働者が派遣先において行う業務をいいます。
- ⑦ 派遣事業等
労働者派遣法等に基づく派遣事業をいいます。
- ⑧ 1回の事故
発生時間または発生場所がいかなる場合でも、同一の原因から生じた一連の事故をいいます。
- ⑨ 継続前契約
この保険契約と同一の保険契約者および被保険者とする保険契約をいいます。
- ⑩ 初年度契約
継続契約以外の保険契約をいいます。
- ⑪ 継続契約
当会社との保険契約の保険期間終了日(その保険契約が終了日前に解除された場合にはその解除日とします。)を保険期間の開始日とする契約をいい、被保険者を同一とする保険契約をいいます。
- ⑫ 機密情報
派遣先の有する技術情報、営業機密、ノウハウ、顧客情報など、他に漏洩されれば派遣先の損失となる技術上、営業上その他の情報であって、派遣契約締結日からその契約が満了または合意解約により終了するまでの期間中に、派遣先が派遣労働者に対して機密である旨を明示して開示した情報をいいます。ただし、前段の規定にかかわらず、次のア. からエ. に掲げた情報については含みません。
ア. 既に公知、公用の情報

- イ. 開示を受けた時に、派遣労働者が既に知得していた情報
- ウ. 開示後、派遣労働者が正当な権限を有する第三者より守秘義務を課されたことなく入手した情報
- エ. 法令等により、公に開示することが義務づけられた情報

第2条 (保険金を支払わない場合—共通事項)

当会社は、次の①から④に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① この特約の各補償条項に規定する被保険者が、故意または重大な過失によって法令に違反して行いまたは受け入れた派遣事業に起因する損害
- ② 労働派遣法等において派遣を禁止されている業務に起因する損害
- ③ 「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(昭和61年労働省告示第37号) またはその他労働派遣法等で定められた派遣の要件を満たさず行われる業務に起因する損害
- ④ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第46条に基づき設立されたシルバー人材センターが行う業務に起因する損害

第3条 (共通支払限度額)

- (1) 1回の事故で複数の補償条項についてこの保険契約の保険金支払の対象となる損害が同時に発生した場合において、当会社が保険金を支払う損害の額は、合算して保険証券記載の支払限度額を限度とします。
- (2) (1)のほか、第1章人材派遣事業補償条項第1節第三者危険補償条項第3条(人格権侵害補償)、第4条(不誠実行為補償)、第2節派遣元・派遣先間危険補償条項第3条(不誠実行為補償)、第3節派遣元・派遣労働者間危険補償条項、第2章派遣事業補償条項第1節施設危険補償条項第6条(人格権侵害補償)の規定に基づき、当会社が保険金を支払う損害の額は、1回の事故につき保険証券に記載された免責金額を超過した額で、かつ、100万円を超えない額とし、保険期間中1,000万円を限度とします。ただし、同一の派遣労働者により、継続または反復して行われた不誠実行為は、原因および態様を問わず1回の事故とみなします。
- (3) (1)の場合において、それぞれの補償条項による損害額は、次の算式により算出した額とします。

各補償条項による損害額＝当会社が保険金を支払う損害の額(合算額)

$$\times \frac{\text{他の補償条項による損害の保険金の支払がなかったものとして算出したそれぞれの保険金を支払うべき損害額}}{\text{他の補償条項による損害の保険金の支払がなかったものとして算出したそれぞれの保険金を支払うべき損害額の合計額}}$$

第4条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額の特則)

- (1) 当会社は、普通約款第6条(支払保険金の計算)および第25条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定にかかわらず、派遣先に他の保険契約等がある場合で、損害の額が他の保険契約等により支払われるべき保険金の額およびその免責金額を超過するときは、その超過額について前条の規定に従い支払います。
- (2) 当会社は、普通約款第5条(損害の範囲)②から⑥までに掲げる費用損害について、派遣先に他の保険契約等がある場合、費用額から、他の保険契約等により保険金が支払われる金額を差し引いた額についてのみ、その損害に対して、保険金を支払います。

第5条 (保険料算出の基礎)

この保険契約においては、売上高に対する割合によって保険料を定めるものとします。ここでいう売上高とは、保険契約時に把握可能な直近の会計年度(1年間)において、派遣事業等によって派遣元が領収した税込金銭の総額をいいます。

第6条 (保険料の返還または請求)

- (1) 当会社は、この特約により、普通約款第12条(保険料の精算)(1)および(3)の規定を適用しません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が保険期間中に失効または解除された場合は、普通約款第19条(保険料の返還—無効または失効の

場合) (3)および第21条 (保険料の返還—解除の場合) (3)の規定に基づき保険料を精算するものとします。この場合において、精算に用いる売上高は、保険期間中に、派遣事業等によって派遣元が領収すべき税込金銭の総額とします。

第7条 (保険金計算の特則)

- (1) 当社は、普通約款第5条 (損害の範囲) に規定する保険金を支払うべき場合において、保険契約者または被保険者が申告した売上高が第5条 (保険料算出の基礎) に規定する売上高の実際の金額に不足しており、かつ、普通約款第9条 (告知義務) (2)に基づく解除がなされないときは、その不足する割合により保険金の支払額を削減します。
- (2) (1)の場合、既に(1)の規定を適用せずに損害に対して保険金を支払っていた場合は、当社は、その差額の返還を請求することができます。

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこの契約に付帯されるその他の特約の規定を準用します。

昇降機特別約款

第1条 (事故)

この特別約款において、賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通約款」といいます。) 第2条 (保険金を支払う場合) の「事故」とは、被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の昇降機に起因する偶然な事故をいいます。

第2条 (昇降機に積載した他人の財物に対する補償)

普通約款第4条 (保険金を支払わない場合—その2) ②の規定は、昇降機に積載した他人の財物についてはこれを適用しません。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が、故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害賠償責任
- ② 昇降機の修理、改造または取外し等の工事に起因する損害賠償責任

第4条 (準用規定)

この特別約款に定めのない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

⑤縮小支払特約 (昇降機用)

第1条 (保険金の縮小支払)

- (1) 賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通約款」といいます。) 第6条 (支払保険金の計算) (1)の規定にかかわらず、1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、普通約款第5条 (損害の範囲) ①に規定する法律上の損害賠償金から保険証券に記載された免責金額を差し引いた金額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た金額については、保険証券記載の支払限度額を限度として算出し、普通約款第5条②から⑥までの費用については、その全額を支払います。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \left(\boxed{\text{普通約款第5条①に規定する法律上の損害賠償金}} - \boxed{\text{免責金額}} \right) \times \boxed{\text{保険証券記載の縮小支払割合}} + \boxed{\text{普通約款第5条②から⑥までの費用}}$$

- (2) (1)の規定は、昇降機特別約款 (以下「特別約款」といいます。) について適用されます。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

⑦対物間接損害補償対象外特約（昇降機用）

第1条（損害の範囲）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第5条（損害の範囲）①に規定する法律上の損害賠償金のうち、財物の損壊に起因する損害賠償金に関しては、直接の復旧費用のみについて保険金を支払うものとし、その財物の使用不能に起因する損害賠償金（得べかりし利益^{（注）}の喪失に起因する損害賠償金を含みます。）については保険金を支払いません。

（注）得べかりし利益

債務不履行または不法行為に基づく損害賠償請求において、その損害賠償請求の原因となる事実がなければ得ることができたと考えられる利益のことをいいます。

第2条（費用の範囲）

被保険者が、被害者に対し前条に定める、使用不能に起因する損害賠償金を支払う場合において、1回の事故につき当社の支払う普通約款第5条（損害の範囲）⑤の費用は、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{普通約款第5条⑤の費用}} \times \boxed{\frac{\text{前条により当社が支払うべき直接の復旧費用に係る損害賠償金}}{\text{被保険者が被害者に支払うべき財物の損壊に起因する損害賠償金}}}$$

第3条（適用約款）

この特約の規定は、昇降機特別約款（以下「特別約款」といいます。）について適用されます。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

⑧記名被保険者間交差責任補償特約（昇降機用）

第1条（交差責任の補償）

- (1) この特約により、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および昇降機特別約款（以下「特別約款」といいます。）の規定は、各記名被保険者につき別個にこれを適用し、記名被保険者相互間の関係は、それぞれ互いに他人とみなします。
- (2) (1)の記名被保険者とは、被保険者の定義に関する特約第1条（被保険者の定義）(1)①に規定する記名被保険者をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

⑨人格権侵害補償特約（昇降機用）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払う場合）および昇降機特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（事故）の規定にかかわらず、被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の昇降機に起因して、保険期間中に、被保険者または被保険者以外の者が行った次に掲げる不当な行為（以下「不当行為」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図面その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）および第4条（保険金を支払わない場合—その2）ならびに特別約款第3条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する損害賠償責任
- ② 直接であると間接であるとかかわらず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ④ 不当行為と知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任

第3条（支払限度額）

- (1) 当社が、この特約に従い、被害者1名および1事故につき、支払う保険金の額は、保険証券に記載された特別約款の身体の障害にかかわる支払限度額または2億円のいずれか低い額を限度とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が、この特約に従い、保険期間中に支払う保険金の額は、保険証券に記載された特別約款の身体の障害にかかわる1事故支払限度額または2億円のいずれか低い額を限度とします。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、この保険契約において当社が支払う法律上の損害賠償金の額は、保険証券記載の1事故あたりの支払限度額を超えないものとします。

第4条（縮小支払割合）

普通約款第6条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、当社は、1回の事故について、この特約に従い保険金を支払う損害の額が保険証券に記載された特別約款の身体の障害にかかわる免責金額を超過する場合に限り、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、第3条（支払限度額）に定める支払限度額を限度とします。

$$\left[\begin{array}{|l|} \hline \text{第1条（保険金を支払う場合）に定める損害の額} \\ \hline \end{array} \right] - \left[\begin{array}{|l|} \hline \text{保険証券に記載された特別約款の身体の障害にかかわる免責金額} \\ \hline \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{|l|} \hline \text{保険証券記載の縮小支払割合} \\ \hline \end{array} \right] = \left[\begin{array}{|l|} \hline \text{この特約の支払額} \\ \hline \end{array} \right]$$

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

③工事危険補償特約（昇降機用）**第1条（昇降機工事危険の補償）**

- (1) 当社は、この特約により、昇降機特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合）②の規定にかかわらず、保険証券記載の昇降機の修理、改造または取外し等の工事に起因する損害に対して、保険金を支払います。
- (2) (1)の規定は、被保険者が建築、土木、組立その他の工事業者または昇降機のメンテナンス業者である場合には適用しません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

請負業者特別約款

第1条 (事故)

この特別約款において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払う場合）の「事故」とは、次のいずれかに該当する事故をいいます。

- ① 保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の遂行に起因する偶然な事故
- ② 仕事の遂行のために被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施設または設備（以下「施設」といいます。）に起因する偶然な事故

第2条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の損害賠償責任
 - ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物および付属物、植物または土地の損壊に起因する損害賠償責任
 - イ. 土地の軟弱化、土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）、その収容物または土地の損壊に起因する損害賠償責任
 - ウ. 地下水の増減に起因する損害賠償責任
- ② 施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出もしくは^{いっ}溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくは^{いっ}溢出による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ③ 施設の屋根、扉、窓もしくは通風孔等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ④ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する損害賠償責任
- ⑤ 塵埃または騒音に起因する損害賠償責任
- ⑥ 被保険者の下請負人またはその使用人が仕事に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑦ 航空機、自動車または船舶の所有、使用もしくは管理（貨物の積込みまたは積卸し作業を除きます。）に起因する損害賠償責任
- ⑧ 仕事の目的物の損壊自体に基づく損害賠償責任
- ⑨ 仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し）または放棄の後に、仕事の結果に起因する損害賠償責任（被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材は、仕事の結果とはみなしません。）
- ⑩ 被保険者の占有を離れ施設外にある財物に起因する損害賠償責任

第3条 (保険期間の自動延長)

保険証券に記載された保険期間内に仕事が終了しない場合は、保険契約者または被保険者は、仕事が終了しない理由および終了予定日を、遅滞なく、書面で当会社に通知するものとし、保険期間は、仕事の終了または放棄の時まで自動的に延長されるものとし、ただし、正当な理由がなくその通知をしなかった場合もしくは遅滞した場合または当会社が別段の意思表示をした場合を除きます。

第4条 (準用規定)

この特別約款に定めのない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

●漏水補償特約（請負用）

第1条 (保険金を支払わない場合の適用除外)

当会社は、この特約により、請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）②の規定にかかわらず、施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出もしくは^{いっ}溢出またはスプリンクラーか

らの内容物の漏出もしくは溢出による財物の損壊に起因する損害に対して、保険金を支払います。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

● 工事場内建設用工作車危険補償特約

第1条 (用語の定義)

- (1) 建設用工作車^(注)は、工事場内および施設内に限り、請負業者特別約款(以下「特別約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)⑦に規定する自動車とはみなしません。

(注) 建設用工作車

工事場内および施設内において使用される下欄記載の車両をいいます。以下同様とします。

- (2) (1)に規定する工事場とは保険証券記載の主たる仕事(工事)を行っている場所で不特定多数の人が出入することを禁止されている場所をいいます。

第2条 (自動車保険等との関係)

当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第25条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定にかかわらず、前条に掲げた建設用工作車の所有、使用または管理に起因して当社が保険金を支払う損害が発生した場合において、その建設用工作車に自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険(責任共済を含みます。以下「自賠責保険」といいます。)の契約を締結すべきもしくは締結しているときまたは自動車保険契約を締結しているときに、その損害の額が、その自賠責保険および自動車保険契約により支払われるべき保険金の額の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみを保険金として支払います。

第3条 (免責金額)

当社は、前条に規定された自賠責保険および自動車保険契約により支払う保険金の額の合算額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として普通約款第6条(支払保険金の計算)の規定を適用します。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

【下欄】

- ① ブルドーザー、アングルドーザー、タイヤドーザー、スクレーパー、モーターグレーダー、レーキドーザー、モータースクレーパー、ロータリスクレーパー、ロードスクレーパー(キャリオール)、ロードローラー、除雪用スノーブラウ
- ② パワーショベル、ドラグライン、クラムシェル、ドラグショベル、ショベルカー、万能掘削機、スクープモービル、ロッカーショベル、パケットローダー、ショベルローダー
- ③ ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンベヤー、発電機自動車
- ④ コンクリートポンプ、ワゴンドリル、フォークリフトトラック、クレンカー
- ⑤ ①から④^{けん}を牽引するトラクター、整地または農耕用トラクター
- ⑥ ターナロッカー
- ⑦ コンクリートミキサーカー、ミキサーモービル、コンクリートアジテーター、生コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車
- ⑧ その他①から⑦に類するもの。ただし、ダンプカーを含みません。

● 工事区域内作業用船舶危険に関する特約

第1条 (用語の定義)

- (1) 保険証券記載の工事区域内に停泊中(工事遂行上工事区域内のみの

短距離移動を含みます。)の下欄記載のものは、請負業者特別約款(以下「特別約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)⑦に規定する船舶とはみなしません。

(2) (1)に規定する工事区域とは主たる仕事(工事)区域として明確に区分され、その工事遂行上必要かつ合理的な区域をいいます。

第2条(船舶保険等との関係)

当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第25条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定にかかわらず、前条に掲げた作業用船舶の所有、使用または管理に起因して、当社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その作業用船舶に船舶保険契約が締結されているときは、その損害の額がその船舶保険契約により支払われるべき保険金の額を超過する場合に限り、その超過額のみを保険金として支払います。

第3条(免責金額)

当社は、前条に規定された船舶保険契約により支払われる損害賠償金の額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通約款第6条(支払保険金の計算)の規定を適用します。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

下欄

しゅんせつ	びよう	はしげ
浚 渫船、杭打船、起重機船、揚錨船、艇、台船およびこれらと同等の作業を行う船舶		

●管理財物の範囲に関する特約(請負用)

第1条(保険の対象)

当社は、この特約により、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第4条(保険金を支払わない場合—その2)②に規定する「被保険者の管理する財物」とは以下に掲げるものをいいます。

① 作業対象物

被保険者が保険証券に記載された業務を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている他人の財物の最小単位部分。ただし、借用財物および受託財物は作業対象物に含みません。

② 借用財物

有償、無償にかかわらず、被保険者が第三者より借り入れている財物

③ 受託財物

次の財物をいいます。

ア. 発注者等から支給された資材その他の支給品(注)

イ. 運送、荷役、撤去、移設の対象物

ウ. 被保険者が所有または賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検を目的として被保険者が受託している財物

④ その他の管理財物

①から③までの財物を除き、現実的に被保険者の管理下にある財物

(注) その他の支給品

被保険者が販売し販売先等の他人に所有権が移転しているもののうち、引渡しまたは設置が完了していない財物は支給品とみなします。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および請負業者特別約款の規定を準用します。

確定保険料に関する特約（請負賠償有期個別契約用）

第1条（特約の適用）

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）に請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）が付帯された有期個別契約に対し、この特約を適用するものとします。
- (2) (1)の有期個別契約とは、業務の開始および終了時期が特定された業務のみを保険証券記載の仕事とする保険契約をいいます。

第2条（保険料算出の基礎）

この保険契約において、普通約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、領収金とは、保険証券に記載された仕事の請負金額をいいます。

第3条（普通約款等の適用除外）

当社は、普通約款、この保険契約に付帯される特別約款または特約の保険料の精算に関する規定^(注)を適用しません。

(注) 保険料の精算に関する規定

次の①または②の規定をいいます。

- ① 保険期間終了後、保険料を確定するために保険契約者が当社に提出した書類に基づき算出された保険料と、既に当社が領収した保険料の差額を精算する規定
- ② 保険契約者からの毎月の通知に基づき算出した保険料を当社が領収し、最終払込保険料と既に当社が領収した予納保険料の差額を精算する規定

第4条（普通約款の読み替え）

当社は、この保険契約においては、次のとおり普通約款を読み替えて適用します。

- (1) 第1条（用語の定義）月割の定義の規定中「12か月に対する月数の割合」とあるのは、「保険期間に対する月数の割合」
- (2) 第21条（保険料の返還—解除の場合）(2)の規定中「別表に定める短期料率」とあるのは、「月割」。ただし、この保険契約の保険期間が1年間を超える場合に限りま。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

● 下請負人補償特約

第1条（被保険者の追加）

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）にいう被保険者には、保険証券記載の被保険者および本契約に自動的に付帯される被保険者の定義に関する特約に定める被保険者のほか、そのすべての下請負人を含みます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

⑥5 特定下請負人補償対象外特約

第1条（被保険者の範囲）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）にいう被保険者には、保険証券記載の被保険者および本契約に自動的に付帯される被保険者の定義に関する特約に定める被保険者のほか、そのすべての下請負人を含みます。ただし、保険証券に本特約の補償対象外として記載した下請負人（その下請負人を含みます。以下「特定下請負人」といいます。）を除きます。

- (2) (1)の規定は、本契約に自動的に付帯される被保険者の定義に関する特約に定める被保険者に加えて適用されるものとします。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、普通約款第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、特定下請負人およびその使用人が他人の身体の障害またはその財物を損壊したことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、特定下請負人が所有、使用または管理する財物の損壊につきその財物に対し正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

⑧縮小支払特約（請負用）

第1条（保険金の縮小支払）

(1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、1回の事故につき当社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、普通約款第5条（損害の範囲）①に規定する法律上の損害賠償金から保険証券に記載された免責金額を差し引いた金額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た金額については、保険証券記載の支払限度額を限度として算出し、普通約款第5条②から⑥までの費用については、その全額を支払います。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \left(\boxed{\text{普通約款第5条①に規定する法律上の損害賠償金}} - \boxed{\text{保険証券に記載された免責金額}} \right) \times \boxed{\text{保険証券記載の縮小支払割合}} + \boxed{\text{普通約款第5条②から⑥までの費用}}$$

(2) (1)の規定は、請負業者特別約款(以下「特別約款」といいます。)について適用されます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

⑨対物間接損害補償対象外特約（請負用）

第1条（損害の範囲）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第5条（損害の範囲）①に規定する法律上の損害賠償金のうち、財物の損壊に起因する損害賠償金に関しては、直接の復旧費用のみについて保険金を支払うものとし、その財物の使用不能に起因する損害賠償金（得べかりし利益^(注)の喪失に起因する損害賠償金を含みます。）については保険金を支払いません。

(注) 得べかりし利益

債務不履行または不法行為に基づく損害賠償請求において、その損害賠償請求の原因となる事実がなければ得ることができたと考えられる利益のことをいいます。

第2条（費用の範囲）

被保険者が、被害者に対し前条に定める、使用不能に起因する損害賠償金を支払う場合において、1回の事故につき当社の支払う普通約款第5条（損害の範囲）⑤の費用は、次の算式によって算出した額とします。

保険金の額	=	普通約款第5条⑤の費用	×	前条により当社が支払うべき 直接の復旧費用に係る損害賠償金 被保険者が被害者に支払うべき 財物の損壊に起因する損害賠償金
-------	---	-------------	---	---

第3条 (適用約款)

この特約は、請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）について適用します。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

⑧ 人格権侵害補償特約 (請負用)

第1条 (当会社の支払責任)

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払う場合）の規定および請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（事故）の規定にかかわらず、保険証券記載の仕事の遂行または仕事の遂行のために被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施設に起因して、保険期間中に、被保険者または被保険者以外の者が行った次に掲げる不当な行為（以下「不当行為」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図面その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

第2条 (保険金を支払わない場合)

当社は、普通約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）および第4条（保険金を支払わない場合—その2）ならびに特別約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する損害賠償責任
- ② 直接であると間接であるとかかわらず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ④ 不当行為と知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任

第3条 (支払限度額)

- (1) 当社が、この特約に従い、被害者1名および1事故につき、支払う保険金の額は、保険証券に記載された特別約款の身体の障害にかかわる支払限度額または2億円のいずれか低い額を限度とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が、この特約に従い、保険期間中に支払う保険金の額は、保険証券に記載された特別約款の身体の障害にかかわる1事故支払限度額または2億円のいずれか低い額を限度とします。
- (3) (1)(2)の規定にかかわらず、この保険契約において当社が支払う法律上の損害賠償金の額は、保険証券記載の1事故あたりの支払限度額を超えないものとします。

第4条 (縮小支払割合)

普通約款第6条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、当社

は、1回の事故について、この特約に従い保険金を支払う損害の額が保険証券に記載された特別約款の身体の障害にかかわる免責金額を超過する場合に限り、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、第3条（支払限度額）に定める支払限度額を限度とします。

第1条（保険金を支払う場合）に定める損害の額

保険証券に記載された特別約款の身体の障害にかかわる免責金額

× 保険証券記載の縮小支払割合

= この特約の支払額

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

④地下埋設物損壊補償対象外特約

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合—その1）、普通約款第4条（保険金を支払わない場合—その2）および請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）の他、地下に埋設されている財物^(注)の損壊に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 地下に埋設されている財物
上・下水道管、ガス管、電線、電話線等で地下に埋設されている財物をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

⑤地盤崩壊危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）①の規定にかかわらず、被保険者が行う同条①に規定する工事（以下「工事」といいます。）に伴う地盤の崩壊に起因して、土地、土地の工作物（基礎、付属物および収容物を含みます。）、植物が滅失、損傷もしくは汚損し、または動物が死傷（以下「財物の損壊」といいます。）したことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

(注) 地盤の崩壊
不測かつ突発的に発生した土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは軟弱化、土砂崩れ、または土砂の流出もしくは流入をいいます。以下同様とします。

(2) 当会社は、工事に伴う地下水の増減によって生ずる地盤の崩壊に起因する財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（責任の限度）

(1) 保険証券に縮小支払割合が記載されている場合において、この特約に基づいて当会社が支払う保険金の額は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第5条（損害の範囲）⑤および⑥の費用を除き、損害の額が保険証券に記載された免責金額を超過する額にその縮小支払割合を乗じた金額とし、保険証券に記載された支払限度額を限度とします。

(2) 保険証券に1事故にかかわる1被害者あたり支払限度額が記載されている場合においても(1)の規定を適用します。

(3) 当会社が1事故について支払う保険金の額および保険期間中に支払

う保険金の額は、普通約款第5条（損害の範囲）①に定める法律上の損害賠償金および同条②から⑥までの金額の合算額について、それぞれ保険証券に記載された支払限度額を限度とします。

- (4) (2)および(3)に規定する「1事故」とは、同一の原因から生じた一連の事故（発生時間または発生場所が異なる場合を含みます。）をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、普通約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）、同第4条（保険金を支払わない場合—その2）、特別約款第2条（保険金を支払わない場合）の規定のほか、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 無振動工法によらない工事に伴う土地の振動に起因する損害賠償責任
- ② 地下水の増減およびその利用にかかわる損害賠償責任
- ③ 地盤の崩壊による道路（その付属物を含みます。）、河川または堤防の滅失、損傷もしくは汚損に起因する損害賠償責任
- ④ 被保険者が仕様書に定める災害防止措置を講じなかったことによる地盤の崩壊に起因する損害賠償責任
- ⑤ 保険期間終了後に発見された地盤の崩壊に起因する損害賠償責任
- ⑥ シールド工法によらない場合は、地盤の崩壊に起因して掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた財物の損壊にかかわる損害賠償責任
- ⑦ シールド工法による場合は、地盤の崩壊に起因して掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた財物の損壊にかかわる損害賠償責任
- ⑧ 被保険者と発注者を同じくする他の請負業者（その業者の下請負業者を含みます。）が施工中の工事の目的物またはその所有、使用または管理する財物の滅失、損傷または汚損に起因する損害賠償責任。ただし、これにより保険金を支払わないのは、本特約を付帯することによって拡張された支払責任に限ります。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、理由がいかなる場合でも、被保険者が支出した次の費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 薬液注入にかかわる費用
- ② 設計変更または工事変更のための費用

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

③他工区危険補償特約（地盤崩壊用）

第1条（当会社の支払責任）

当社は、地盤崩壊危険補償特約第3条（保険金を支払わない場合—その1）⑧の規定にかかわらず、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、同特約により拡張された支払責任部分を含め、保険金を支払います。

被保険者と発注者を同じくする他の請負業者（その業者の下請負業者を含みます。）が施工中の工事の目的物またはその所有、使用もしくは管理する財物の滅失、損傷もしくは汚損に起因する損害賠償責任

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および請負業者特別約款の規定を準用します。

⑥一部危険除外補償特約（地盤崩壊用）

第1条（補償対象外とする財物）

当社は、地盤崩壊危険補償特約（以下「特約」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険証券に記載した財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することに

よって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および請負業者特別約款の規定を準用します。

⑥9 特定業者損害補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、この特約により、保険証券記載の仕事を行う場所またはこれに隣接する工区において作業を行う被保険者以外の業者もしくはその使用人の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊について、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および請負業者特別約款の規定を準用します。

⑦2 作業対象物補償特約（請負用）

第1条（作業対象物の補償）

当社は、この特約により、管理財物の範囲に関する特約（請負用）第1条（保険の対象）①の作業対象物（以下「作業対象物」といいます。）は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合—その2）②にいう「被保険者が所有、使用または管理する財物」とはみなしません。これにより、当社は、被保険者が作業対象物を損壊したことについて法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（仕事の目的物の取扱い）

請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）⑧の「仕事の目的物」のうち、作業対象物に該当する財物については、同条の規定を適用しません。

第3条（支払保険金）

- (1) 被保険者が建築、土木もしくは組立その他の工事業業者、倉庫業者、運輸業者、荷役業者または梱包業者である場合には、第1条（作業対象物の補償）の損害について当社が支払う保険金の額は、被害財物が事故の生じた地および時において、もし被害を受けていなければ有したであろう価額を超えないものとします。
- (2) 当社は、直接であると間接であるとはかわらず、(1)に定める被保険者が作業対象物の使用不能に起因する損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。）を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（交差責任の適用除外）

この保険契約に請負人間交差責任補償特約が付帯されている場合で、請負人間交差責任補償特約第1条（交差責任の補償）(1)から(3)までの規定が適用されるときは、他の被保険者が所有する財物については第1条（作業対象物の補償）の規定は適用せず、保険金を支払いません。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

⑦3 請負業者賠償責任保険包括契約特約（クローズド）

第1条（対象とする請負業務の範囲）

この保険契約の対象とする業務は、被保険者が行う業務のうち、保険証券記載のすべての業務（以下「業務」といいます。）とします。

第2条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、業務に着手した時または保険始期のいずれか遅い時に始まり、業務を完了した時または保険終期のいずれか早い時に終わるものとします。

- (2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、保険契約締結時に、この保険契約の対象となるべき既に着手した業務（以下「既着手業務」といいます。）の明細（発注者、業務の場所、請負金額等を記載したものをいいます。）を当会社に通知して、この保険契約の対象外とする意思を表明した場合には、その既着手業務をこの保険契約の対象から除外することができます（以下除外された業務を「既着手対象外業務」といいます。）。
- (3) 既着手対象外業務がある場合には、この特約において請負金額等とあるのを、請負金額等から請負金額等に既着手対象外業務割合^(注)を乗じた額を控除した額と読み替えるものとします。

(注) 既着手対象外業務割合

既着手対象外業務の未経過分の請負金額等の、過去1年間に行った業務または直近の会計年度等における1年間の業務の請負金額等に対する割合をいいます。

- (4) (3)にかかわらず、この保険契約に確定保険料に関する特約（共通用）（以下「確定特約」といいます。）が付帯されている場合には、確定特約第1条（保険料算出の基礎）別表に定める請負金額または売上高等から、既着手対象外業務の請負金額等を差し引くものとします。

第3条（業務の通知）

保険契約者または被保険者は保険期間中に着手または行った業務について、次の方式により当会社に通知するものとします。

① 一括報告契約の場合

保険契約者または被保険者は、保険期間終了後（中途解約の場合も含みます。）遅滞なく、その期間内に着手または行った業務について、業務名、業務の種類、業務の場所、発注者名および請負金額等を所定の用紙にて当会社に通知するものとします。

② 毎月報告契約の場合

保険契約者または被保険者は、毎月1か月間に着手または行った業務について、業務名、業務の種類、業務の場所、発注者名および請負金額等を所定の用紙にて、翌月の末日までに当会社に通知するものとします。

第4条（通知の遅滞または脱漏）

- (1) 当社は、前条の通知に遅滞または脱漏があった場合は、それまでの通知における請負金額等の累計額の、実際の請負金額等の累計額に対する割合によって、保険金を削減して支払うものとし、既に、その損害に対して当社が保険金を支払っていたときであっても、その差額の返還を請求することができます。ただし、その遅滞または脱漏が保険契約者または被保険者の故意および重大な過失でなかったことを保険契約者が立証した場合を除きます。
- (2) 保険契約者または被保険者は前条の通知に遅滞または脱漏があることを知った場合は、直ちに当社に対し、遅滞または脱漏があった事項を通知しなければなりません。
- (3) 前条の通知に脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はその業務についての保険料を支払うものとします。

第5条（保険料の支払方法）

- (1) 保険料の支払方法については、以下のそれぞれの契約方式により次のとおりとします。
- ① 一括報告契約の場合
- ア. 保険契約者は、この包括契約締結と同時に当社に年間見込請負金額等に基づき算出された概算保険料を支払うものとします。
- イ. 当社は、保険期間終了後、第3条（業務の通知）の通知に基づいて確定保険料を算出し、確定保険料と概算保険料の差額を返還または請求します。
- ② 毎月報告契約の場合
- ア. 保険契約者は、この包括契約締結と同時に当社に年間見込請負金額等に基づき算出された概算保険料の12分の1以上を予納保険料として支払うものとします。
- イ. 保険契約者は、第3条の通知に基づき当社が算出した確定保険料を毎月末日までに当社に支払うものとします。

ウ、当会社は、保険期間終了後、最終月の確定保険料と予納保険料との差額を返還または請求します。

- (2) 当会社は、(1)①の概算保険料または(1)②の予納保険料の領収前に生じた事故による損害に対しては、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第7条（保険責任の始期および終期）の規定にかかわらず、保険金を支払いません。

第6条（業務にかかる調査権）

当会社は、保険契約者または被保険者に業務にかかる第3条（業務の通知）に定める事項について、いつでも調査し、または資料の提出を求めることができます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および請負業者特別約款の規定を準用します。

⑤請負人間交差責任補償特約

第1条（交差責任の補償）

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）の規定は、普通約款第2条（保険金を支払う場合）の財物の損壊に起因する事故について、記名被保険者と各下請負人につき別個にこれを適用し、記名被保険者、各下請負人および下請負人相互間の関係は、それぞれ互いに他人とみなします。
- (2) (1)の記名被保険者とは、被保険者の定義に関する特約第1条（被保険者の定義）(1)①に定める記名被保険者をいいます。
- (3) (1)の下請負人とは、下請負人補償特約で被保険者に追加された下請負人をいいます。

第2条（保険金支払の対象外となる作業対象物）

当会社は、管理財物の範囲に関する特約（請負用）第1条（保険の対象）①の「作業対象物」のうち、他の被保険者が所有する財物の損壊に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、特別約款および下請負人補償特約の規定を準用します。

⑧消防用設備等保守業者特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
消防用設備等	所定の防火対象物に設置された消防の用に供する設備、消防用水および消火活動上必要な施設をいいます。
点検	有資格者が消防用設備等の状態、機能を確認する業務をいい、点検の結果について、所定の様式またはこれに準ずる様式の点検票を作成する場合に限ります。
保守業務	消防法（昭和23年法律第186号）に基づき定められた（以下「所定の」といいます。）消防用設備等を点検する資格を有する消防設備士または消防設備点検資格者が所定の内容および方法に従い行う消防用設備等の点検およびこれに伴う整備の業務であって、保守契約に基づいて被保険者が行う業務をいいます。
領収金	被保険者が保守業務の遂行により保険期間中に領収する税込金銭の総額をいいます。

第2条（事故）

- (1) この特約において、請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（事故）①の「保険証券記載の仕事」とは、保守業務をいいます。
- (2) 特別約款第2条（保険金を支払わない場合）⑨の規定にかかわらず、当会社は保守業務の終了後に、保守業務の結果に起因する損害賠償

責任を被保険者が負担することによって被る損害(以下「生産物事故」といいます。)に対し、保険金を支払います。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第3条(保険金を支払わない場合—その1)、第4条(保険金を支払わない場合—その2)および特別約款第2条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 被保険者または被保険者の被用者(保守業務に従事する者を含みます。以下同様とします。)の故意による法令違反。ただし、生産物事故の場合に限ります。
- ② 消防用設備等の新設、増設、移設または改修(新たに設計を要するものに限ります。)等の工事に起因する損害賠償責任
- ③ 保守業務の履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償責任
- ④ 終了した保守業務の欠陥によって生じたもので、かつ、その保守業務を行った消防用設備等自体の損壊に対する損害賠償責任
- ⑤ ④の損壊のみの場合におけるその消防用設備等が設置されている防火対象物またはその他の財物の使用不能に起因する損害賠償責任

第4条 (業務遂行中の消防用設備等の補償)

- (1) 保守業務を遂行中の消防用設備等は、普通約款第4条(保険金を支払わない場合—その2)②にいう「被保険者が所有、使用または管理する財物」とはみなしません。これにより、当社は、被保険者がその消防用設備等を損壊したことについて法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金を支払います。
- (2) 特別約款第2条(保険金を支払わない場合)⑧の「仕事の目的物」に関する規定は、保守業務を遂行中の消防用設備等については、これを適用しません。
- (3) この保険契約に請負人間交差責任補償特約が付帯されている場合には、(1)および(2)に該当するものについては、他の被保険者が所有する財物は含まれないものとします。

第5条 (損害の防止)

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が生じた場合、またはそのおそれのあることを知った場合は、損害の発生および拡大を防止するために必要な措置^(注)を講じなければなりません。

(注) 損害の発生および拡大を防止するために必要な措置
被保険者が保守業務を行った消防用設備等の回収、再検査、修理、交換等を含みます。

- (2) 当社は、普通約款第5条(損害の範囲)②の規定にかかわらず、(1)の措置に要した費用(被保険者が支出したと否とにかかわらず、また損害賠償金として請求されたと否とにかかりません。)およびこれらの措置によって生じる損害賠償責任を負担することによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保守業務の遂行によって、保守業務遂行中に生じた偶然な事故の場合には、事故の生じたその消防用設備等に対する(1)の措置が所定の内容および方法に従い行われたときを除きます。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこの契約に付帯されるその他の特約の規定を準用します。

④共同企業体構成員間交差責任補償特約

第1条 (交差責任の補償)

- (1) 当社は、この特約により、賠償責任保険普通保険約款(以下「普

通約款」といいます。) および請負業者特別約款 (以下「特別約款」といいます。) の規定は、普通約款第2条 (保険金を支払う場合) の財物の損壊に起因する事故について、保険証券記載の共同企業体^(注) 構成員 (以下「構成員」といいます。) につき別個にこれを適用し、構成員相互間の関係は、それぞれ互いに他人とみなします。

(注) 共同企業体

共同企業体とは、複数の建設業者が、一つの建設工事を受注し、施工することを目的として形成する事業組織体のことをいいます。

(2) 各構成員の下請負人については、他の構成員またはその下請負人との関係において、(1)の規定を適用するものとします。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

X5 確定精算実施特約 (請負有期個別用)

第1条 (確定精算の実施)

当会社は、この特約により、確定保険料に関する特約 (請負賠償有期個別契約用) (以下「特約」といいます。) 第3条 (普通約款等の適用除外) を適用しません。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通約款、請負業者特別約款および特約の規定を準用します。

生産物特別約款

第1条 (事故)

この特別約款において、賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通約款」といいます。) 第2条 (保険金を支払う場合) の「事故」とは、次のいずれかに該当する事故をいいます。

- ① 被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物 (以下「生産物」といいます。) に起因して、保険期間中に生じた偶然な事故
- ② 被保険者が行った保険証券記載の仕事 (以下「仕事」といいます。) の結果に起因して、仕事の終了 (仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し) または放棄の後、保険期間中に生じた偶然な事故

第2条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 生産物または仕事の欠陥に起因するその生産物または仕事の目的物の損壊自体 (生産物または仕事の目的物の一部の欠陥によるその生産物または仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。) の損害賠償責任
- ② 被保険者が故意もしくは重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任

第3条 (準用規定)

この特別約款に定めのない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

● 生産物特約

第1条 (一事故の定義)

同一の原因から保険期間中に発生した一連の事故は、発生時間または

発生場所が異なる場合でも一事故とみなします。

第2条（回収措置義務）

- (1) 被保険者は、生産物または仕事の目的物の欠陥に基づく事故が発生した場合、または事故の発生するおそれのあることを知った場合は、事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく生産物もしくは仕事の目的物について、回収、検査、修理、交換その他の適切な措置（以下「回収措置」といいます。）を講じなければなりません。
- (2) 当社は、生産物もしくは仕事の目的物、またはこれらが一部をなす財物につき回収措置が講じられた場合に、その措置に要した費用については、被保険者が支出したと否とにかかわらず、一切保険金を支払いません。
- (3) 被保険者が正当な理由なく、(1)の回収措置を怠った場合は、当社は、その措置を講じなかったことによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第4条（保険金を支払わない場合—その2）および生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であると間接であるとかかわらず、被保険者またはその使用人もしくはその他被保険者の業務の補助者が行う次の仕事の結果に起因する損害に対しても、保険金を支払いません。

① 身体の障害の治療、軽減、予防、診察、診断、療養の方法の指導、矯正、出産の立会い、検案もしくは診断書・検案書・処方箋の作成および交付等の医療行為または美容整形、医学的墮胎、助産もしくは採血その他医師もしくは歯科医師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれがある行為

② 薬品の調剤または投与

③ はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復

- (2) 当社は、普通約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第4条（保険金を支払わない場合—その2）および特別約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であると間接であるとかかわらず、輸血もしくは血液製剤から生じた後天性免疫不全症候群、後天性免疫不全症候群の原因物質またはB型もしくはC型肝炎に起因する損害賠償責任を被保険者が負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。

第4条（適用範囲）

当社は、国内事故にかかる事故が日本国外の裁判所に提起され、その結果、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、一切保険金を支払いません。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

⑦縮小支払特約（生産物用）

第1条（保険金の縮小支払）

- (1) この特約により、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、1回の事故につき当社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、普通約款第5条（損害の範囲）①に規定する法律上の損害賠償金から保険証券に記載された免責金額を差し引いた金額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た金額については、保険証券記載の支払限度額を限度として算出し、普通約款第5条②から⑥までの費用については、その全額を支払います。

$$\text{保険金の額} = \left(\text{普通約款第5条①に規定する法律上の損害賠償金} - \text{保険証券に記載された免責金額} \right) \times \text{保険証券記載の縮小支払割合} + \text{普通約款第5条②から⑥までの費用}$$

(2) (1)の規定は、生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）について適用されます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこの契約に付帯されるその他の特約の規定を準用します。

㊦対物間接損害補償対象外特約（生産物用）

第1条（損害の範囲）

当社は、この特約により、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第5条（損害の範囲）①に規定する法律上の損害賠償金のうち、財物の損壊に起因する損害賠償金に関しては、直接の復旧費用のみについて保険金を支払うものとし、その財物の使用不能に起因する損害賠償金（得べかりし利益^(注)の喪失に起因する損害賠償金を含みます。）については保険金を支払いません。

(注) 得べかりし利益

債務不履行または不法行為に基づく損害賠償請求において、その損害賠償請求の原因となる事実がなければ得ることができたと考えられる利益のことをいいます。

第2条（費用の範囲）

1回の事故につき、当社の支払う、普通約款第5条（損害の範囲）⑤の費用は、次の算式によって算出した額とします。

保険金の額	=	普通約款第5条⑤の費用	×	前条により当社が支払うべき 直接の復旧費用に係る損害賠償金 被保険者が被害者に支払うべき 財物の損壊に起因する損害賠償金
-------	---	-------------	---	---

第3条（適用約款）

この特約は、生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）について適用します。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

㊧記名被保険者間交差責任補償特約（生産物用）

第1条（交差責任の補償）

(1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）の規定は、各記名被保険者につき別個にこれを適用し、記名被保険者相互間の関係は、それぞれ互いに他人とみなします。

(2) (1)の記名被保険者とは、被保険者の定義に関する特約第1条（被保険者の定義）(1)①に定める記名被保険者をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、特別約款および被保険者の定義に関する特約の規定を準用します。

㊨エンジン焼付損害補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、この特約により生産物特別約款(以下「特別約款」といいます。)第1条（事故）の規定にかかわらず、被保険者がガソリンスタンド業務遂行の結果生じた自動車のエンジン焼付に起因するエンジンの損壊自体の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないか

ぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

⑯エンジン焼付損害縮小支払特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、被保険者がガソリンスタンド業務遂行の結果生じた自動車のエンジン焼付に起因するエンジンの損壊自体の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、同条(1)の規定中「前条①に規定する法律上の損害賠償金」とあるのを「前条①に規定する法律上の損害賠償金の2分の1」と読み替えて、支払保険金を算出します。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および生産物特別約款の規定を準用します。

食中毒・特定感染症利益補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
営業収益	「売上高」「生産高」等保険証券に記載された基準によって定める営業上の収益をいいます。
営業利益	営業収益から営業費用 ^(注) を差し引いた額をいいます。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> (注) 営業費用 売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に関する費用をいいます。 </div>
経常費	事故発生の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用をいい、そのうち、保険証券に記載された費用を「付保経常費」といいます。
収益減少額	標準営業収益から、支払期間中の営業収益を差し引いた額をいいます。
収益減少防止費用	事故発生直前12か月のうち支払期間に相当する期間の営業収益（「標準営業収益」といいます。）に相当する額の減少を防止または軽減するために支払期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。
支払期間	損失に対して保険金を支払う期間であって、特に定める場合を除き、第2条（保険金を支払う場合）①もしくは②の届出または③の処置の行われた時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復した時または営業収益が復したと認められる時のいずれか早い時に終わります。ただし、いかなる場合も保険証券に記載された支払期間を超えないものとします。
喪失利益	事故発生により営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、付保経常費および事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。
付保項目の合計金額	営業利益および経常費のうち保険証券に記載された項目または科目の合計金額をいいます。
保険価額	事故発生直前12か月の営業収益（「年間営業収益」といいます。）に利益率を乗じて得られた額をいいます。

用語	定義
利益率	直近の事業年度（1か年間）において、次の算式により得られた割合をいいます。
	$\text{利益率} = \frac{\text{付保項目の合計金額}}{\text{営業収益}}$
	ただし、同期間中に営業損失（営業費用から営業収益を差し引いた額）が生じた場合は、次の算式により得られた割合をいいます。
	$\text{利益率} = \frac{\text{付保経常費} - \text{営業損失}}{\text{営業収益}} \times \frac{\text{付保経常費}}{\text{経常費}}$

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、次に掲げる事故（以下「事故」といいます。）により、保険証券記載の被保険者の営業（以下「営業」といいます。）が休止または阻害されたために生じた損失^(注)に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 保険証券記載の被保険者の営業施設（以下「施設」といいます。）における食物中毒（以下「食中毒」といいます。）の発生または施設において製造・販売または提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限ります。
- ② 施設における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下「法」といいます。）の適用を受ける次の感染症（以下「特定感染症」といいます。）の発生。ただし、法の規定に基づき都道府県知事に届出のあったものに限ります。
 - ア. 法第6条第2項から第4項に規定する一類感染症、二類感染症および三類感染症
 - イ. 法第6条第7項に規定する新感染症のうち法第53条の規定に基づき一類感染症とみなされた感染症
- ③ 施設が食中毒または特定感染症の原因となる病原菌に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による対象施設の消毒もしくはその他の処置

(注) 損失
喪失利益および収益減少防止費用をいいます。以下同様とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合—その1）および第4条（保険金を支払わない場合—その2）の規定のほか、直接であると間接であるとかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって発生した事故による損失に対しても、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者^(注)またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
- ② 脅迫または恐喝等の目的をもって行われる記名被保険者の営業に対する妨害行為
- ③ 被保険者の故意または重大な過失による法令違反

(注) 保険契約者、被保険者
保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第4条（損失防止義務）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生した場合は、損失の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) 当社は、普通約款第5条（損害の範囲）②の規定にかかわらず、(1)の損失の発生または拡大の防止に要した費用を支払いません。

第5条（支払保険金の計算）

当社が保険金を支払うべき損失の額は、次の①から④までに従ってこれを算出します。

- ① 喪失利益については、収益減少額に利益率を乗じて得られた額とします。ただし、支払期間中に支出を免れた付保経常費がある場合は、その額を差し引いた額とします。
- ② 収益減少防止費用については、直近の事業年度（1か年間）において、次の算式により得られた額とします。ただし、その費用の支出によって減少を免れた営業収益に利益率を乗じて得られた額を限度とします。

$$\text{収益減少防止費用} \times \frac{\text{付保項目の合計金額}}{\text{営業利益} + \text{経常費}}$$

- ③ ①および②の場合において、保険料算出の基礎となる付保項目の合計保険金額が保険価額より少ないときは、当社は、次の算式により得られた額を支払います。

$$(\text{上記①および②の額の合計}) \times \frac{\text{付保項目の合計保険金額}}{\text{保険価額}}$$

- ④ ①から③までの規定により算出した保険金の額がこの特約の保険金額を超える場合は、この特約の保険金額をもって限度とします。

第6条（営業収益、利益率の調整）

営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業の趨勢が著しく変化した場合で、標準営業収益、年間営業収益および利益率が、事故がなかったならば実現したであろう営業の状況を適切にあらわしていないときは、前条の規定による保険金の算出にあたり、標準営業収益、年間営業収益または利益率につき、契約者または被保険者との協議による合意に基づき、特殊な事情または営業の趨勢の著しい変化の影響を考慮した公正な調整を行うものとします。

第7条（保険金の請求）

- (1) 当社の対する保険金請求権は、支払期間が終了した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 当社は、喪失利益が1か月以上継続して生じた場合は、被保険者の請求に応じ、収益減少防止費用を除き、毎月末に概算額を支払うことができます。
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 損失の額の見積書
 - ③ その他当社が普通約款第28条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの
- (4) 当社は、事故の内容または損失の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(3)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（保険金額の自動復元）

当社がこの特約により保険金を支払った場合においてもこの特約の保険金額は減額されません。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金額の支払額）

他の保険契約等^(注)がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が

第2条（保険金を支払う場合）の規定により支払われる損失の額（以下「損失の額」といいます。）を超えるときは、当会社は次に定める額を第2条の保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損失の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 他の保険契約等
第2条の損失を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および生産物特別約款、旅館特別約款または店舗特別約款の規定を準用します。ただし、普通約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第4条（保険金を支払わない場合—その2）または生産物特別約款第2条（保険金を支払わない場合）、旅館特別約款第5条（保険金を支払わない場合）もしくは店舗特別約款第2条（保険金を支払わない場合）の規定は準用しません。

㊦4 保険責任の始終に関する特約

第1条（当社の支払責任）

この特約により、生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（事故）に規定する「事故」は、その事故の発生日より保険証券記載の期間を遡った保険責任期間内に、製造もしくは販売した生産物または終了した仕事の結果に起因するものに限定するものとします。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

㊦5 自動車修理工場に関する特約

第1条（対象となる仕事の範囲）

この保険契約においては、生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（事故）②にいう「被保険者が行った保険証券記載の仕事」とは、法定定期点検整備（自動車検査証交付のための整備を含みます。）、その他整備または修理等のため被保険者が保険証券記載の保険期間内に実施した仕事をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この保険契約においては、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第4条（保険金を支払わない場合—その2）および特別約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 法定定期点検整備記録簿またはこれに準じる整備、修理等の記録簿のない車両に起因する損害賠償責任
- ② 法定定期点検整備（自動車検査証交付のための整備を含みます。）、その他整備もしくは修理等を完了して整備委託者に車両を引き渡した日からその日を含めて30日後、または車両の引渡し日時点での走行距離から3,000kmを超えた後に生じた事故に起因する損害賠償責任

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

⑤6 損害賠償請求ベース特約（生産物用）

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（事故）の規定にかかわらず、当社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払う場合）の損害は、被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物に起因して、または被保険者が行った保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の結果に起因して仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しとします。）もしくは放棄の後、保険証券記載の遡及日以降に発生した他人の身体の障害または財物の損壊（以下「事故」といいます。）につき、普通約款第7条（保険責任の始期および終期）(1)に規定する期間中に被保険者に対し提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。
- (2) 同一の事故または原因もしくは事由に起因して提起されたすべての損害賠償請求は、損害賠償請求が提起された時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、最初の損害賠償請求が提起された時にすべてなされたものとみなします。

第2条（保険金を支払わない場合）

保険契約締結の際、保険契約者、被保険者またはその代理人が、保険期間中に第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求を提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生していることを知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、当社は一切の損害に対して、保険金を支払いません。

第3条（通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険期間中に、第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生したことを知った場合は、知った日から60日以内に、次の事項を、書面で当社に通知しなければなりません。
 - ① 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - ② 事故の発生日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ③ 事故の原因または事由の具体的状況
- (2) 当社は、保険契約者または被保険者が、(1)の通知を行った場合において、その事故または原因もしくは事由に起因して、保険期間終了後5年以内に被保険者に対して損害賠償請求が提起されたときは、第1条（保険金を支払う場合）(2)の規定が適用される場合を除き、その損害賠償請求は、保険期間の終了日に提起されたものとみなします。
- (3) 当社は、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて、(1)の通知を怠った場合は、その事故または原因もしくは事由に起因する損害によって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第4条（読替規定）

当社は、この保険契約においては、次のとおり普通約款を読み替えて適用します。

- ① 第5条（損害の範囲）の規定中「事故の原因」とあるのは「損害賠償請求の原因」
- ② 第7条（保険責任の始期および期間）(3)の規定中「保険料領収前に生じた事故」とあるのは、「保険料領収前に提起された損害賠償請求または保険料領収前に生じた事故」
- ③ 第9条（告知義務）(4)の規定中「損害の発生した後に」とあるのは、「損害賠償請求が提起された後に」
- ④ 第9条（告知義務）(5)、第10条（通知義務）(7)、第16条（重大事由による解除）(2)、第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定中「発生した事故」とあるのは「提起された損害賠償請求」
- ⑤ 第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(5)の規定中「生じた事故」とあるのは「提起された損害賠償請求」

- ⑥ 第6条（支払保険金の計算）(1)、第8条（保険責任のおよぶ地域）、第30条（先取特権）(1)、附則(1)(2)の規定中「事故」とあるのは「損害賠償請求」

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこの契約に付帯されるその他の特約の規定を準用します。

⑦ 効能不発揮損害補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、この特約により、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第4条（保険金を支払わない場合—その2）、生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）および生産物特約第3条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であると間接であるとかかわらず、特別約款第1条（事故）にいう生産物または仕事の目的物が被保険者の意図した効能または性能を発揮しなかったことによる損害に対しても、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、特別約款および生産物特約の規定を準用します。

⑧ 不良完成品補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、この特約により、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第4条（保険金を支払わない場合—その2）、生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）および生産物特約第3条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であると間接であるとかかわらず、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 特別約款第1条（事故）にいう生産物（以下「生産物」といいます。）により製造または生産される財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ② 生産物を制御装置として使用している財物から製造または生産されるその他の財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ③ 特別約款第1条にいう仕事の目的物により、製造または生産される財物の損壊に起因する損害賠償責任

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、特別約款および生産物特約の規定を準用します。

④ 中小企業生産物特約（A）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一連の損害賠償請求	損害賠償請求が提起された時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の事故または原因もしくは事由に起因して被保険者に対して提起されたすべての損害賠償請求をいいます。一連の損害賠償請求は、被保険者に対して最初の損害賠償請求が提起された時にすべてなされたものとみなします。
財物の損壊	有体物の滅失、損傷または汚損をいいます。有体物には漁業権、営業権、鉱業権、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他これらに類する権利を含まず、滅失には紛失、盗取または詐取を含みません。

用語	定義
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。

第2条（保険金を支払う場合）

生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（事故）の規定にかかわらず、当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払う場合）の損害は、次に掲げる損害に限ります。

- ① 被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます。）に起因して、日本国内において発生した他人の身体の障害または他人の財物の損壊（以下「事故」といいます。）につき、被保険者が、損害賠償請求を提起されたことについて、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ② 被保険者が行った保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の結果に起因して、仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡しとします。）または放棄の後、日本国内において発生した事故につき、被保険者が、損害賠償請求を提起されたことについて、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

第3条（被保険者の範囲）

- (1) この特約において、「被保険者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業者のうち、保険証券に記載された者をいいます。
- (2) 保険契約締結時において(1)の中小企業者であった被保険者が、保険契約締結時以降に(1)の中小企業者に該当しなくなった場合でも、当会社は、保険期間が終了する時まで、その者を中小企業者とみなします。

第4条（保険期間と保険責任との関係）

- (1) 当会社は、(2)に規定する遡及日以降に発生した事故について、普通約款第7条（保険責任の始期および終期）(1)に規定する保険期間中に、被保険者に対し損害賠償請求が提起された場合に限り、損害に対して保険金を支払います。
- (2) (1)の「遡及日」とは、(1)の損害賠償請求を提起された被保険者が、この特約が付帯された保険契約^(注)において被保険者となった最初の日をいいます。ただし、この特約が付帯された保険契約において被保険者となった最初の日からこの保険契約の保険期間の開始日までの間にこの特約が付帯された保険契約の被保険者でなかった期間がある場合は、その被保険者でなかった期間が終了した日のうち、この保険契約の保険期間の開始日に最も近い日の翌日を「遡及日」とします。

（注）保険契約

この保険契約の開始日より前に締結された普通約款および特別約款に基づく契約のうち、この特約を付帯したものを含みます。

- (3) (2)の「被保険者でなかった期間」が、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の故意または重大な過失によらず生じた場合には、その期間を被保険者であった期間とみなして(2)の規定を適用します。

第5条（支払保険金の計算）

- (1) 当会社は、普通約款第6条（支払保険金の計算）(1)および(2)の規定にかかわらず、一連の損害賠償請求について普通約款第5条（損害の範囲）に規定する法律上の損害賠償金および費用の合計額が保険証券記載の免責金額を超過する場合（以下この超過する金額を「超過額」といいます。）に限り、下記の算式によって算出した額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とします。）を支払います。ただし、当会社が支払う保険金の額は、保険証券記載の1請求あたり支払限度額を限度とします。
 - ① 超過額が500万円以下の場合
超過額×90%
 - ② 超過額が500万円を超える場合
(超過額－500万円) + (500万円×90%)

- (2) (1)の規定に従い当社が支払う保険金の額が、保険証券記載の保険期間中の総支払限度額に達した場合は、当社は、以後一切の損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（保険金を支払わない場合—その1）

保険契約締結の際、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、保険期間中に第2条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求を提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生していることを知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、当社は、一切の損害に対して、保険金を支払いません。

第7条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、直接であると間接であるとはかかわらず、核燃料物質^(注1)、核原料物質、放射性元素もしくは放射性同位元素またはこれらにより汚染された物^(注2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害^(注3)に対しては、保険金を支払いません。ただし、医学的または産業的利用に供される放射性同位元素^(注4)の使用、貯蔵または運搬中に生じた放射性同位元素の原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂によるもので、その使用、貯蔵または運搬に関し、法令違反がなかった場合を除きます。

(注1) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。

(注2) 汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

(注3) 損害
放射能汚染または放射線障害を含みます。

(注4) 放射性同位元素
ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

第8条（保険金を支払わない場合—その3）

当社は、被保険者またはその使用人もしくはその他の被保険者の業務の補助者が行う次の仕事に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 身体の障害の治療・軽減・予防、診察、診断、療養の方法の指導、矯正もしくは出産の立会い、検案もしくは診断書・検案書・処方箋の作成・交付等の医療行為または美容整形、医学的墮胎、助産もしくは採血その他医師もしくは歯科医師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれがある行為
- ② 薬品の調剤または投与
- ③ はり、きゅう、マッサージ、指圧または柔道整復

第9条（事故の拡大および発生防止義務）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、生産物または仕事の目的物の欠陥に起因する事故が発生した場合または事故の発生するおそれのあることを知った場合は、事故の拡大（同種の事故の発生を含みます。）または損害の発生もしくは拡大を防止するため、遅滞なく、生産物もしくは仕事の目的物またはこれらが一部をなすその他の財物について、回収、検査、修理、交換その他の適切な措置（以下「回収措置等」といいます。）を講じなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、回収措置等を講じるべきであったと考えられる日以降に発生した事故による損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 当社は、被保険者またはその他の者が回収措置等を講じるために要した費用については、被保険者が支出したと否とにかかわらず、保険金を支払いません。

第10条（事故発生時の通知義務）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険期間中に、第2条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生したことを知った場合は、知った日から60日以内に、その事故または原因もしくは事由の具体的状況を、書面で当社に通知しなければなりません。

- (2) 当社は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、(1)の通知を行った場合において、その事故または原因もしくは事由に起因して、保険期間終了後5年以内に被保険者に対して損害賠償請求が提起されたときは、最初の損害賠償請求が保険期間中になされた一連の損害賠償請求が提起された場合を除き、その損害賠償請求は、保険期間の終了日に提起されたものとみなします。
- (3) 当社は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条 (保険料算出の基礎)

- (1) この保険契約において保険料を定めるために用いる「領収金」および「売上高」は、それぞれ次のとおりとします。
- ① 領収金
保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)において、日本国内において行った仕事によって被保険者が領収した税込金額の総額
- ② 売上高
保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)において、被保険者が日本国内において販売した生産物の税込対価の総額
- (2) 当社は、日本国内において行う仕事によって被保険者が保険期間中に領収すべき税込金額の総額または被保険者が保険期間中に日本国内において販売する生産物の税込対価の総額が、(1)に定める領収金または売上高を著しく上回りもしくは下回る蓋然性がある場合、または(1)の規定を適用することが適当でない特別の事情がある場合は、領収金および売上高の額を調整することができるものとします。

第12条 (保険料の返還または請求)

- (1) 当社は、前条(2)の規定を適用して保険料を領収した場合および(2)に規定する場合を除き、普通約款第12条(保険料の精算)(1)および(3)の規定を適用しません。
- (2) この保険契約の被保険者が、保険期間中に被保険者でなくなった場合またはこの保険契約の保険期間の終了とともにこの特約を付帯した普通約款および特別約款に基づく契約に継続して被保険者とならない場合は、当社は、日本国内において行う仕事によって被保険者が保険期間中に領収した税込金額の総額または被保険者が保険期間中に日本国内において販売した生産物の税込対価の総額に基づいて算出した保険料と、既に領収した保険料との間の差額を返還または請求します。

第13条 (保険金計算の特則)

当社は、保険金を支払う場合において、保険契約者または被保険者が申告した領収金または売上高が、第11条(保険料算出の基礎)(1)に規定する領収金または売上高の実際の金額に不足していたときは、次の算式により保険金を支払います。

$$\boxed{\text{保険金の支払額}} = \boxed{\text{申告に不足がなかった場合の保険金の額}} \times \boxed{\frac{\text{申告された領収金または売上高}}{\text{第11条に定める領収金または売上高}}}$$

第14条 (被保険者の告知義務)

- (1) 被保険者になる者は、加入申込の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、加入申込の際、被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、その加入を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
- ② 当社が加入申込の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^(注)
- ③ 被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、加入申込の際に当社に告げられ

ていたとしても、当会社が加入申込を承認していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

- ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または加入申込から5年を経過した場合

(注) (2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることが妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

第15条（被保険者の通知義務）

- (1) 加入申込の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注)が発生した場合には、被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

(注) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、加入申込の際に当会社が交付する書面等において、この条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、その加入を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には、適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、解除にかかわる危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この加入の引受範囲^(注)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、その加入を解除することができます。

(注) この加入の引受範囲

保険料を増額することにより加入を継続することができる範囲として、加入申込の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (7) (6)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、解除にかかわる危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第16条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第14条（被保険者の告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、その申込における変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計

算した保険料を返還または請求します。

- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、その申込における変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、危険増加または危険の減少が生じた時以後の期間^(注)に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

(注) 危険増加または危険の減少が生じた時以後の期間
保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以後の期間をいいます。

- (3) (1)または(2)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、被保険者がその支払を怠ったとき^(注1)は、当会社は、保険金を支払いません^(注2)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。この場合において、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、その加入を解除することができます。

(注1) 被保険者がその支払を怠ったとき
当会社が、被保険者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその支払がなかった場合に限りま

(注2) 当会社は、保険金を支払いません
既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、その返還を請求することができます。

- (4) 当会社は、(1)および(2)のほか、加入申込の後、被保険者が書面をもって保険契約条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、その申込における変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、被保険者が保険契約条件の変更日^(注)までにその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款に従い、保険金を支払います。

(注) 保険契約条件の変更日
被保険者による通知を当会社が受領し、承認した時以後で、保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。ただし、その日とその通知を当会社が受領した日と同じである場合は、当会社が加入条件の変更を承認した時とします。以下同様とします。

- (6) 前条の規定により、その被保険者の加入を解除した場合は、その加入について、第12条（保険料の返還または請求）(2)の規定によって保険料を精算します。

第17条（読替規定）

当会社は、この保険契約においては、次のとおり普通約款を読み替えて適用します。

- ① 第5条（損害の範囲）の規定中「事故の原因」とあるのは「損害賠償請求の原因」
- ② 第7条（保険責任の始期および期間）(3)の規定中「保険料領収前に生じた事故」とあるのは、「保険料領収前に提起された損害賠償請求または保険料領収前に生じた事故」
- ③ 第9条（告知義務）(5)、第10条（通知義務）(7)、第16条（重大事由による解除）(2)、第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定中「発生した事故」とあるのは「提起された損害賠償請求」
- ④ 第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(5)の規定中「生じた事故」とあるのは「提起された損害賠償請求」
- ⑤ 第6条（支払保険金の計算）(1)、第8条（保険責任のおよぶ地域）、

第30条（先取特権）(1)、附則(1)(2)の規定中「事故」とあるのは「損害賠償請求」

第18条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

⑤ 中小企業生産物特約（B）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一連の損害賠償請求	損害賠償請求が提起された時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の事故または原因もしくは事由に起因して被保険者に対して提起されたすべての損害賠償請求をいいます。一連の損害賠償請求は、被保険者に対して最初の損害賠償請求が提起された時にすべてなされたものとみなします。
加入	当会社が加入申込を承認することによって、加入申込を行った者が取得した被保険者としての地位に関する、当会社と被保険者の約定をいいます。
加入申込	第3条（被保険者の範囲）(1)の被保険者となるべき者が、この保険契約における被保険者としての地位を取得したい旨を加入依頼書で保険契約者を通じ当会社に申し出ることをいいます。
財物の損壊	有体物の滅失、損傷または汚損をいいます。有体物には漁業権、営業権、鉱業権、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他これらに類する権利を含まず、滅失には紛失、盗取または詐取を含みません。
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。

第2条（保険金を支払う場合）

生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（事故）の規定にかかわらず、当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払う場合）の損害は、次に掲げる損害に限ります。

- ① 被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます。）に起因して、日本国内において発生した他人の身体の障害または他人の財物の損壊（以下「事故」といいます。）につき、被保険者が、損害賠償請求を提起されたことについて、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ② 被保険者が行った保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の結果に起因して、仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡しとします。）または放棄の後、日本国内において発生した事故につき、被保険者が、損害賠償請求を提起されたことについて、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

第3条（被保険者の範囲）

- (1) この特約において、「被保険者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業者のうち、保険証券に記載された者をいいます。
- (2) 保険契約締結時において(1)の中小企業者であった被保険者が、保険契約締結時以降に(1)の中小企業者に該当しなくなった場合でも、当会社は、保険期間が終了する時まで、その者を中小企業者とみなします。

第4条（他の被保険者との関係）

普通約款、特別約款およびこの特約の規定は、各被保険者につき個別にこれを適用します。

第5条（保険期間と保険責任との関係）

- (1) 当会社は、(2)に規定する遡及日以降に発生した事故について、普通

約款第7条（保険責任の始期および終期）(1)に規定する保険期間中に、被保険者に対し損害賠償請求が提起された場合に限り、損害に対して保険金を支払います。

- (2) (1)の「遡及日」とは、(1)の損害賠償請求を提起された被保険者が、この特約が付帯された保険契約^(注)において被保険者となった最初の日をいいます。ただし、この特約が付帯された保険契約において被保険者となった最初の日からこの保険契約の保険期間の開始日までの間にこの特約が付帯された保険契約の被保険者でなかった期間がある場合は、その被保険者でなかった期間が終了した日のうち、この保険契約の保険期間の開始日に最も近い日の翌日を「遡及日」とします。

(注) 保険契約

この保険契約の開始日より前に締結された普通約款および特別約款に基づく契約のうち、この特約を付帯したものを含みます。

- (3) (2)の「被保険者でなかった期間」が、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の故意または重大な過失によらず生じた場合には、その期間を被保険者であった期間とみなして(2)の規定を適用します。

第6条（支払保険金の計算）

- (1) 当社が一連の損害賠償請求について支払う保険金の額は、普通約款第5条（損害の範囲）⑤および⑥の費用を除き、他人の身体の障害および他人の財物の損壊に起因する損害とを合算して、各被保険者につき、保険証券記載のその被保険者に適用される1請求あたり支払限度額を限度とします。
- (2) 各被保険者の損害につき当社が支払う保険金の額の総額は、普通約款第5条（損害の範囲）⑤および⑥の費用を除き、保険証券記載のその被保険者に適用される保険期間中の総支払限度額を限度とします。
- (3) 当社は、普通約款第27条（保険金の請求）の規定により、被保険者から保険金の請求を複数個受けた場合は、同条(2)の規定により、被保険者が、保険金請求書およびその損害を証明する書類を保険証券に添えて、当社に提出した順にその損害に対して、保険金を支払います。
- (4) (1)から(3)までの規定に従い当社が支払った保険金の額の総額が普通約款第5条（損害の範囲）⑤および⑥の費用を除き、保険証券記載の保険証券総支払限度額に達した場合は、保険証券記載の被保険者に適用される支払限度額が費消されていると否とにかかわらず、当社は、以後一切の損害に対しては、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、保険証券記載の保険証券総支払限度額を増額する必要があると判断した場合は、この保険契約の保険期間中または保険期間終了後60日以内に限り、当社に対し、書面により保険証券総支払限度額の増額を請求することができます。当社がその請求を承認する場合には、総支払限度額の増額前の保険条件による保険料と増額後の保険条件による保険料を差し引いた額に基づき計算した追加保険料を請求します。
- (6) 保険契約者は、当社に対し、書面により、(5)の保険証券記載の保険証券総支払限度額を増額する必要性を判断するために必要な書類の提出を請求することができます。

第7条（保険金を支払わない場合—その1）

保険契約締結の際、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、保険期間中に第2条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求を提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生していることを知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、当社は、一切の損害に対して、保険金を支払いません。

第8条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、直接であると間接であるにかかわらず、核燃料物質^(注1)、核原料物質、放射性元素もしくは放射性同位元素またはこれらにより汚染された物^(注2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害^(注3)に対しては、保険金を支払いません。ただし、医学的または産業的利用に供される放射性同位元素^(注4)の使

用、貯蔵または運搬中に生じた放射性同位元素の原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂によるもので、その使用、貯蔵または運搬に関し、法令違反がなかった場合を除きます。

- (注1) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注2) 汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (注3) 損害
放射能汚染または放射線障害を含みます。
- (注4) 放射性同位元素
ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

第9条（保険金を支払わない場合—その3）

当会社は、被保険者またはその使用人もしくはその他の被保険者の業務の補助者が行う次の仕事に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 身体の障害の治療・軽減・予防、診察、診断、療養の方法の指導、矯正もしくは出産の立会い、検案もしくは診断書・検案書・処方箋^{せん}の作成・交付等の医療行為または美容整形、医学的墮胎、助産もしくは採血その他医師もしくは歯科医師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれがある行為
- ② 薬品の調剤または投与
- ③ はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復

第10条（事故の拡大および発生防止義務）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、生産物または仕事の目的物の欠陥に起因する事故が発生した場合または事故の発生するおそれのあることを知った場合は、事故の拡大（同種の事故の発生を含みます。）または損害の発生もしくは拡大を防止するため、遅滞なく、生産物もしくは仕事の目的物またはこれらが一部をなすその他の財物について、回収、検査、修理、交換その他の適切な措置（以下「回収措置等」といいます。）を講じなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、回収措置等を講じるべきであったと考えられる日以降に発生した事故による損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 当会社は、被保険者またはその他の者が回収措置等を講じるために要した費用については、被保険者が支出したと否とにかかわらず、保険金を支払いません。

第11条（事故発生時の通知義務）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険期間中に、第2条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生したことを知った場合は、知った日から60日以内に、その事故または原因もしくは事由の具体的状況を、書面で当会社に通知しなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、(1)の通知を行った場合において、その事故または原因もしくは事由に起因して、保険期間終了後5年以内に被保険者に対して損害賠償請求が提起されたときは、最初の損害賠償請求が保険期間中になされた一連の損害賠償請求が提起された場合を除き、その損害賠償請求は、保険期間の終了日に提起されたものとみなします。
- (3) 当会社は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（保険料算出の基礎）

- (1) この保険契約において保険料を定めるために用いる「領収金」および「売上高」は、それぞれ次のとおりとします。
 - ① 領収金
保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、

日本国内において行った仕事によって被保険者が領収した税込金額の総額

② 売上高

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、被保険者が日本国内において販売した生産物の税込対価の総額

- (2) 当社は、日本国内において行う仕事によって被保険者が保険期間中に領収すべき税込金額の総額または被保険者が保険期間中に日本国内において販売する生産物の税込対価の総額が、(1)に定める領収金または売上高を著しく上回りもしくは下回る蓋然性がある場合、または(1)の規定を適用することが適当でない特別の事情がある場合は、領収金および売上高の額を調整することができるものとします。

第13条（保険料の返還または請求）

- (1) 当社は、前条(2)の規定を適用して保険料を領収した場合および(2)に規定する場合を除き、普通約款第12条（保険料の精算）(1)および(3)の規定を適用しません。
- (2) この保険契約の被保険者が、保険期間中に被保険者でなくなった場合またはこの保険契約の保険期間の終了とともにこの特約を付帯した普通約款および特別約款に基づく契約に継続して被保険者とならない場合は、当社は、日本国内において行う仕事によって被保険者が保険期間中に領収した税込金額の総額または被保険者が保険期間中に日本国内において販売した生産物の税込対価の総額に基づいて算出した保険料と、既に領収した保険料との間の差額を返還または請求します。

第14条（保険金計算の特則）

当社は、保険金を支払う場合において、保険契約者または被保険者が申告した領収金または売上高が、第12条（保険料算出の基礎）(1)に規定する領収金または売上高の実際の金額に不足していたときは、次の算式により保険金を支払います。

保険金の支払額	=	申告に不足がなかった場合の保険金の額	×	申告された領収金または売上高 第12条(1)に定める領収金または売上高
---------	---	--------------------	---	--

第15条（保険契約の取消しの特則）

- (1) 普通約款第14条（保険契約の取消し）の規定を適用するにあたり、加入申込に関し、被保険者またはその代理人に詐欺の行為があった場合は、この保険契約自体は有効とし、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、加入申込時に遡(さかのぼ)り、その被保険者の加入申込を取り消すことができます。
- (2) 当社は、(1)の規定により加入申込を取り消した場合には、その被保険者が払い込んだ保険料相当額を返還しません。

第16条（被保険者の告知義務）

- (1) 被保険者になる者は、加入申込の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、加入申込の際、被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、その加入を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
- ② 当社が加入申込の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^(注)
- ③ 被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、加入申込の際に当社に告げられていたとしても、当社が加入申込を承認していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または加入申込から5年を経過した場合

(注) (2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

第17条 (被保険者の通知義務)

- (1) 加入申込の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注)が発生した場合には、被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

(注) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実
告知事項のうち、加入申込の際に当会社が交付する書面等において、この条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、その加入を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には、適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、解除にかかわる危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この加入の引受範囲^(注)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、その加入を解除することができます。

(注) この加入の引受範囲
保険料を増額することにより加入を継続することができる範囲として、加入申込の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (7) (6)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、解除にかかわる危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第18条 (保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第16条 (被保険者の告知義務) (1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、その申込における変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、その申込における変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、危険増加または危険の減少が生じた時以後の期間^(注)に対する保険料を返還または請求

します。

(注) 危険増加または危険の減少が生じた時以後の期間
保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以後の期間をいいます。

- (3) (1)または(2)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、被保険者がその支払を怠ったとき^(注1)は、当会社は、保険金を支払いません^(注2)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。この場合において、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、その加入を解除することができます。

(注1) 被保険者がその支払を怠ったとき
当会社が、被保険者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその支払がなかった場合に限りま

(注2) 当会社は、保険金を支払いません
既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、その返還を請求することができます。

- (4) 当会社は、(1)および(2)のほか、加入申込の後、被保険者が書面をもって保険契約条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、その申込における変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

- (5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、被保険者が保険契約条件の変更日^(注)までにその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款に従い、保険金を支払います。

(注) 保険契約条件の変更日
被保険者による通知を当会社が受領し、承認した時以後で、保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。ただし、その日がその通知を当会社が受領した日と同じである場合は、当会社が加入条件の変更を承認した時とします。以下同様とします。

- (6) 前条の規定により、その被保険者の加入を解除した場合は、その加入について、第13条（保険料の返還または請求）(2)の規定によって保険料を精算します。

第19条（読替規定）

当会社は、この保険契約においては、次のとおり普通約款を読み替えて適用します。

- ① 第5条（損害の範囲）の規定中「事故の原因」とあるのは「損害賠償請求の原因」
- ② 第7条（保険責任の始期および期間）(3)の規定中「保険料領収前に生じた事故」とあるのは、「保険料領収前に提起された損害賠償請求または保険料領収前に生じた事故」
- ③ 第9条（告知義務）(5)、第10条（通知義務）(7)、第16条（重大事由による解除）(2)、第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定中「発生した事故」とあるのは「提起された損害賠償請求」
- ④ 第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(5)の規定中「生じた事故」とあるのは「提起された損害賠償請求」
- ⑤ 第6条（支払保険金の計算）(1)、第8条（保険責任のおよぶ地域）、第30条（先取特権）(1)、附則(1)(2)の規定中「事故」とあるのは「損害賠償請求」

第20条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

⑥生産物自体の損害補償特約

第1条（損害保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約により、生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）①および生産物特約第2条（回収措置義務）(2)の規定にかかわらず、特別約款第1条（事故）の事故により、その生産物または仕事の目的物自体（以下これらを「目的物」といいます。）の損害およびその目的物を回収、検査、修理、交換するために被った損害に対して保険金を支払います。ただし、被保険者が負う法律上の損害賠償責任の範囲に限ります。
- (2) (1)の損害について当会社が支払う保険金の額は、1事故につき次のいずれか少ない額を限度とします。
 - ① 他人の身体または目的物以外の財物に生じた損害額のうち被保険者が負うべき損害賠償の額
 - ② 300万円
- (3) 当会社が支払う保険金の額は、(2)により支払われる保険金の額と、特別約款により支払われる保険金の額とを合算して、保険証券記載の支払限度額^(注)を限度とします。

(注) 保険証券記載の支払限度額
1事故あたりの財物損壊の支払限度額となります。ただし、保険期間中の支払限度額の残存支払限度額が1事故支払限度額を下回る場合には、残存支払限度額とします。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、特別約款およびこの契約に付帯されるその他の特約の規定を準用します。

⑦見舞金費用補償特約（生産物用）

第1条（見舞金費用保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約により、生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（事故）の事故により、被保険者が他人の生命または身体を害した場合には、見舞金費用保険金として次の額を支払います。
 - ① 被害者が死亡した場合、1名につき10万円
 - ② 被害者が入院した場合、1名につき1万円
- (2) (1)の保険金は保険証券記載の支払限度額とは別に支払うものとし、1事故につき合計して次のいずれか低い額を限度とします。
 - ① 保険証券記載の1事故あたりの身体障害の支払限度額
 - ② 1,000万円

第2条（保険金を支払う場合の制限）

前条の保険金は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）、特別約款、生産物特約およびその他の特約に基づいて当会社が他人の生命または身体を害したことにより保険金を支払う場合にかぎり支払います。

第3条（見舞費用保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第1条（見舞金費用保険金を支払う場合）に定める見舞金を支払った時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が第1条（見舞金費用保険金を支払う場合）の規定に基づき見舞費用保険金の支払を受けようとする場合は、普通約款第27条（保険金の請求）(2)に規定する書類のほかに、被保険者が支払った見舞金に係る被害者の受領書等、被保険者の支払を証明する書類を当会社に提出しなければなりません。
- (3) (2)の書類に故意に事実と異なる記載をし、または事実を記載しなかった場合、もしくはその書類を偽造または変造した場合、または(1)の義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

保管者特別約款

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払う場合）および第4条（保険金を支払わない場合—その2）②の規定にかかわらず、被保険者が管理する保険証券記載の保管物（以下「保管物」といいます。）が、次の期間に損壊し、紛失し、または盗取されたこと（以下「事故」といいます。）により、保管物について正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 保管物が保険証券記載の保管施設内に保管されている期間
- ② 保管物が保険証券記載の目的に従い、保管施設外で管理されている期間

第2条 (保険金を支払わない場合)

当社は、次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者、その代理人またはこれらの者の使用人が行い、もしくは加担した盗取に起因する損害賠償責任
- ② 被保険者の使用人が所有し、または私用する財物の損壊、紛失もしくは盗難に起因する損害賠償責任
- ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、徽章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する保管物の損壊、紛失または盗難に起因する損害賠償責任。
- ④ 原因がいかなる場合でも、自然発火または自然爆発した保管物自体の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑤ 自然の消耗もしくは性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑥ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出もしくは溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくは溢出による保管物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑦ 屋根、扉もしくは通風孔等から入る雨または雪等による保管物の損壊に起因する損害賠償責任

第3条 (責任の限度)

- (1) 当社が保険金を支払うべき金額は、被害保管物が、事故の生じた地および時において、もし被害を受けていなければ有したであろう価額を超えないものとします。
- (2) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が保管物の使用不能に起因する損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。）を負担することによって被る損害に対しては保険金を支払いません。

第4条 (準用規定)

この特別約款に定めのない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

㊸縮小支払特約 (保管者用)

第1条 (保険金の縮小支払)

- (1) この特約により、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、1回の事故につき当社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、普通約款第5条（損害の範囲）①に規定する法律上の損害賠償金から保険証券に記載された免責金額を差し引いた金額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た金額については、

保険証券記載の支払限度額を限度として算出し、普通約款第5条②から⑥までの費用については、その全額を支払います。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \left(\boxed{\text{普通約款第5条①に規定する法律上の損害賠償金}} - \boxed{\text{免責金額}} \right) \times \boxed{\text{保険証券記載の縮小支払割合}} + \boxed{\text{普通約款第5条②から⑥までの費用}}$$

(2) (1)の規定は、保管者特別約款(以下「特別約款」といいます。))について適用されます。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこの契約に付帯されるその他の特約の規定を準用します。

①漏水補償特約 (保管者用)

第1条 (保険金を支払わない場合の適用除外)

当社は、この特約により、保管者特別約款(以下「特別約款」といいます。))第2条(保険金を支払わない場合)⑥の規定にかかわらず、給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出もしくは溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくは溢出により、保険証券記載の保管物が損壊したことにより、保管物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、特別約款およびこの契約に付帯されるその他の特約の規定を準用します。

●引渡し後の損害補償対象外特約

第1条 (保険金を支払わない場合)

当社は、この特約により、保管者特別約款(以下「特別約款」といいます。))第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、保管物が委託者に引き渡された日からその日を含めて2週間を経過した日以降に発見された保管物の損壊、盗難(詐取を含みます。))または紛失に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

⑦貴重品等補償特約

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、この特約により、保管者特別約款(以下「特別約款」といいます。))第2条(保険金を支払わない場合)③の規定にかかわらず、被保険者が保険証券記載の保管施設内で管理する貨幣、紙幣、有価証券、宝石、貴金属その他これらに類する保管物(以下「保管貴重品」といいます。))が損壊し、または紛失もしくは盗取(詐取を含みます。))されたことにより、保管貴重品について正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条 (責任の限度)

当社が保険金を支払うべき額は、被害貴重品が、前条の事故の生じた地および時において、もし前条の事故がなければ有したであろう価額を超えず、かつ、保険期間中を通じて保険証券記載の支払限度額を超えないものとします。

第3条 (損害額の証明)

当社は、被保険者が損害額を証明できない場合は、その証明できな

い額については、保険金を支払いません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

㊦ ロッカー 1 個当たり支払限度額特約

第1条（支払限度額）

この特約が付帯された保険契約における保管物に対するロッカー 1 個当たりの支払限度額は 1 事故につき、10 万円を限度とします。

第2条（保管物の範囲）

- (1) 当社は保管者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第 2 条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、ロッカー内の貨幣、紙幣、有価証券、宝石、貴金属その他これらに類する保管物の損壊、紛失または盗難に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害についても、前条の支払限度額内で保険金を支払います。
- (2) 当社が保険金を支払うべき額は、被害貴重品が、前条の事故の生じた地および時において、もし前条の事故がなければ有したであろう価額を超えず、かつ、保険期間中を通じて保険証券記載の支払限度額を超えないものとします。

第3条（損害額の証明）

当社は、被保険者が損害額を証明できない場合は、その証明できない額については、保険金を支払いません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

㊧ 修理、加工危険補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、この特約により、保管者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第 2 条（保険金を支払わない場合）の規定のほか、被保険者が次の①または②に掲げる損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 修理または加工作業機械の破損、故障または停止による保管物の損壊に起因する損害賠償責任
- ② 修理もしくは加工上の過失または欠陥による保管物の損壊（技術の拙劣による仕上不良を含みます。）に起因する損害賠償責任

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

㊨ 詐取損害補償特約（保管者用）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、保管者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第 1 条（保険金を支払う場合）の規定による事故のほか、保険証券記載の保管物が次の期間に詐取されたことにより、保管物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 保管物が保険証券記載の保管施設内に保管されている期間
- ② 保管物が保険証券記載の目的に従い、保管施設外で管理されている期間

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第 3 条（保険金を支払わない場合—その 1）、第 4 条（保険金を支払わない場合—その 2）②を除きます。）、特別約款第 2 条（保険金を支払わない場合）の規定のほか、次の①から③までの損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 被保険者、その代理人またはこれらの者の使用人が行い、もしくは

加担した詐取に起因する損害賠償責任

- ② 被保険者の使用人が所有し、または私用する財物の詐取に起因する損害賠償責任
- ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、徽章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する保管物の詐取に起因する損害賠償責任

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

⑥紛失危険補償対象外特約

第1条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、この特約により、保管者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険証券記載の保管物を紛失したことにより、保管物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

⑦保管施設外危険補償対象外特約

第1条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、この特約により、保管者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険証券記載の保管物が保険証券記載の保管施設以外で管理されている間に損壊し、紛失し、または盗取されたことにより、保管物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

⑧冷凍冷蔵倉庫業者賠償責任保険特約

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払う場合）および第4条（保険金を支払わない場合—その2）②の規定にかかわらず、被保険者が管理する受託冷蔵物（以下「受託物」といいます。）が次の①または②に掲げる間に損壊（変質または腐敗を含みます。以下同様とします。）し、紛失し、または盗取されたことにより、受託物に対し正当な権利を有する者（以下「寄託者」といいます。）に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 受託物が保険証券記載の冷凍・冷蔵倉庫（以下「付保倉庫」といいます。）内で管理されている間
- ② 受託物が、倉出または倉入れ作業の通常のプロセスとして一時的に付保倉庫外で管理されている間。ただし、被保険者が付保倉庫と同一の敷地内^(注)で受託物を受け取った時から敷地内で受託物を引き渡した時までの間に限ります。

(注) 敷地内

囲いの有無を問わず、倉庫およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。以下同様とします。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとかかわらず、普通約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）に規定する損害および第4条（保険金を支払わない場合—その2）①、③および④に規定する賠償責任を負担することによって被る損害ならびに保管者特別約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次の①から⑪までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 火災による冷凍装置の破壊または変調によって起きた温度変化のために生じた受託物の損壊に起因する賠償責任
- ② 受託物が寄託者に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任
- ③ 受託物の損壊によって、寄託者が被った得べかりし利益の喪失その他の間接損害に起因する賠償責任
- ④ 受託物の自然の消耗、欠陥、目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）またはねずみ食いもしくは虫食いなどに起因する賠償責任
- ⑤ 被保険者もしくはその代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行いまたは加担した盗取に起因する賠償責任
- ⑥ 被保険者の使用人が所有しまたは私有に供する財物が損壊し、または紛失もしくは盗取されたことに起因する賠償責任
- ⑦ 給配水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他の業務用機器から排出、漏洩または汜濫する液体、気体または蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑧ 屋根、樋、扉、戸、窓もしくは通風孔から入る雨または雪などによる受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑨ 排水、排気（煙を含みます。）によって生じた賠償責任
- ⑩ 日常の使用または運転に伴う冷凍・冷蔵倉庫、機械、設備装置等の摩滅、消耗、劣化に起因する賠償責任
- ⑪ 原因がいかなる場合でも、冷凍・冷蔵倉庫、機械、設備装置等の腐食、さび、浸食に起因する賠償責任

第3条（支払保険金の計算—その1）

- (1) 1回の事故につき当会社が支払うべき保険金の額は、被害受託物が事故の生じた地および時（発生の時期が不明の場合は、発見時とします。）において、もし被害を受けていなければ有したであろう価額（以下「時価」といいます。）を超えないものとします。ただし、被保険者と寄託者との間で、あらかじめ受託物につき価額の約定（以下「寄託価額」といいます。）がなされており、時価がこの寄託価額を超える場合は、当会社の支払うべき保険金の額は寄託価額を超えないものとします。
- (2) 当会社が支払うべき保険金の額は、普通約款第6条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、保険期間中を通じて保険金額を超えないものとします。

第4条（支払保険金の計算—その2）

- (1) 被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の①および②の間に、受託物と同種の自己所有冷蔵物（以下「自己貨物」といいます。）を管理している間に事故が発生した場合において、その被害物につき受託物と自己貨物とを明確に判別し得ないときは、当会社は事故による総被害額に対し、受託比率^(注)を乗じた額をもって、受託物の被った被害額とみなし、これに対して被保険者が被るべき損害に対して、保険金を支払います。

(注) 受託比率

事故発生直前の付保倉庫における被害物と同種の受託物および自己貨物の合計在庫価額に対する被害物と同種の受託物の在庫価額の割合をいいます。

- (2) (1)の規定は、普通約款第5条（損害の範囲）②から④までの費用についてもこれを準用します。

第5条（損害防止軽減費用）

普通約款第5条（損害の範囲）②にいう第23条（事故発生時の義務）①に規定する「損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用」は、次のとおり読み替えるものとします。

- ① 保険期間中に受託物が第2条（保険金を支払う場合）に規定する①または②の間に損壊し、または盗取された場合において、受託物の損害の発生および拡大の防止に要した費用のうち、当社が必要かつ有益であったと判断した費用。ただし、倉庫棟ごとの保険金額の範囲内で、かつ、1回の事故につき、500万円を限度とします。
- ② ①の費用は次のアおよびイの費用を含みません。
 - ア. 冷蔵倉庫建物、機械、設備装置等の補修、改善に要する費用
 - イ. 受託物の避難のため、他の倉庫を借用した場合の保管料。ただし、その費用については被保険者が直接支払った否かを問いません。

第6条（緊急措置費用）

この保険契約において、普通約款第5条（損害の範囲）④の規定は適用しません。

第7条（冷凍・冷蔵倉庫建物、機械、設備装置等の管理義務）

- (1) 被保険者は、冷凍・冷蔵倉庫建物、機械、設備装置等につき、事故の発生を予防するため、整備、点検、保守等の必要かつ適切な管理を行わなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)の規定に違反した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払いません。

第8条（調査）

当社は、付保倉庫、受託物およびこれらに関する帳簿、記録その他の書類を検査することができます。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および保管者特別約款の規定を準用します。

⑨① 冷凍冷蔵装置の電氣的・機械的事故補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、この特約により、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）、保管者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）および冷凍冷蔵倉庫業者賠償責任保険特約第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、冷凍または冷蔵装置（これらの付属装置を含みます。）の電氣的・機械的事故に起因する保管物の損害に対しても、保険金を支払いません。ただし、これらの事故によって、火災または爆発が発生した場合を除きます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこの契約に付帯されるその他の特約の規定を準用します。

⑨① 温度変化損害補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、この特約により、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）、保管者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）および冷凍冷蔵倉庫業者賠償責任保険特約第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、冷凍または冷蔵装置（これらの付属装置を含みます。）の破壊、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた保管物の損害に対しても、保険金を支払いません。ただし、これらの事由によって、火災または爆発が発生した場合を除きます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこの契約に付帯されるその他の特約の規定を準用します。

⑫冷媒の漏出等による損害補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、保管者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、冷凍または冷蔵装置（これらの付属装置を含みます。）からの冷媒等の漏出、^{いっ}溢出に起因する保管物の損害^{（注）}に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの事由によって、火災または爆発が発生した場合についてはこの特約を適用しません。

（注）保管物の損害
腐敗、変色、汗ぬれ、臭いの付着その他これらに類似の損害を含みます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

⑬水漏れ損害等補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、冷凍冷蔵倉庫業者賠償責任保険特約第2条（保険金を支払わない場合）⑦の規定にかかわらず、被保険者が給排水管、暖冷房装置、冷凍装置^{えい}、消火栓、スプリンクラーその他の業務用機具から排出、漏洩または^{ほんらん}氾濫する液体、気体または蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、保管者特別約款およびこの契約に付帯されるその他の特約の規定を準用します。

⑰クリーニング特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
クリーニング	洗剤または溶剤を使用して、衣類その他の繊維製品または皮革・毛皮製品を原型のまま洗たくすることをいいます。
洗たく物	被保険者が保険証券記載の保管施設内または業務の通常の過程として一時的に保管施設外において、クリーニングのために受託する衣類その他の繊維製品または皮革・毛皮製品をいいます。ただし、クリーニング以外の目的で保管を行う物については、洗たく物とはみなしません。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 保管者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）にいう保管物とは洗たく物に限るものとし、当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、洗たく物が保険期間中に損壊し、盗取または詐取されたことにより、洗たく物について正当

な権利を有する者に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- (2) この特約の適用においては、当会社は、特別約款に自動付帯される、引渡し後の損害補償対象外特約は適用しません。

第3条 (損害の範囲)

- (1) この特約において、当会社が保険金を支払う損害の範囲は、普通約款第5条 (損害の範囲) の規定にかかわらず、次のとおりとします。
- ① 被保険者が洗たく物について正当な権利を有する者に対して、支払うべき法律上の損害賠償金^(注1)。ただし、時価額^(注2)を限度とします。
 - ② 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益な費用
 - ③ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用
 - ④ 当会社による損害賠償請求の解決に協力するために、被保険者が支出した費用

(注1) 法律上の損害賠償金

損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を差し引きます。

(注2) 時価額

損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。

- (2) (1)①の法律上の損害賠償金には次の損害賠償金を含みません。

- ① 洗たく物の使用不能によって生じる代替品賃借費用等に係る損害賠償金
- ② 洗たく物の製造業者 (縫製業者および染色業者を含みます。) または販売業者が、洗たく物の損壊につき、その洗たく物について正当な権利を有する者または被保険者に対して法律上の損害賠償責任を負担すべき場合にはそれらの者が負担すべき損害賠償金

第4条 (支払保険金の計算)

- (1) 当会社が支払う保険金の額は次のとおりとします。

- ① 前条(1)①の損害については、その金額が1回の事故について保険証券に記載された免責金額を超える場合に限り、その超過額のみを保険証券に記載された支払限度額を限度として支払います。
- ② 前条(1)②から④までの損害については、その全額を支払います。ただし、1回の事故について、前条(1)①の損害賠償金の額が支払限度額を超えた場合には、前条(1)③の費用は、支払限度額の前記損害賠償金の額に対する割合によって支払います。

- (2) 当会社が第3条 (損害の範囲) (1)①の損害について保険金を支払った場合は、保険証券に記載された支払限度額からその支払った保険金の額を差し引いた残額をもって、以後の保険期間における支払限度額とします。

第5条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、普通約款第3条 (保険金を支払わない場合—その1) および第4条 (保険金を支払わない場合—その2) ①、③および④に規定する損害のほか、直接であると間接であるとかかわらず、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者^(注)もしくはこれらの者の法定代理人、被保険者の被用者または被保険者と同居する親族が行い、または加担した洗たく物の盗取もしくは詐欺に起因する損害賠償責任
- ② 被保険者の法定代理人、被保険者の被用者または被保険者と同居する親族が所有または私用する洗たく物の損壊、盗取または詐欺に起因する損害賠償責任
- ③ 屋根、壁、扉、窓、通風孔等の欠陥によりこれらから入る雨または雪等による洗たく物の損壊に起因する損害賠償責任
- ④ 洗たく物の欠陥もしくは洗たく物の自然の変化 (自然の状態における消耗、変色、のび、ちぢみ、風合の変化、形崩れ等をいいます。)、

かびその他これらに類するものまたはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害賠償責任

- ⑤ 給排水管、暖冷房装置、冷蔵装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他これらに類する業務用または家事用装置から漏出もしくは^{いっ}溢出する蒸気、水その他内容物による洗たく物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑥ 洗たく物の修理または加工（染色、色ぬきを含みます。）によるその洗たく物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑦ クリーニングの技術上の重大な過失による洗たく物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、この事由によって火災、破裂または爆発が発生した場合を除きます。
- ⑧ 洗たく物が寄託者に引き渡された日から30日を経過した後に、洗たく物について正当な権利を有する者から被保険者に通知が行われたその洗たく物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑨ 洗たく物の紛失または誤配に起因する損害賠償責任

(注) 保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下同様とします。

- (2) 当社は、特別約款第2条（保険金を支払わない場合）の規定は、この特約には適用しません。

第6条（求償権の不行使）

当社は、普通約款第32条（代位）の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の被用者または被保険者の業務の補助者に対するものにかぎり、これを行使しません。ただし、これらの者の故意による場合を除きます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこの契約に付帯されるその他の特約の規定を準用します。

⑳ クリーニング漏水危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、クリーニング特約第5条（保険金を支払わない場合）(1)⑤の規定にかかわらず、給排水管、暖冷房装置、冷蔵装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラー、その他これらに類する業務用または家事用装置から漏出もしくは^{いっ}溢出する蒸気、水その他内容物による洗たく物の損壊に起因し、洗たく物について正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、保管者特別約款、クリーニング特約およびこの契約に付帯されたその他の特約の規定を準用します。

㉑ 洗たく物紛失・誤配危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、クリーニング特約第5条（保険金を支払わない場合）(1)⑨の規定にかかわらず、洗たく物の紛失または誤配により、洗たく物について正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、保管者特別約款、クリーニング特約およびこの契約に付帯されたその他の特約の規定を準用します。

㉔盗難紛失補償対象外特約（保管者用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約により保管者特別約款（以下「特別約款」といいます。）において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第4条（保険金を支払わない場合—その2）（②を除きます。）および特別約款第2条（保険金を支払わない場合）の規定のほか、保険証券記載の保管物が盗取され、または紛失したことにより被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

㉕火災危険等補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約により、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第4条（保険金を支払わない場合—その2）および保管者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）の規定のほか、次の事由によって保険証券記載の保管物が損壊または紛失したことにより被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発^(注)

(注) 破裂または爆発
気体または蒸気の急激な膨張を伴う破裂またはその現象をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

自動車管理者特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払う場合）および第4条（保険金を支払わない場合—その2）②の規定にかかわらず、被保険者が管理する他人（所有権留保条項付売買契約の買主を含みます。）の自動車^(注1)が次に掲げる間に損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたこと（以下「事故」といいます。）により、自動車について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 自動車が保険証券記載の保管施設内に保管されている間
- ② 自動車が被保険者のその自動車に対して行う業務の遂行の通常の過程として、一時的に保管施設外で管理されている間

(注1) 被保険者が管理するの他人の自動車
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車のうち、被保険者の法定代理人^(注2)、使用人または被保険者の同居の親族が所有する自動車を含みません。以下「自動車」といいます。

(注2) 被保険者の法定代理人

被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下「代理人」といいます。

- (2) (1)の自動車には、これに定着^(注1)または装備^(注2)されている物(以下「付属品」といいます。)を含みます。

(注1) 定着

ボルト、ナットまたはねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。以下同様とします。

(注2) 装備

自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。以下同様とします。

- (3) (2)の付属品には、次に定める物を含みません。

- ① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品
- ② 法律、命令、規則または条例等により、自動車に定着または装備することを禁止されている物
- ③ 通常装飾品とみなされる物
- ④ 積載物

第2条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、普通約款第3条(保険金を支払わない場合—その1)に定める損害および第4条(保険金を支払わない場合—その2)に定める損害(ただし、第4条②を除きます。)のほか、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者の同居の親族が行い、あるいは加担した盗取または詐取に起因する損害賠償責任
- ② 盗取または詐取による場合を除き、自動車の使用不能に起因する損害賠償責任(収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。)
- ③ 被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者の同居の親族が私的な目的で使用している間の自動車の損壊もしくは紛失または盗取もしくは詐取に起因する損害賠償責任
- ④ 自動車が委託者に引き渡された後に発見された自動車の損壊もしくは紛失または盗取もしくは詐取に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の下請負人が管理している間における自動車の損壊もしくは紛失または盗取もしくは詐取に起因する損害賠償責任
- ⑥ 通常の作業工程上生じた修理(点検を含みます。)もしくは加工の拙劣または仕上不良等による自動車の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
- ⑦ 自動車が法令に定められた運転資格を持たない者によって運転されている間または酒に酔った運転者によって運転されている間に生じた自動車の損壊もしくは紛失または盗取もしくは詐取に起因する損害賠償責任

第3条 (損害賠償金の範囲)

当会社が保険金を支払うべき普通約款第5条(損害の範囲)および第6条(支払保険金の計算)にいう損害賠償金は、事故の生じた地および時における被害自動車の価額(被害自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。)を超えないものとします。

第4条 (残存支払限度額)

当会社が保険金を支払った場合は、保険証券に記載された総支払限度額から、その支払った保険金の額を差し引いた残額をもって、その事故の発生した時以後の保険期間に対する総支払限度額とします。

第5条 (準用規定)

この特別約款に定めのない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

㊸縮小支払特約（自動車管理者用）

第1条（保険金の縮小支払）

- (1) この特約により、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、普通約款第5条（損害の範囲）①に規定する法律上の損害賠償金から保険証券に記載された免責金額を差し引いた金額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た金額については、保険証券記載の支払限度額を限度として算出し、普通約款第5条②から⑥までの費用については、その全額を支払います。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \left(\boxed{\text{普通約款第5条①に規定する法律上の損害賠償金}} - \boxed{\text{保険証券に記載された免責金額}} \right) \times \boxed{\text{保険証券記載の縮小支払割合}} + \boxed{\text{普通約款第5条②から⑥までの費用}}$$

- (2) (1)の規定は、自動車管理者特別約款(以下「特別約款」といいます。) について適用されます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこの契約に付帯されるその他の特約の規定を準用します。

㊹下請負人再寄託中補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、自動車管理者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）⑤の規定にかかわらず、被保険者の下請負人（以下「下請負人」といいます。）が被保険者より再受託する自動車^(注)を保管または管理している間に損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことにより、自動車について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金を支払います。

(注) 再受託する自動車

下請負人の法定代理人（下請負人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下「代理人」といいます。）、使用人もしくは下請負人の同居の親族が所有する自動車を含みません。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第4条（保険金を支払わない場合—その2）(2)を除きます。）および特別約款第2条（保険金を支払わない場合）に定める損害のほか、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 下請負人、下請負人の代理人もしくは使用人または下請負人の同居の親族が行い、または加担した盗取または詐取に起因する損害賠償責任
- ② 下請負人、下請負人の代理人もしくは使用人または下請負人の同居の親族が私的な目的で使用している間の自動車の損壊もしくは紛失または盗取もしくは詐取に起因する損害賠償責任

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

㊺全損付帯費用補償特約

第1条（全損付帯費用の支払）

- (1) 当会社は、この特約により、自動車管理者特別約款（以下「特別約款」といいます。）に基づいて保険金が支払われる場合において、特

別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する他人の自動車（以下「被害自動車」といいます。）が全損^(注)の場合には、特別約款で支払うべき保険金（以下「支払保険金」といいます。）の額の5%を全損付帯費用保険金として被保険者に支払います。ただし、支払保険金と全損付帯費用保険金は、合算して保険証券記載の支払限度額を限度とします。

(注) 全損

被害自動車について生じた損害が、時価額と同額またはそれを上回ることをいいます。

(2) (1)の支払保険金には、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第5条（損害の範囲）②から⑥の各費用および使用不能損害補償特約に従って支払う保険金を含みません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を適用します。

⑤1 使用不能損害補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、自動車管理者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）②および第3条（損害賠償金の範囲）の規定にかかわらず、特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する自動車（以下「自動車」といいます。）を次の①または②のいずれかに該当する間に損壊または紛失したこと（以下「事故」といいます。）により、被保険者がその損壊または紛失した自動車（以下「被害自動車」といいます。）の使用不能損害について法律上の損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。）を、被害自動車について正当な権利を有する者に対し負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 自動車が保険証券記載の保管施設内に保管されている間
- ② 自動車が被保険者のその自動車に対して行う業務の遂行の通常の過程として、一時的に保管施設外で管理されている間

第2条（使用不能損害の範囲）

- (1) 前条に規定する被害自動車の使用不能損害は、その使用不能損害が発生した最初の日からその日を含めて4日目以後30日以内に生じたものに限りま。
- (2) 被害自動車について正当な権利を有する者が事故の発生を知らなかった期間に生じた使用不能損害は、前条に規定する被害自動車の使用不能損害とはみなしません。

第3条（責任の限度）

当会社は、この特約に基づいて支払う保険金の額は、第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故により使用できなくなった自動車1台について10万円を限度とし、かつ、1回の事故について保険証券に記載された支払限度額を限度とします。

第4条（残存支払限度額）

当会社が保険金を支払った場合は、保険証券に記載された総支払限度額から、その支払った保険金の額を差し引いた残額をもって、その事故の発生した時以後の保険期間に対する総支払限度額とします。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

⑥ 出張作業補償特約

第1条（責任の範囲）

自動車管理者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）(1)の「次に掲げる間」には、同条(1)①および②のほか、出張作業中^(注)を含むものとします。

(注) 出張作業中

保険証券記載の被保険者が作業委託主の指定する場所において、他人の自動車の管理を始めた時から、作業委託主に引渡しを終了した時までの間をいいます。ただし、保険証券記載の保管場所に移動する場合には、その目的をもって移動を開始した時以降を除きます。以下同様とします。

第2条 (再委託中の適用除外)

この契約に下請人再委託中補償特約（以下「再委託特約」といいます。）が付帯されている場合であっても、出張作業中の事故については、再委託特約の規定を適用しません。

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通約款および特別約款の規定を準用します。

ゴルフ場総合賠償責任保険

④ゴルフ場総合賠償責任保険特約

第1章 施設特別約款に関する事項

第1条 (施設の範囲)

(1) この保険契約において施設所有（管理）者特別約款（以下「施設特別約款」といいます。）第1条（事故）の「施設」とは、保険証券記載のゴルフ場（以下「ゴルフ場」といいます。）およびゴルフ場に存在する次のものをいいます。

① クラブハウス^(注1)

② ゴルフ場敷地内^(注2)のその他の売店等の施設または設備。ただし、昇降機^(注3)を除きます。

③ カート^(注4)

④ ゴルフ場専用車両^(注5)

(注1) クラブハウス

ゴルフ場敷地内に所在するクラブハウス、宿泊施設をいいます。

(注2) 敷地内

囲いの有無を問わず、クラブハウスおよびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。以下同様とします。

(注3) 昇降機

水平に移動するものを含みます。以下同様とします。

(注4) カート

ゴルフ場敷地内のカートを含みます。以下同様とします。

(注5) ゴルフ場専用車両

ゴルフ場敷地内において専用使用する車両をいい、敷地外および公道での使用は除きます。以下同様とします。

(2) カートおよびゴルフ場敷地内専用車両に自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険（責任共済を含みます。以下「自賠責保険」といいます。）の契約を締結すべき、もしくは締結している場合、または自動車保険契約を締結している場合は、その損害の額がその自賠責保険および自動車保険契約により支払われるべき保険金の額の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみを保険金として支払います。

(3) (2)の自賠責保険および自動車保険契約により支払われるべき保険金の額の合算額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい

金額を免責金額として賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（支払保険金の計算）の規定を適用します。

第2条（被保険者の特則）

この章におけるカートの被保険者には、被保険者の定義に関する特約第1条（被保険者の定義）に規定する被保険者のほか、カートの操縦について被保険者の許諾を得た者（以下「カートの許諾被保険者」といいます。）を含みます。

第3条（施設特別約款の適用除外）

当会社は、施設特別約款第2条（保険金を支払わない場合）①および④を適用しません。

第2章 昇降機特別約款に関する事項

第4条（昇降機の範囲）

この保険契約において昇降機特別約款第1条（事故）の「昇降機」とは、ゴルフ場敷地内およびクラブハウスに所在するすべての昇降機をいいます。

第5条（昇降機特別約款の適用除外）

当会社は、昇降機特別約款第3条（保険金を支払わない場合）②を適用しません。

第3章 生産物特別約款に関する事項

第6条（生産物の範囲）

この保険契約において生産物特別約款第1条（事故）の「生産物」とは、クラブハウスで提供する料理飲食物、クラブハウスおよび売店で販売するすべての商品（以下「生産物」といいます。）とします。

第7条（見舞費用保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が生産物特別約款第1条（事故）に規定する事故により普通約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金が支払われる場合には、見舞金費用保険金として次の額を支払います。

① 被害者が死亡した場合は、1名につき10万円

② 被害者が入院した場合は、1名につき1万円

(2) (1)の保険金は1事故につき合計して次のいずれか低い額を限度とします。

① 保険証券記載の身体障害賠償の1事故あたりの支払限度額

② 1,000万円

(3) (1)および(2)の保険金は、保険証券記載の生産物特別約款の支払限度額とは別に支払うものとします。

第8条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、第7条（見舞金費用保険金の支払）に定める見舞費用保険金を支払った時から発生し、これを行することができるものとします。

(2) 被保険者が第7条（見舞金費用保険金の支払）の規定に基づき見舞費用保険金の支払を受けようとする場合は、普通約款第27条（保険金の請求）(2)に規定する書類のほかに、被保険者が支払った見舞金に係る被害者の受領書等、被保険者の支払を証明する書類を当会社に提出しなければなりません。

(3) (2)の書類に故意に事実と異なる記載をし、または事実を記載しなかった場合、もしくはその書類を偽造または変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第4章 保管者特別約款に関する事項

第9条（保管物の範囲）

(1) この保険契約において保管者特別約款第1条（保険金を支払う場合）における保管物とは、次のものをいいます。

① ゴルフ場利用者が運送業者に委託して送付するゴルフ道具等。ただし、運送業者から被保険者に引き渡されてゴルフ場利用者に引き

渡すまでの間、およびゴルフ場利用者から被保険者に引き渡されて運送業者に引き渡すまでの間の被保険者の管理中に限るものとします。

- ② カートに積載されているゴルフ道具。ただし、この場合の被保険者にはカートの許諾被保険者を含むものとします。
 - ③ 貴重品ロッカー、コインロッカー、その他のロッカー等に施錠保管されているゴルフ場利用者の財物
 - ④ 帳場、フロント等で被保険者が預かったゴルフ場利用者の財物
 - ⑤ その他被保険者が預かったゴルフ場利用者の財物
- (2) (1)のゴルフ場利用者とは、ゴルフをプレイする目的をもってゴルフ場を訪れた者で、記名被保険者の従業員、役員以外の者をいいます。

第10条（現金貴重品の場合の保険金の支払）

当会社は、保管者特別約款第2条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、前条の保管物が貨幣、紙幣、有価証券、宝石、貴金属その他これらに類する保管物（以下「保管貴重品」といいます。）である場合には、保管貴重品が損壊し、紛失し、または盗取（詐取を含みます。）されたことにより、保管貴重品について正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

第11条（支払保険金額）

- (1) 当会社が支払う保険金の額は被害者が立証した損害の額のうち免責金額を超える額とし、かつ、保険証券記載の支払限度額を限度とします。
- (2) (1)にかかわらず、保管物が次の場合には、1名あたりの支払限度額は10万円とします。ただし、1事故につき他の保管物と合算して保険証券記載の支払限度額（1事故あたりの支払限度額とします。ただし、保険期間中の支払限度額の残存支払限度額が1事故支払限度額を下回る場合には、残存支払限度額とします。）の範囲内とします。
 - ① 第9条（保管物の範囲）③の財物
 - ② 保管貴重品

第12条（保険金を支払わない場合）

当会社は、被保険者が預かったゴルフ場利用者のゴルフ用品等を誤って他人に引き渡したことに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第5章 人格権侵害に関する事項

第13条（人格権侵害の補償）

当会社は、普通約款第2条（保険金を支払う場合）、施設特別約款第1条（事故）および昇降機特別約款第1条（事故）の規定にかかわらず、被保険者が第1条（施設の範囲）のゴルフ場および第4条（昇降機の範囲）の昇降機の所有、使用または管理に起因して、保険期間中に、被保険者または被保険者以外の者が行った次に掲げる不当な行為（以下「不当行為」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この章の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図面その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

第14条（人格権侵害に係る保険金を支払わない場合）

当会社は、普通約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）および第4条（保険金を支払わない場合—その2）、施設特別約款第2条（保険金を支払わない場合）ならびに昇降機特別約款第3条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、前条に定める保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する損害賠償責任
- ② 直接であると間接であるにかかわらず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者

- によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
 - ④ 不当であることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
 - ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任

第15条（支払限度額および免責金額）

この章に基づく保険金の支払限度額および免責金額は次のとおりとします。

- ① 支払限度額

被害者1名あたり	50万円
1事故あたり	100万円
保険期間中総支払限度額	100万円
- ② 免責金額

1事故あたり	1,000円
--------	--------

第6章 共通事項

第16条（付帯する特別約款）

この特約は、保険証券記載の次の特別約款（以下これらを「各特別約款」といいます。）に付帯されます。

- ① 施設特別約款
- ② 昇降機特別約款
- ③ 生産物特別約款
- ④ 保管者特別約款

第17条（共通支払限度額）

この保険契約における当会社が支払う保険金の額は、同一の事故により施設特別約款ならびに昇降機特別約款が合わせて適用される場合、当会社の責任は、身体の障害に起因する損害、財物の損壊に起因する損害それぞれにつき、下記の金額を限度とします。

- ① 身体の障害に起因する損害の支払限度額
各特別約款の身体の障害に起因する損害の支払限度額のいずれか高い額
- ② 財物の損壊に起因する損害の支払限度額
各特別約款の財物の損壊に起因する損害の支払限度額のいずれか高い額

第18条（交差責任の補償）

この保険契約において次の被保険者間は互いに他人とみなします。

- ① 記名被保険者とカートの許諾被保険者間
- ② カートの許諾被保険者間

第19条（告知および通知）

- (1) この保険契約において、普通約款第9条（告知義務）に定める告知事項には、次のものを含みます。
 - ① 第1条（施設の範囲）の施設の明細
 - ② 第4条（昇降機の範囲）の昇降機の明細
 - ③ 第6条（生産物の範囲）の生産物の明細と各見込み売上高
- (2) 保険契約者は保険契約締結時に(1)の告知に基づいて計算した暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者は、保険期間終了後、当会社に次の事項を通知しなければなりません。
 - ① 保険期間中に、(1)の施設および昇降機の明細に変更が生じた場合には、その変更内容
 - ② 保険期間中の生産物の明細と売上高
- (4) 保険契約者または被保険者が(3)①の通知を怠った場合には、当会社はその変更にかかる事故について保険金を支払いません。ただし、被保険者が被保険者の故意または重過失でないことを立証した場合を除きます。

第20条（保険料の精算）

- (1) 当会社は前条の通知に基づいて確定保険料を計算し、暫定保険料との差額を精算します。
- (2) 前条(3)①の通知にかかる確定保険料の計算は月割とします。

第21条（準用規定）

この保険契約においてはこの特約を優先的に適用し、この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、各特別約款およびこの保険契約に付帯されるその他の特約の規定を準用します。

ビル総合賠償責任保険

⑤ビル総合賠償責任保険特約

第1章 施設所有（管理）者特別約款に関する事項

第1条（施設の範囲）

この保険契約において施設所有（管理）者特別約款（以下「施設特別約款」といいます。）第1条（事故）の「施設」とは、保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）が所有、使用または管理する保険証券記載の建物およびその敷地内に所在する設備（以下「施設」といいます。）とします。

第2条（施設特別約款の適用除外）

- (1) 当会社は、施設特別約款第2条（保険金を支払わない場合）①を適用しません。
- (2) 当会社は、被保険者が建築、土木、組立その他の工事業者である場合を除き、施設特別約款第2条（保険金を支払わない場合）④を適用しません。

第3条（賃貸物件使用不能損害補償）

- (1) 当会社は、施設に火災、破裂または爆発が発生し、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払う場合）の他人の身体の障害または財物の損壊が発生していない場合において、施設の占有者（以下「入居者」といいます。）が施設の使用を阻害されたことにより被保険者が入居者に対して負う法律上の賠償責任のうち、次の費用に対して保険金を支払います。

- ① 入居者が施設の事故による損害を防止するために要した有益な費用
- ② 入居者が事故対応をするために要した人件費等の諸経費
- ③ 入居者の収益^(注)の減少による損害
- ④ 施設が使用不能のため入居者が他の賃借物件に転居するために支出した費用
- ⑤ 施設が復旧した時に入居者が他の賃借物件から転居してくるために支出した費用

(注) 入居者の収益
施設の使用が阻害されていなければ得られたであろう通常の収益をいいます。

- (2) (1)の入居者には次の者を含みません。
 - ① 被保険者の定義に関する特約第1条（被保険者の定義）(1)①の記名被保険者およびその使用人
 - ② ①の記名被保険者の子会社^(注)およびその使用人
 - ③ 被保険者の定義に関する特約第1条(1)③の役員が役員となっている他の法人およびその使用人
 - ④ 被保険者の定義に関する特約第1条(1)④の配偶者、親族およびこれらの者の使用人
 - ⑤ ④の配偶者、親族が役員となっている他の法人およびその使用人

(注) ①の記名被保険者の子会社
記名被保険者の出資比率が直接であると間接であるとかかわ
らず50%を超えるものをいいます。

第4条 (賃貸物件に係る支払保険金)

- (1) 当社が第3条 (賃貸物件使用不能損害補償) の費用に関して支払うべき保険金の額は、保険証券に記載された施設特別約款の財物損壊の支払限度額を限度とします。
- (2) 当社は第3条 (賃貸物件使用不能損害補償) の費用に関し、1回の事故について、損害賠償金が保険証券に記載された施設特別約款の財物損壊賠償の免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみを支払います。

第5条 (賃貸物件使用不能損害に係る保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、第3条 (賃貸物件使用不能損害補償) の事故に関し、普通約款第5条 (損害の範囲) ②から⑥の費用を支払いません。
- (2) (1)のほか、当社は次の損害に対しても、保険金を支払いません。
 - ① 入居者が営業機会を逸したことによる損害。ただし、第3条 (賃貸物件使用不能損害補償) (1)③の収益を除きます。
 - ② 入居者が他の賃借物件を使用するために支払った賃借料

第2章 昇降機特別約款に関する事項

第6条 (昇降機の範囲)

この保険契約において昇降機特別約款第1条 (事故) の「昇降機」とは、施設内のすべての昇降機 (以下「昇降機」といいます。) とします。

第7条 (昇降機特別約款の適用除外)

当社は、被保険者が建築、土木、組立その他の工事業者または昇降機のメンテナンス業者である場合を除き、昇降機特別約款第3条 (保険金を支払わない場合) ②を適用しません。

第3章 人格権侵害に関する事項

第8条 (人格権侵害の補償)

当社は、普通約款第2条 (保険金を支払う場合)、施設特別約款第1条 (事故) および昇降機特別約款第1条 (事故) の規定にかかわらず、第1条 (施設の範囲) の施設および第6条 (昇降機の範囲) の昇降機の所有、使用または管理に起因して、保険期間中に、被保険者または被保険者以外の者が行った次に掲げる不当な行為 (以下「不当行為」といいます。) により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この章の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図面その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

第9条 (人格権侵害に係る保険金を支払わない場合)

当社は、普通約款第3条 (保険金を支払わない場合—その1) および第4条 (保険金を支払わない場合—その2)、施設特別約款第2条 (保険金を支払わない場合) ならびに昇降機特別約款第3条 (保険金を支払わない場合) に規定する損害のほか、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、前条に定める保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為 (過失犯を除きます。) に起因する損害賠償責任
- ② 直接であると間接であるとかかわらず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ④ 不当であることを知りながら、被保険者によって、または被保険者

の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任

- ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任

第10条（支払限度額および免責金額）

この章に基づく保険金の支払限度額および免責金額は次のとおりとします。

- ① 支払限度額
- | | |
|-------------|-------|
| 被害者1名あたり | 50万円 |
| 1事故あたり | 100万円 |
| 保険期間中総支払限度額 | 100万円 |
- ② 免責金額
- | | |
|--------|--------|
| 1事故あたり | 1,000円 |
|--------|--------|

第4章 自動車管理者特別約款に関する事項

第11条（自動車の範囲）

この保険契約において自動車管理者特別約款第1条（保険金を支払う場合）の「被保険者が管理する他人の自動車」とは、施設内において被保険者が管理する他人の自動車とします。

第12条（全損付帯費用の支払）

- (1) 当社は、自動車管理者特別約款に基づいて保険金が支払われる場合において、自動車管理者特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する他人の自動車（以下「被害自動車」といいます。）が全損^(注)となったときには、この特別約款で支払うべき保険金（以下「支払保険金」といいます。）の額の5%を全損付帯費用保険金として被保険者に支払います。ただし、支払保険金と全損付帯費用保険金は、合算して保険証券記載の支払限度額を限度とします。

(注) 全損

被害自動車について生じた損害が、時価額と同額またはそれを上回ることをいいます。

- (2) (1)の支払保険金には、普通約款第5条（損害の範囲）②から⑥の費用および使用不能損害補償特約に従って支払う保険金を含みません。

第5章 共通事項

第13条（付帯する特別約款）

この特約は、保険証券記載の次の特別約款（以下これらを「各特別約款」といいます。）に付帯されます。

- ① 施設特別約款
② 昇降機特別約款
③ 自動車管理者特別約款

第14条（共通支払限度額）

この保険契約における当社が支払うべき損害賠償金は、同一の事故により施設特別約款および昇降機特別約款が合わせて適用される場合、当社の責任は、身体の障害に起因する損害、財物の損壊に起因する損害それぞれにつき、下記の金額を限度とします。

- ① 身体の障害に起因する損害の支払限度額
各特別約款の身体の障害に起因する損害の支払限度額のいずれか高い額
- ② 財物の損壊に起因する損害の支払限度額
各特別約款の財物の損壊に起因する損害の支払限度額のいずれか高い額

第15条（準用規定）

この保険契約においてはこの特約を優先的に適用し、この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、各特別約款およびこの保険契約に付帯されるその他の特約の規定を準用します。

大規模小売店舗総合賠償責任保険

③大規模小売店舗総合賠償責任保険特約

第1章 施設所有（管理）者特別約款に関する条項

第1条（施設特別約款の対象）

施設所有（管理）者特別約款（以下「施設特別約款」といいます。）第1条（事故）の「施設」とは、次のものをいいます。

- ① 大規模小売店舗^(注)
- ② 店舗の営業のために被保険者が独占的に所有、使用または管理する保険証券記載の駐車場（以下「駐車場」といいます。）

（注）大規模小売店舗

保険証券記載の大規模小売店舗で、店舗に付属する作業場等の付帯設備および収容動産を含みます。以下「店舗」といいます。

第2条（カートの被保険者）

- (1) 店舗内または駐車場内にて被保険者以外の者がカート^(注)を使用する場合には、カートの使用に起因する事故に限り、その使用者を被保険者（以下「カートの許諾被保険者」といいます。）とみなします。

（注）カート

小売店舗内で、購入した商品の運搬、幼児の搭乗またはペットの積載のために主に客が使用するために作られたカートで、動力のないものをいいます。以下同様とします。

- (2) 次の被保険者間は互いに他人とみなします。

- ① 被保険者の定義に関する特約第1条（被保険者の定義）(1)①の記名被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）とカートの許諾被保険者間
- ② カートの許諾被保険者間

第3条（作業対象物の補償）

- (1) 当会社は、管理財物の範囲に関する特約（施設用）第1条（保険の対象）①の作業対象物（以下「作業対象物」といいます。）は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合—その2）②に規定する被保険者が所有、使用または管理する財物とはみなしません。これにより、当会社は、被保険者が施設外において保険証券に記載された業務を遂行するにあたり、被保険者が作業対象物を滅失、損傷または汚損したことについて法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) (1)の作業対象物には航空機、自動車、船舶、車両（原動力が専ら人力である場合を除きます。）を含みません。
- (3) (1)の施設とは、被保険者が所有または借用する不動産をいいます。
- (4) 被保険者が建築、土木、組立その他の工事業者または倉庫業、運輸業、荷役業、梱包業である場合には、(1)の損害に対して、保険金を支払いません。

第4条（賃貸物件使用不能損害補償）

- (1) 当会社は、施設に火災、破裂、爆発（以下この条において「事故」といいます。）が発生し、普通約款第2条（保険金を支払う場合）の他人の身体の障害または財物の損壊が発生していない場合において、施設の占有者（以下「テナント」といいます。）が施設の使用を阻害されたことにより被保険者がテナントに対して負う法律上の賠償責任のうち、次の費用に対して、保険金を支払います。
 - ① テナントが施設の事故による損害を防止するために要した有益な費用
 - ② テナントが事故の対応をするために要した人件費等の諸経費
 - ③ テナントの収益^(注)の減少による損害

- ④ 施設が使用不能のためテナントが他の賃借物件に移転するために支出した費用
- ⑤ 施設が復旧した時にテナントが他の賃借物件から移転してくるために支出した費用

(注) テナントの収益
施設の使用が阻害されていなければ得られたであろう通常の収益をいいます。

- (2) (1)のテナントには次の者を含みません。
 - ① 被保険者の定義に関する特約第1条(被保険者の定義)(1)①の記名被保険者およびその使用人
 - ② ①の記名被保険者の子会社^(注)およびその使用人
 - ③ 被保険者の定義に関する特約第1条(1)③の役員が役員となっている他の法人およびその使用人
 - ④ 被保険者の定義に関する特約第1条(1)④の配偶者、親族およびこれらの者の使用人
 - ⑤ ④の配偶者、親族が役員となっている他の法人およびその使用

(注) ①の記名被保険者の子会社
記名被保険者の出資比率が直接であると間接であるとかかわらず50%を超えるものをいいます。

第5条 (賃貸物件使用不能損害支払限度額)

- (1) 当社が前条の費用に関して支払うべき保険金の額は、保険証券に記載された施設特別約款の財物損壊賠償の支払限度額または2,000万円のいずれか低い額を限度とします。
- (2) 当社は前条の費用に関し、1回の事故について、損害賠償金が保険証券に記載された施設特別約款の財物損壊賠償の免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみを支払います。

第6条 (賃貸物件に関する適用除外)

- (1) 当社は、第4条(賃貸物件使用不能損害補償)の事故に関し、普通約款第5条(損害の範囲)②から⑥までの費用を支払いません。
- (2) 当社は次の損害に対しては保険金を支払いません。
 - ① テナントが営業機会を逸したことによる損害。ただし、第4条(賃貸物件使用不能損害補償)(1)③の収益を除きます。
 - ② テナントが移転先の賃借物件で支払った賃借料

第7条 (商号の使用許諾にかかる責任の補償)

- 当社は、次の全ての要件を満たす場合に、記名被保険者が商法(明治32年法律第48号)第14条または会社法(平成17年法律第86号)第9条に基づいて他人から損害賠償請求をされた場合に、テナントと連帯して負うべき損害賠償責任に対して、保険金を支払います。
- ① 普通約款第2条(保険金を支払う場合)の他人の身体の障害または財物の損壊(以下「他人の損害」といいます。)を請求の原因としていること。
 - ② ①の他人の損害が保険期間中に発生していること。
 - ③ 損害賠償請求者がテナントでないこと。

第8条 (商号の使用許諾にかかる責任の保険金支払額)

- (1) 当社は、前条の損害賠償責任について記名被保険者の賠償責任割合が明確にされた場合には被保険者が負担する賠償責任額の80%、賠償責任割合が定められていない場合には全体の賠償責任額の50%を支払います。ただし、身体障害、財物損壊別に保険証券記載の支払限度額または次のいずれか低い額を限度とします。
 - ① 身体障害の場合
1名につき3,000万円
1事故につき3億円
 - ② 財物損壊の場合
1事故につき2,000万円
- (2) 当社は、前条の損害賠償請求に関する普通約款第5条(損害の範囲)⑤の費用については、普通約款第6条(支払保険金の計算)およ

び防御費用に関する特約第2条（争訟費用の外枠払い）の規定にかかわらず、その50%を支払います。

第9条（施設災害補償保険金の支払）

- (1) 当社は、施設内（昇降機内を含みます。）において、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者以外の者が身体に傷害を負った場合は、被保険者がその傷害を被った者（以下「被災者」といいます。）に対して支払う補償金にあてるため、施設災害補償保険金として次の額を支払います。
 - ① 被災者が死亡した場合は、1名につき10万円（以下「死亡補償保険金」といいます。）
 - ② 被災者が入院した場合は、1名につき1万円（以下「入院補償保険金」といいます。）
- (2) (1)の施設災害補償保険金は1事故につき合計して次の最も低い額を限度とします。
 - ① 保険証券記載の身体障害賠償の1事故あたりの支払限度額
 - ② 1,000万円
- (3) (1)および(2)の施設災害補償保険金は、保険証券記載の施設特別約款の支払限度額とは別に支払うものとします。

第10条（施設災害補償保険金を支払わない場合）

当社は、次の事由によって生じた傷害については施設災害補償保険金を支払いません。

- ① 被災者の故意または重大な過失。ただし、その被災者以外の者の被った傷害を除きます。
- ② 施設災害補償保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡補償保険金の一部の受取人である場合には、施設災害補償保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、その被災者以外の者の被った傷害を除きます。
- ④ 被災者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格^(注1)を持たないで自動車等^(注2)を運転している間
 - イ. 酒に酔った状態^(注3)で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被災者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被災者の妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合、またはその被災者以外の者の被った傷害を除きます。
- ⑦ 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的事故による場合を除きます。
- ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動^(注4)
- ⑩ 核燃料物質^(注5)もしくは核燃料物質によって汚染された物^(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑪ ⑧から⑩までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注2) 自動車等

自動車および原動機付自転車をいいます。以下同様とします。

(注3) 酒に酔った状態

アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

(注4) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

- (注5) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。以下同様とします。
- (注6) 汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

第11条 (施設災害補償保険金の請求)

- (1) 当会社に対する施設災害補償保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 死亡補償保険金については、被災者が死亡した時
 - ② 入院補償保険金については、被災者が入院した時
- (2) 被保険者が第9条(施設災害補償保険金の支払)の規定に基づき施設災害補償保険金の支払を受けようとする場合は、普通約款第27条(保険金の請求)(2)に規定する書類のほかに、被保険者が支払った補償金にかかわる被害者の受領書等、被保険者が適正に補償金の支払を行った事を証明する書類を当会社に提出しなければなりません。
- (3) 当会社は、(2)の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

第12条 (読替規定)

普通約款第25条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定は、「損害の額」とあるのを「施設災害補償保険金の額」と読み替えて、これを適用します。

第13条 (特別約款の適用除外)

当会社は、施設特別約款第2条(保険金を支払わない場合)①および④を適用しません。

第2章 昇降機特別約款に関する条項

第14条 (昇降機特別約款の対象)

昇降機特別約款第1条(事故)の「昇降機」とは、施設内に所在し、被保険者が所有、使用または管理するすべての昇降機(以下「昇降機」といいます。)とします。

第15条 (特別約款の適用除外)

当会社は、昇降機特別約款第3条(保険金を支払わない場合)②を適用しません。

第3章 人格権侵害に関する条項

第16条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、普通約款第2条(保険金を支払う場合)、施設特別約款第1条(事故)および昇降機特別約款第1条(事故)の規定にかかわらず、第1条(施設特別約款の対象)の施設および第14条(昇降機特別約款の対象)の昇降機の所有、使用または管理に起因して、保険期間中に、被保険者または被保険者以外の者が行った次に掲げる不当な行為(以下「不当行為」といいます。)により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この章の規定に従い、保険金を支払います。
- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
 - ② 口頭、文書、図面その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害
- (2) (1)にかかわらず、この保険契約において、施設特別約款に基づく補償を行う約定がない場合には、第1条(施設特別約款の対象)の施設の所有、使用または管理に起因する不当行為に基づく損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) (1)にかかわらず、この保険契約において、昇降機特別約款に基づく補償を行う約定がない場合には、第14条(昇降機特別約款の対象)の昇降機の所有、使用または管理に起因する不当行為に基づく損害に対しては、保険金を支払いません。

第17条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、普通約款第3条(保険金を支払わない場合—その1)および第4条(保険金を支払わない場合—その2)、施設特別約款第2条(保険金を支払わない場合)ならびに昇降機特別約款第3条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、前条の損害に関し、被保険者が次

の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する損害賠償責任
- ② 直接であると間接であるとかかわらず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ④ 不当行為であることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任

第18条（支払限度額および免責金額）

この章に基づく支払限度額および免責金額^(注)は次のとおりとします。

- ① 支払限度額

被害者1名あたり	50万円
1事故あたり	100万円
保険期間中総支払限度額	100万円
- ② 免責金額

1事故あたりの免責金額	1,000円
-------------	--------

(注) 免責金額

お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。

第4章 生産物特別約款に関する条項

第19条（生産物特別約款の対象）

- (1) 生産物特別約款第1条（事故）の「生産物」とは、記名被保険者が製造、販売するすべての財物をいいます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の物は保険の対象に含まれません。
 - ① 完成品である次の商品、製品
 - ア. 医薬品、体内に挿入または移殖される医療機械、医療用具、医療器具
 - イ. 自動車、車両（原動力が専ら人力である場合を除きます。）、船舶、航空機、航空機の部品
 - ② 直接であると間接であるとかかわらず、輸血もしくは血液製剤から生じた後天性免疫不全症候群、後天性免疫不全症候群の原因物質またはB型もしくはC型肝炎に起因する損害賠償責任

第20条（目的物の復旧および回収費用補償）

- (1) 当会社は、生産物特別約款第2条（保険金を支払わない場合）①および生産物特約第2条（回収措置義務）(2)の規定にかかわらず、生産物特別約款第1条（事故）の事故により、その生産物または仕事の目的物自体（以下これらを「目的物」といいます。）の損害およびその目的物を回収、検査、修理、交換するために被った損害に対して、保険金を支払います。ただし、被保険者が負う法律上の賠償責任の範囲に限ります。
- (2) (1)の損害について当会社が支払う保険金の額は、1事故につき次のいずれか低い額を限度とします。
 - ① 目的物以外の他人の身体または財物に生じた損害額のうち被保険者が負うべき損害賠償の額
 - ② 300万円
- (3) 当会社が支払う保険金の額は、(2)により支払われる保険金の額と、生産物特別約款により支払われる保険金の額と合算して保険証券記載の支払限度額を限度とします。

第21条（生産物災害補償保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が他人の生命または身体を害した場合には、生産物災害補償保険金として次の額を支払います。
 - ① 被害者が死亡した場合は、1名につき10万円
 - ② 被害者が入院した場合は、1名につき1万円
- (2) (1)の保険金は、1事故につき合計して次のいずれか低い額を限度とします。
 - ① 保険証券記載の身体障害賠償の1事故あたりの支払限度額
 - ② 1,000万円
- (3) (1)および(2)の保険金は、保険証券記載の生産物特別約款の支払限度額とは別に支払うものとします。

第22条（保険金支払事由）

前条の保険金は、普通約款、生産物特別約款、生産物特約およびその他の特約に基づいて当会社が保険金を支払う場合に限り支払います。

第23条（見込売上高等の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、この保険契約締結の際、当会社に生産物の明細および見込売上高を告知しなければなりません。
- (2) 保険契約者は(1)の告知に基づいて計算した概算保険料を当会社に支払わなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者は、保険期間終了後、当会社に保険期間中の生産物の明細および売上高を通知しなければなりません。

第24条（生産物災害補償保険金の請求）

- (1) 当会社に対する生産物災害補償保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。
 - ① 死亡補償保険金については、被災者が死亡した時
 - ② 入院補償保険金については、被災者が入院した時
- (2) 被保険者が第21条（生産物災害補償保険金の支払）の規定に基づき生産物災害補償保険金の支払を受けようとする場合は、普通約款第27条（保険金の請求）(2)に規定する書類のほかに、被保険者が支払った見舞金にかかわる被害者の受領書等、被保険者が適正に補償金の支払を行った事を証明する書類を当会社に提出しなければなりません。
- (3) 当会社は、(2)の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

第25条（読替規定）

普通約款第25条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定は、「損害の額」とあるのを「生産物災害補償保険金の額」と読み替えて、これを適用します。

第26条（保険料の精算）

当会社は前条の通知に基づいて生産物特別約款の確定保険料を計算し、暫定保険料との差額を返還または請求します。

第5章 保管者特別約款に関する条項

第27条（保管者特別約款の対象）

保管者特別約款第1条（保険金を支払う場合）の「保管物」とは、次のものをいいます。

- ① ロッカー等に施錠保管されている他人の財物
- ② 記名被保険者が預かった他人の財物

第28条（漏水補償）

当会社は、保管者特別約款第2条（保険金を支払わない場合）⑥の規定にかかわらず、給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出もしくは溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくは溢出により、保管物を損壊したことにより、保管物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金を支払います。

第29条（現金貴重品の場合の責任の範囲）

当会社は、保管者特別約款第2条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、前条の保管物が貨幣、紙幣、有価証券、宝石、貴金属またはこれらに類する保管物（以下「保管貴重品」といいます。）である場合には、保管貴重品が損壊し、または紛失もしくは盗取（詐取を含

みます。)されたことにより、保管貴重品について正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

第30条 (支払限度額)

- (1) 当会社が支払う保険金の額は、被保険者が立証した損害の額のうち免責金額を超える額とし、かつ、保険証券記載の支払限度額を限度とします。
- (2) (1)にかかわらず、保管物が次の場合には、1名あたりの支払限度額は10万円とします。ただし、1事故につき他の保管物と合算して保険証券記載の支払限度額^(注)の範囲内とします。
 - ① 第27条(保管者特別約款の対象)①の財物
 - ② 保管貴重品

(注) 保険証券記載の支払限度額
1事故あたりの支払限度額とします。ただし、保険期間中の支払限度額の残存支払限度額が1事故支払限度額を下回る場合には、残存支払限度額とします。

第6章 自動車管理者特別約款に関する条項

第31条 (自動車管理者特別約款の対象)

自動車管理者特別約款第1条(保険金を支払う場合)の「被保険者が管理する他人の自動車」とは、施設内において被保険者が管理する他人の自動車とします。

第32条 (全損付帯費用の支払)

- (1) 当会社は、自動車管理者特別約款に基づいて保険金が支払われる場合において、自動車管理者特別約款第1条(保険金を支払う場合)に規定する他人の自動車が全損^(注)のときには、自動車管理者特別約款で支払うべき保険金(以下「支払保険金」といいます。)の額の5%を全損付帯費用保険金として被保険者に支払います。ただし、支払保険金と全損付帯費用保険金は、合算して保険証券記載の自動車管理者特別約款の支払限度額を限度とします。

(注) 全損
被害自動車について生じた損害が、時価額と同額またはそれを上回ることをいいます。

- (2) (1)の支払保険金には、普通約款第5条(損害の範囲)②から⑥の各費用および使用不能損害補償特約に従って支払う保険金を含みません。

第7章 基本条項

第33条 (付帯する特別約款)

この特約は、保険証券記載の次の各特別約款(以下これらを「各特別約款」といいます。)のうち、この保険契約において適用すべきことを約定したものに付帯されます。

- ① 施設特別約款
- ② 昇降機特別約款
- ③ 生産物特別約款
- ④ 保管者特別約款
- ⑤ 自動車管理者特別約款

第34条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および各特別約款の規定を準用します。

介護総合賠償責任保険

④介護総合賠償責任保険特約

第1章 共通事項

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
請負約款	請負業者特別約款をいいます。
介護サービス	次のものをいいます。 ア. 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に定義された「居宅サービス」のうち訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護 イ. 介護保険法第8条第14項に規定された「地域密着型サービス」 ウ. 介護保険法第8条第23項に規定された「施設サービス」のうち介護福祉施設サービス エ. 「横出し」「上乗せ」サービス（ア. からウ. に関するサービスに関して、介護保険による対象の範囲等を超えて市区町村が条例に定め行うサービスをいいます。） オ. 介護保険法第8条の2第1項に規定された「介護予防サービス」のうち介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護
各特別約款	保険証券に次の特別約款が適用されるものとして記載されている場合に各特別約款ごとに付帯されます。 ① 施設所有（管理）者特別約款 ② 請負業者特別約款 ③ 生産物特別約款 ④ 保管者特別約款
看護行為	看護師が行う保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条の療養上の世話 ^(注) をいいます。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">(注) 療養上の世話 ベッドメイキング、移動、体位交換、身体の清拭、入浴、寝衣交換、排泄^{せつ}、食事介助等で診療の補助に該当しない行為をいいます。</div>
記名被保険者	保険証券に被保険者として記載のある者をいいます。
貴重品	貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品 ^{どう} 、勳章 ^き 、徽章、稿本、設計書 ^{ひん} 、雛型その他これらに類する物をいいます。
居宅介護支援（ケアマネジメント）	介護保険法第8条第21項に規定された「居宅介護支援」、第8条の2第18項に規定する「介護予防支援」をいいます。
居宅介護住宅改修	次のサービスをいいます。 ア. 介護保険法第45条第1項に記載された「住宅改修」をいい、介護予防に関するものも含まれます。 イ. ア. の住宅改修に関連して行った被介護者の住宅の改修

用語	定義
継続契約	本特約に基づく当会社との保険契約の保険期間の終了日（その契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日とします。）の翌日から7日以内を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする保険契約をいいます。
財物の損壊	有体物の滅失、損傷または汚損をいいます。有体物には漁業権、営業権、鉱業権、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他これらに類する権利を含まず、滅失には紛失、盗取または詐取を含みません。
施設約款	施設所有（管理）者特別約款をいいます。
人格権侵害	次のものをいいます。 ア. 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 イ. 口頭、文書、図面その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
純粹経済損害	身体の障害または財物の損壊の発生に起因しない経済的損害をいいます。
初年度契約	継続契約以外の本特約に基づく保険契約をいいます。
生産物約款	生産物特別約款をいいます。
遡及日	初年度契約の始期日をいいます。ただし、保険証券に遡及日として別の日の記載がある場合にはこれに従います。
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	介護保険法第8条第12項に規定された「福祉用具貸与」、第8条の2第1項に規定された「介護予防福祉用具貸与」をあわせて「福祉用具貸与」といい、介護保険法第8条第13項に規定された「特定福祉用具販売」、第8条の2第1項に規定された「特定介護予防福祉用具販売」を「特定福祉用具販売」といいます。
普通約款	賠償責任保険普通保険約款をいいます。
保管者約款	保管者特別約款をいいます。

第2条（責任の範囲）

- (1) 当会社が第2章介護サービス補償条項から第6章介護事業における保管物補償条項までの各規定に基づいて保険金を支払うべき普通約款第2条（保険金を支払う場合）に定める損害は、各特別約款第1条（事故）^(注)の規定にかかわらず、同条に定める事故に起因する保険期間中に被保険者に対し提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。

(注) 各特別約款第1条（事故）

保管者約款については第1条（保険金を支払う場合）をいいます。

- (2) 同一の事故または原因もしくは事由に起因して提起されたすべての損害賠償請求は、損害賠償請求が提起された時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、最初の損害賠償請求が提起された時にすべてなされたものとみなします。
- (3) この保険契約が継続契約であり、この保険契約の規定により保険金が支払われる場合において、保険始期日に被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていたとき（知っていたと判断できる合理的な理由があるときを含みます。）には、当会社は被保険者がその状況を知った日の保険契約に基づいて算出した保険金と、この保険契約に基づいて算出した保険金のいずれか低い額を支払います。

第3条（初期対応費用の支払）

- (1) 当会社は、各特別約款ごと、この保険契約の支払事由の原因となると思われる偶然な事故が日本国内において発生した場合に、その事故

について被保険者が下記の初期対応を行うために支出した社会通念上
妥当な費用^(注)を、初期対応費用保険金として被保険者に支払います。

- ① 事故現場の取片づけ費用
- ② 通信費
- ③ 事故の原因となったその生産物およびその仕事の目的物自体の損
害、その物の復旧費用および回収費用
- ④ ①から③に準ずる費用
- ⑤ 事故が他人の身体の障害である場合において、その身体の障害に
ついて被保険者が支払う見舞金（香典を含みます。）または見舞品
購入費

(注) 社会通念上妥当な費用

その額および用途が社会通念上妥当なものに限ります。ただし、
防御費用に関する特約記載の費用は除きます。

- (2) (1)①から④について当会社が支払う初期対応費用保険金は、1事故
につき合算して500万円を限度とします。
- (3) (1)⑤について当会社が支払う初期対応費用保険金は、次の金額を限
度とします。

被害者1名につき	10万円
1事故につき	50万円
保険期間中	50万円
- (4) (2)および(3)の規定にかかわらず、当会社が支払う初期対応費用保険
金は、各特別約款に基づいて支払われる保険金と合算して、各特別約
款に基づく支払限度額を超えないものとします。

第4条（保険金を支払わない場合—共通）

- (1) 当会社は、直接であると間接であるとかかわらず、被保険者が負
担する次の損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払い
ません。
 - ① 遡及日より前に発生した事故に起因する損害賠償請求
 - ② 初年度契約の始期日に被保険者に対する損害賠償請求がなされる
おそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断
できる合理的な理由がある場合を含みます。）に、その状況の原因
となる行為に起因する損害賠償請求
 - ③ 当会社が被保険者に対して行った損害賠償請求
 - ④ 他の被保険者からなされた損害賠償請求
- (2) 当会社は、直接であると間接であるとかかわらず、被保険者が次
のいずれかに起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害
に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 医師、歯科医師、獣医師の資格を要する診療、治療、疾病の予防
または死体の検案
 - ② たんの吸引、経管療養、採血、静脈注射、点滴、点滴管理、血液
浄化、透析^{じょくそう}治療（体位変換等の褥瘡^{じよくそう}予防は除きます。）、疼
痛管理、呼吸管理、人工呼吸器操作、医療機器操作および看護師の
資格を要するその他の診療の補助に該当する行為
 - ③ 医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授
与の指示
 - ④ 身体美容または整形
 - ⑤ はり、きゅうまたは柔道整復等

第5条（特別約款の適用除外）

当会社は、次の規定を適用しません。

- ① 施設約款第2条（保険金を支払わない場合）①
- ② 同条④。ただし、被保険者が建築、土木、組立その他の工事業者で
ある場合を除きます。
- ③ 請負約款第2条（保険金を支払わない場合）②
- ④ 保管者約款第2条（保険金を支払わない場合）③
- ⑤ 同条⑥

第6条（人格権侵害の補償）

当会社は、第2章介護サービス補償条項、第3章居宅介護支援補償条
項、第4章居宅介護住宅改修補償条項、第5章福祉用具貸与、販売に関

する条項において、各特別約款の規定にかかわらず、各章が対象とする仕事において、人格権侵害に基づく損害賠償請求に起因する損害に対して、保険金を支払います。

第7条（人格権侵害にかかる特則）

- (1) 人格権侵害に関しては、当会社は、直接であると間接であるとかかわらず、被保険者が負担する次のいずれかに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 法令に違反することまたは他人に損害を与えることを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為に起因する損害賠償請求
 - ② 被保険者の使用人の故意または犯罪行為に起因する損害賠償請求。ただし、過失犯を除きます。
 - ③ 被介護者に対する身体の拘束に起因する損害賠償請求。ただし、被保険者およびその使用人が故意に行ったものに限ります。
 - ④ 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為に起因する損害賠償請求。ただし、過失犯を除きます。
 - ⑤ 直接であると間接であるとかかわらず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた損害賠償請求
 - ⑥ 最初の人格権侵害が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた人格権侵害に起因する損害賠償請求
 - ⑦ 不当行為と知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた人格権侵害に起因する損害賠償請求
 - ⑧ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償請求
- (2) 当会社は、人格権侵害に起因する損害賠償金については、1 損害賠償請求につき、1,000万円を限度とします。ただし、第2章介護サービス補償条項から第5章福祉用具貸与、販売に関する条項までの各章の規定に基づいて支払われる他の保険金と合算して、各章が対象とする特別約款の保険証券記載の支払限度額を超えないものとします。

第8条（昇降機の補償）

- (1) 施設約款第2条（保険金を支払わない場合）⑤の規定のうち、昇降機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任についてはこれを適用しません。
- (2) 普通約款第4条（保険金を支払わない場合—その2）②の規定は、昇降機に積載した他人の財物についてはこれを適用しません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、当会社は被保険者が、故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因して損害賠償請求がなされたことによって負担する損害に対しては、保険金を支払いません。

第9条（施設約款における管理財物の範囲）

第2章介護サービス補償条項および第3章居宅介護支援補償条項において普通約款第4条（保険金を支払わない場合—その2）②に規定する被保険者が使用または管理する財物とは次のものをいいます。

- ① 被保険者が賃借する他人の財物
- ② 被保険者が使用または管理する自動車、航空機、船舶、車両（原動力が専ら人力である場合を除きます。）
- ③ 被保険者がリース、レンタルおよび販売するもののうち、引渡しまたは設置が完了していない財物
- ④ 被保険者が他人より委託を受けて管理する財物または借用物^(注)

(注) 借用物

被保険者が被介護者およびその家族から委託を受けて、その被介護者の住居において管理する貴重品以外の財物を除きます。

第10条（生産物事故の特則）

- (1) 当会社は第2章介護サービス補償条項、第3章居宅介護支援補償条項および第4章居宅介護住宅改修補償条項の生産物に関する事故に関

しては、保険証券記載のそれぞれの1事故あたりの支払限度額を保険期間中の総支払限度額とします。

- (2) 当会社は第2章介護サービス補償条項、第3章居宅介護支援補償条項および第4章居宅介護住宅改修補償条項の生産物に関する事故に関しては、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 生産物の損壊自体^(注)に起因する損害賠償請求
 - ② 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して提供した財物もしくは行った仕事の結果に起因する損害賠償請求
 - ③ 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償請求

(注) 生産物の損壊自体

提供した仕事または仕事の目的物の一部の欠陥によるその生産物または仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。

- (3) 被保険者は、生産物または仕事の目的物の欠陥に基づく事故が発生した場合、または、事故の発生するおそれのあることを知った場合は、事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく生産物または仕事の目的物について、回収、検査、修理、交換その他適切な措置（以下「回収措置」といいます。）を講じなければなりません。
- (4) 当会社は、生産物もしくは仕事の目的物またはこれらが一部をなす財物につき回収措置が講じられた場合に、その措置に要した費用については、被保険者が支出したと否とにかかわらず、一切保険金を支払いません。ただし、第3条（初期対応費用の支払）(1)③に掲げる費用を除きます。
- (5) 被保険者が正当な理由なく、(3)の措置を怠った場合は、当会社は、その措置を講じなかったことによる損害により、当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（共通支払限度額）

- (1) 同一の事故に関し、第2章介護サービス補償条項および第3章居宅介護支援補償条項のいずれかの規定が合わせて適用される場合において、当会社が支払うべき損害賠償金および初期対応費用保険金は、合算して保険証券記載の施設約款の支払限度額を超えないものとします。
- (2) この保険契約における当会社が支払うべき損害賠償金と初期対応費用保険金の合算額は、同一の事故により施設約款、請負約款、生産物約款、保管者約款のいずれかが合わせて適用される場合において、保険証券記載のいずれか高い支払限度額を超えないものとします。
- (3) 理学療法、作業療法および看護行為に起因する損害について当会社が支払う金額は、その事故に関し(1)および(2)の規定に基づいて算出した損害賠償金および初期対応費用保険金の合算額が1億円を超える場合には、(1)および(2)の規定にかかわらず1億円とします。

第12条（初期対応費用保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第3条（初期対応費用の支払）に定める初期対応費用を支払った時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が第3条（初期対応費用の支払）の規定に基づき初期対応費用保険金の支払を受けようとする場合は、普通約款第27条（保険金の請求）(2)に規定する書類のほかに、被保険者が支払った初期対応費用に係る被害者の受領書等、被保険者の支払を証明する書類を当会社に提出しなければなりません。
- (3) (2)の書類に故意に事実と異なる記載をし、または事実を記載しなかった場合、もしくはその書類を偽造または変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払いません。

第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払）

第3条（初期対応費用の支払）に定める見舞金を支払った場合において、普通約款第25条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定は、「損害の額」とあるのを「初期対応費用の額」と読み替えて、これを適用します。

第14条（読替規定）

当会社は、この保険契約においては、次のとおり普通約款を読み替えて適用します。

- ① 第5条（損害の範囲）④の規定中「事故の原因」とあるのは「損害賠償請求の原因」
- ② 第7条（保険責任の始期および期間）(3)の規定中「保険料領収前に生じた事故」とあるのは、「保険料領収前に提起された損害賠償請求または保険料領収前に生じた事故」
- ③ 第9条（告知義務）(4)の規定中「損害の発生した後に」とあるのは、「損害賠償請求が提起された後に」
- ④ 第9条（告知義務）(5)、第10条（通知義務）(7)、第16条（重大事由による解除）(2)、第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定中「発生した事故」とあるのは「提起された損害賠償請求」
- ⑤ 第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(5)の規定中「生じた事故」とあるのは「提起された損害賠償請求」
- ⑥ 第6条（支払保険金の計算）(1)、第8条（保険責任のおよぶ地域）、第30条（先取特権）(1)、附則(1)(2)の規定中「事故」とあるのは「損害賠償請求」

第15条（準用規定）

この保険契約において、この特約を優先的に適用し、この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、各特別約款およびこの保険契約に付帯されるその他の特約の規定を準用します。

第2章 介護サービス補償条項**第1条（適用約款）**

この章の規定は、保険証券記載の介護サービスに関し、施設約款に対して適用されます。

第2条（施設および仕事）

- (1) この章において施設約款第1条（事故）の「施設」とは、記名被保険者が介護サービスを行うにあたり使用する保険証券記載の施設または設備をいい、「仕事」とは、記名被保険者が行う介護サービスに関する業務をいいます。
- (2) (1)の規定において、居宅介護支援（ケアマネジメント）に関わる仕事は、この章の対象とはしません。
- (3) この章においては、記名被保険者が行う仕事のうち、被介護者に提供した財物および行った仕事の結果（第1章共通条項において「生産物」といいます。）については、施設約款第2条（保険金を支払わない場合）⑦の規定を適用しません。

第3章 居宅介護支援補償条項**第1条（適用約款）**

この章の規定は、保険証券記載の居宅介護支援（ケアマネジメント）に関し、施設約款に対して適用されます。

第2条（施設約款の対象）

- (1) この章において施設約款第1条（事故）の「施設」とは、記名被保険者が居宅介護支援（ケアマネジメント）を行うにあたり使用する保険証券記載の事務所または設備をいい、「仕事」とは、記名被保険者が行う居宅介護支援（ケアマネジメント）をいいます。
- (2) (1)の規定において、介護サービスにかかわる仕事は、この章の対象とはしません。
- (3) 当会社は、この章においては、普通約款第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、仕事の結果に起因する他人の純粋経済損害に対して保険金を支払います。
- (4) この章においては、記名被保険者が行う仕事のうち、被介護者に提供した財物および行った仕事の結果（第1章共通条項において「生産物」といいます。）については、施設約款第2条（保険金を支払わな

い場合) ⑦の規定を適用しません。

第3条 (純粋経済損害にかかる特則)

- (1) 当社は、この章においては、普通約款第3条 (保険金を支払わない場合—その1) および第4条 (保険金を支払わない場合—その2)、施設約款第2条 (保険金を支払わない場合) ならびに第1章共通条項第4条 (保険金を支払わない場合—共通) に規定する損害のほか、純粋経済損害に関しては、被保険者が負担する次の損害賠償請求に起因する損害に対しても、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求
 - ② 法令に違反することまたは他人に損害を与えることを被保険者が認識しながら (認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。) 行った行為に起因する損害賠償請求
 - ③ 被保険者の使用人の故意または犯罪行為に起因する損害賠償請求
 - ④ 被保険者の法的倒産手続の申立てまたは資金不足等による債務不履行に起因する損害賠償請求
 - ⑤ 特許権、著作権または商標権等の知的財産権その他の権利侵害に起因する損害賠償請求
 - ⑥ 業務の保証に起因する損害賠償請求
 - ⑦ 業務に対して与えられるまたは要求される報酬、手数料等もしくはその他の形態の代償の返還請求に起因する損害賠償請求
- (2) 当社は、純粋経済損害に起因する損害賠償金については、1損害賠償請求につき、1,000万円を限度とします。ただし、第2章介護サービス補償条項から第3章居宅介護支援補償条項に基づいて支払われる他の保険金と合算して、保険証券記載の施設約款の支払限度額を超えないものとします。

第4章 居宅介護住宅改修補償条項

第1条 (適用約款)

この章の規定は、保険証券記載の居宅介護住宅改修に関し、請負約款に対して適用されます。

第2条 (請負約款の対象)

- (1) 請負約款第1条 (事故) の「仕事」とは、記名被保険者が行う居宅介護住宅改修をいいます。
- (2) 請負約款第1条 (事故) の「施設」とは、居宅介護住宅改修遂行のために記名被保険者が所有、使用または管理する現場事務所または保険証券記載の施設をいいます。
- (3) 当社は請負約款第2条 (保険金を支払わない場合) ⑨の規定にかかわらず、居宅介護住宅改修の結果 (第1章共通条項において「生産物」といいます。) に起因して被保険者が被る賠償損害に対して、保険金を支払います。

第3条 (作業対象物の補償)

当社は、普通約款第4条 (保険金を支払わない場合—その2) ②および請負約款第2条 (保険金を支払わない場合) ⑧の規定にかかわらず、次の財物の損壊に起因する損害に対しても、保険金を支払います。

- ① 管理財物の範囲に関する特約 (請負用) 第1条 (保険の対象) ①の「被保険者が保険証券に記載された業務を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている他人の財物の最小単位部分」
- ② 請負約款第2条⑧の「仕事の目的物」のうち、記名被保険者が作業を行っている既存の設備

第5章 福祉用具貸与・販売に関する条項

第1条 (適用約款)

本章の規定は、保険証券記載の福祉用具貸与および福祉用具販売に関し、生産物約款に対して適用されます。

第2条 (対象業務)

- (1) 生産物約款第1条 (事故) の「生産物」とは次のものをいいます。
 - ① 介護保険法第8条第12項、第8条の2第12項に規定する「福祉用具」
 - ② 介護保険法第8条第13項に規定する「特定福祉用具」、第8条の

2第13項に規定する「特定介護予防福祉用具」

- ③ ①および②に関連して記名被保険者が販売またはレンタルするその他の福祉用具
- (2) 当社は、生産物約款第1条（事故）の規定にかかわらず、被保険者が保険証券記載の施設の所有、使用もしくは管理または福祉用具貸与および福祉用具販売業務に起因する他人の身体の障害または財物の損壊について損害賠償請求の提起を受けたこと（以下この章において「施設事故」といいます。）に起因する損害に対して、保険金を支払います。

第3条（施設事故の特別）

- (1) 当社は施設事故に関しては保険期間中の支払限度額を適用しません。
- (2) 当社は、普通約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）および第4条（保険金を支払わない場合—その2）、生産物約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに起因する損害に対しても、保険金を支払いません。
- ① 屋根、扉、窓もしくは通風孔等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償請求
- ② 排水または排気（煙を含みます。）に起因する損害賠償請求
- ③ 航空機、自動車または施設外における船・車両（原動力が専ら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償請求

第6章 介護事業における保管物補償条項

第1条（適用約款）

この章の規定は、保険証券記載の介護サービス、居宅介護支援（ケアマネジメント）、福祉用具貸与・福祉用具販売、居宅介護住宅改修に関し、保管者約款に対して適用されます。ただし、この章の補償を約定した場合に限ります。

第2条（保管者約款の対象）

- (1) 保管者約款第1条（保険金を支払う場合）における「保管物」とは、記名被保険者が被介護者およびその家族等より委託を受けて管理する貴重品ならびに被保険者が被介護者およびその家族から委託を受けて、その被介護者の住居外において管理する財物をいいます。ただし、次のものは除きます。
- ① 被保険者が運行する自動車
- ② 航空機、船舶、車両（原動力が専ら人力である場合を除きます。）
- (2) 当社は、保管者約款第1条（保険金を支払う場合）の事故に加え、保管物が詐取されたことによる損害に対して、保険金を支払います。

第3条（現金の支払限度額）

貴重品のうち貨幣、紙幣の損害に関しては、1事故の支払限度額は10万円とします。

<付則>

- (1) この保険契約には、各特別約款に自動付帯する次の特約を適用します。
- ① 被保険者の定義に関する特約
- ② 防御費用に関する特約
- ③ 原子力・石綿・汚染危険に関する特約
- ④ 日付誤認免責特約（賠償責任保険用）
- ⑤ 国内事故のみ補償特約
- ⑥ 共同保険に関する特約
- ⑦ 油濁損害補償対象外特約
- ⑧ 工事場内建設用工作車危険補償特約
- ⑨ 工事区域内作業用船舶危険に関する特約
- ⑩ 管理財物の範囲に関する特約（施設用）および管理財物の範囲に関する特約（請負用）
- ⑪ 下請負人補償特約
- ⑫ 生産物特約
- ⑬ 引渡し後の損害補償対象外特約

(2) この保険契約には、各特別約款に自動付帯する次の特約を適用しません。

- ① L P ガス販売業務補償対象外特約
- ② ガソリンスタンド特約
- ③ 漏水補償特約（施設用）および漏水補償特約（請負用）
- ④ 専門職業人補償対象外特約

Ⓐ18 障害者福祉サービス特約

第1条（介護サービスの範囲）

- (1) この特約により、介護総合賠償責任保険特約（以下「介護特約」といいます。）第1条（用語の定義）に規定する「介護サービス」には、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める社会福祉事業に基づくサービス（介護保険法に基づくサービスならびにその「横出し」および「上乗せ」サービスを除きます。）のうち、保険証券に記載されたサービス（以下「追加する福祉サービス」といいます。）を含むものとします。
- (2) 介護特約第1条（用語の定義）「介護サービス」エ. を次のとおり読み替えます。

エ. 「横出し」「上乗せ」サービス（ア. からウ. に関するサービスおよび追加する福祉サービスに関して、介護保険および追加する福祉サービスを規定する法令の範囲を超えて、市町村が条例に定め行うサービスをいいます。）

第2条（被介護者の定義）

介護特約における「被介護者」には追加する福祉サービスを受ける要介護者、要支援者、障害者その他の対象者を含むものとします。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、介護特約およびこの契約に付帯されるその他の特約の規定を準用します。

Ⓐ19 介護サービス拡張補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
登録事業者	都道府県に登録される登録特定行為事業者をいいます。
認定証	都道府県から交付される認定特定行為業務従事者認定証をいいます。

第2条（介護サービスの範囲の拡張）

この特約により、登録事業者の事業に従事する者のうち、認定証が交付された者または、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、看護師が医師の指示のもとに行う以下の業務行為については、介護総合賠償責任保険特約（以下「介護特約」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合—共通）(2)②のたんの吸引、経管療養とは見なしません。

- ① たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- ② 経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）

第3条（保険金を支払わない場合の特則）

次に掲げる日より前に行われた前条の行為に起因する損害賠償請求に対しては保険金を支払いません。

- ① この保険契約が継続契約の場合は保険始期日。
- ② 保険期間の途中でこの特約を付帯した場合には、その付帯日。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、介護特約およびこの契約に付帯されるその他の特約の規定を準用します。

複数の特別約款で対象となる特約

●被保険者の定義に関する特約

第1条（被保険者の定義）

- (1) この保険契約において「被保険者」とは次の者をいいます。
- ① 保険証券に被保険者として記載のある者（以下「記名被保険者」といいます。）
 - ② 記名被保険者が保険証券上任意団体、組合または共同企業として記載されている場合、その構成員
 - ③ 記名被保険者が個人、組合、共同企業のいずれでもない法人の場合、その役員
 - ④ 記名被保険者が個人の場合、その配偶者、同居の親族
- (2) (1)②から④までの者は、記名被保険者の業務に関してのみ被保険者とします。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

●防御費用に関する特約

第1条（防御費用の定義）

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第5条（損害の範囲）②の「損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用」とは次のものをいいます。
- ① 事故再現実験費用、現場保存費用等、事故の原因究明のために要した費用
 - ② 損害賠償請求対応のための割増賃金等、労働力費用
 - ③ 事故対応のための交通費等の対応費用
 - ④ その他損害の発生または拡大を防止するために支出した有益な費用
- (2) (1)の費用を支出する場合には、(1)②および③の緊急を要する場合を除き、被保険者はあらかじめ書面により当会社の同意を得なければなりません。

第2条（争訟費用の外枠払い）

普通約款第6条（支払保険金の計算）(2)の規定にかかわらず普通約款第5条（損害の範囲）⑤の争訟費用の全額を支払います。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

●原子力、石綿、汚染危険に関する特約

第1条（医学用等の原子力危険復活補償）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合—その1）④および⑤の規定は、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ^(注)の原子核反応または原子核の崩壊については、これを適用しません。

(注) ラジオ・アイソトープ
ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

第2条（石綿損害補償対象外）

当会社は普通約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）に規定する他、直接であると間接であるとを問わず、石綿または石綿を含む製品、石綿の代替物質、その代替物質を含む製品またはカーボンナノチューブ等石綿と同種の有害特性を有する物質の発ガン性その他の有害な特性に起因して身体の障害または財物の損壊が生じたことにより、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を

支払いません。

第3条（汚染危険補償対象外）

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が汚染物質の排出、流出、溢出または漏出に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の規定は、汚染物質の排出、流出、溢出または漏出が急激かつ偶然なものである場合は、これを適用しません。
- (3) (1)にいう汚染物質とは、固体状、液体状、気体状または熱を帯びた刺激物質、汚濁物質および熱または冷気をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学製品ならびに廃棄物（再生利用のための物質を含みます。）等を含みます。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

● 日付誤認免責特約（賠償責任保険用）

第1条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合—その1）、同4条（保険金を支払わない場合—その2）、各特別約款（以下「特別約款等」といいます。）および特約に規定する保険金を支払わない場合のほか、直接であると間接であるとかかわらず、次の①から③までの事由（損害賠償請求権者がその①から③までの事由を主張した場合を含みます。）に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 年、日付もしくは時刻（以下「日付等」といいます。）のデータまたは情報の処理、変換もしくは置換に関連して、コンピュータ等^(注)に生じた誤作動または機能喪失
 - ② 日付等の変更へ備え、もしくは対処するためにコンピュータ等に実施した修正（試行を含みます。）またはその修正に関連して与えたアドバイスもしくは行ったサービス
 - ③ 日付等の変更に関する被保険者もしくは第三者による行為、不作為または決定に起因して生じた財物または機器の不使用もしくは利用不能

(注) コンピュータ等

コンピュータ、データ処理装置もしくはメディア・マイクロチップ、オペレーティング・システム、マイクロプロセッサ（コンピュータ・チップ）、集積回路もしくはこれに類似の装置・機器またはコンピュータ・ソフトウェア（被保険者または第三者のいずれの所有であるかを問いません。）をいいます。以下同様とします。

- (2) この特約において日付等の変更とは、世紀、年、日付または時刻の変更をいい、コンピュータ等の誤作動または機能喪失の発生時期については、それぞれの年、日付または時刻の変更時の前後を問いません。

第2条（損害賠償請求ベースの場合の読替）

この特約が付帯された賠償責任保険契約が損害賠償請求ベースである場合は、前条(1)において、「直接であると間接であるとかかわらず、次の①から③までの事由（損害賠償請求権者がその①から③までの事由を主張した場合を含みます。）に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。」とあるのを次のとおり読み替えます。

「被保険者に対してなされた次の①から③までの事由に基づく損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。」

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款等の規定を準用します。

●国内事故のみ補償特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第8条（保険責任のおよぶ地域）の規定のほか、国内事故による訴訟が日本国外の裁判所に提起され、その結果、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯される特別約款の規定を準用します。

●通知等変更特約（賠償責任保険用）

第1条（この特約が適用される範囲）

この特約は、保険法（平成20年法律第56号）第36条第4号の規定に該当する保険契約に適用されます。

第2条（通知義務等の変更）

当社は、この特約に従い、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定を、次表のとおり、読み替えて適用するものとします。

読み替える規定	読替え後の規定
第10条（通知義務）	<p>(1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る必要はありません。</p> <p>(注) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。</p> <p>(2) (1)の事実がある場合（(4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。）には、当社は、その事実について契約内容変更依頼書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。</p> <p>(3) (2)の規定は、当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。</p> <p>(4) (1)に規定する手続を怠った場合には、当社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が契約内容変更依頼書を受領するまでの間に生じた第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率が変更前の保険料率より高くならなかったときを除きます。</p>

読み替える規定	読替え後の規定
	(5) (4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
第21条（保険料の返還－解除の場合）(1)	(1) 第9条（告知義務）(2)、通知等変更特約（賠償責任保険用）の規定により読み替えて適用される第10条（通知義務）(2)、第16条（重大事由による解除）(1)、第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、領収した保険料から既経過期間に対して月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
第27条（保険金の請求）(2)⑦	⑦ その他当社が通知等変更特約（賠償責任保険用）の規定により読み替えて適用される次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書類等において定めたもの
第28条（保険金の支払時期）	<p>(1) 当社は、請求完了日^(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。</p> <p>① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実</p> <p>② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無</p> <p>③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容</p> <p>④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無</p> <p>⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項</p> <p>(注) 請求完了日 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。以下この条において同様とします。</p>

読み替える規定	読替え後の規定
	<p>(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。</p> <p>① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注) 180日</p> <p>② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日</p> <p>③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日</p> <p>④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日</p> <p>⑤ 損害賠償請求の原因となる事由もしくは事実の検証・分析を行うために特殊な専門知識・技術を要する場合、これらの事由もしくは事実が過去の事例・判例等に鑑みて特殊である場合または同一の行為による被害者が多数となる等被害が広範囲に及ぶ場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(注) 捜査または調査の結果の照会 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。</p> </div> <p>(3) (2)①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、(2)①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。</p>

複数の特別約款で対象となる特約

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

⑥風水災危険補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるにかかわらず、台風、暴風雨、豪雨等による風災または水災によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないか

ぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

⑨6 保険料分割払特約（大口用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
月割	12か月に対する月数の割合をいい、既経過期間において1か月に満たない期間は1か月とします。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを、承認します。

第3条（分割保険料の払込方法）

- 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。
- 保険料払込方式が口座振替による場合、払込期日は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。ただし、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、保険契約者の指定する口座からの口座振替による第2回目以降の分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- 保険料払込方式が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、当会社は、第3回分割保険料の払込期日とその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第4条（分割保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後でも、当会社は、前条(1)の第1回分割保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（分割保険料不払により保険金を支払わない場合）

- 保険契約者が第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- 保険契約者が(1)の分割保険料の払込みを怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第6条（追加保険料の払込み）

当会社が賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

第7条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

- 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
 - 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」）

といえます。)において、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行うこととし、解除の効力は、次の時からそれぞれ将来に向かってのみ生じます。

① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日

② (1)②による解除の場合は、次回払込期日

(3) (1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合で、既に領収した保険料から、既経過期間に対し月割をもって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その残額を返還します。

第8条 (保険料の返還または請求—解除の場合)

普通約款第21条 (保険料の返還—解除の場合) (2)の規定により保険料を返還する必要がある場合には、普通約款の規定にかかわらず、当社は、既に領収した保険料から既経過期間に対し、月割をもって算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、保険料が貸金、入場者、売上高または領収金等に対する割合によって定められた保険契約の場合は、普通約款第12条 (保険料の精算) (3)の規定に準じて保険料を精算します。

第9条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

⑨5 保険料分割払特約 (一般用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
提携金融機関	当社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。

第2条 (保険料の分割払)

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額 (以下「分割保険料」といいます。) に分割して払い込むことを、承認します。

第3条 (分割保険料の払込方法)

(1) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、保険証券記載の払込期日 (以下「払込期日」といいます。) までに払い込まなければなりません。

(2) 保険料払込方式が口座振替による場合、払込期日は、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。ただし、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、保険契約者の指定する口座からの口座振替による第2回目以降の分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) 保険料払込方式が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、当社は、第3回分割保険料の払込期日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第4条 (分割保険料領収前の事故)

保険証券記載の保険期間が始まった後でも、当社は、前条(1)の第1回分割保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条 (分割保険料不払により保険金を支払わない場合)

(1) 保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料

を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- (2) 保険契約者が(1)の分割保険料の払込みを怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第6条（追加保険料の払込み）

当会社が第8条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

第7条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）において、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

- (2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行うこととし、解除の効力は、次の時からそれぞれ将来に向かってのみ生じます。

① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日

② (1)②による解除の場合は、次回払込期日

- (3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合で、既に領収した保険料から、既経過期間に対し月割^(注)をもって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その額を返還します。

(注) 月割

12か月に対する月数の割合をいい、既経過期間において1か月に満たない期間は1か月とします。

第8条（保険料の返還または請求）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定による保険料の返還または請求にかかる事由が生じた場合には、当会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、下表に従い、保険料を返還または請求します。なお、下表に定める未経過期間および既経過期間において1か月に満たない期間は1か月とします。ただし、保険料が賃金、入場者、売上高または領収金等に対する割合によって定められた保険契約の場合は、普通約款第12条（保険料の精算）(3)の規定に準じて保険料を精算します。

	返還または請求に関する規定	返還または請求の方法
1	普通約款第18条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(1)の規定により保険料を返還または請求する必要がある場合	当会社は、既に領収した保険料について、変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差に基づき算出した保険料を返還または請求します。
2	普通約款第18条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定により保険料を返還または請求する必要がある場合	(1) 年額保険料が減額となるとき 当会社は、既経過期間 ^(注) 以降の期間に対応する分割保険料について、危険の減少後の条件に基づいて計算された分割保険料に変更します。

	返還または請求に関する規定	返還または請求の方法
		<p>(注) 既経過期間 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険の減少が生じた時までの期間をいいます。</p> <p>(2) 年額保険料が増額となるとき 当社は、変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差に基づき、未経過期間^(注1)に対し月割^(注2)をもって計算した保険料を一時に請求します。</p> <p>(注1) 未経過期間 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険の増加が生じた時以降の期間をいいます。</p> <p>(注2) 月割 12か月に対する月数の割合をいいます。</p>
3	<p>普通約款第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(4)の規定により保険料を返還または請求する必要がある場合</p>	<p>(1) 年額保険料が減額となるとき 当社は、既経過期間以降の期間に対応する分割保険料について、変更後の条件に基づいて計算された分割保険料に変更します。</p> <p>(2) 年額保険料が増額となるとき 当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、未経過期間に対し月割^(注)をもって計算した保険料を一時に請求します。</p> <p>(注) 月割 12か月に対する月数の割合をいいます。</p>
4	<p>普通約款第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）(1)の規定に該当する場合</p>	<p>当社は、保険料を返還しません。</p>
5	<p>普通約款第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）(2)の規定により保険料を返還する必要がある場合</p>	<p>当社は、既に領収した保険料から既経過期間に対し月割^(注)をもって算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。</p> <p>(注) 月割 12か月に対する月数の割合をいいます。</p>
6	<p>普通約款第20条（保険料の返還—取消しの場合）の規定に該当する場合</p>	<p>当社は、保険料を返還しません。</p>
7	<p>普通約款第21条（保険料の返還—解除の場合）(1)の規定により保険料を返還する必要がある場合</p>	<p>当社は、既に領収した保険料から既経過期間に対し、月割^(注)をもって算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。</p> <p>(注) 月割 12か月に対する月数の割合をいいます。</p>

	返還または請求に関する規定	返還または請求の方法
8	普通約款第21条（保険料の返還—解除の場合）(2)の規定により保険料を返還する必要がある場合	<p>(1) 当社は、既に領収した保険料から既経過期間に対し、月割^(注)をもって算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。</p> <p>(注) 月割 12か月に対する月数の割合をいいます。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約に付帯された特別約款または特約に契約者からの解除請求に対し保険料を返還しない旨の規定がある場合には、当社は、年額保険料から既に領収した保険料を差し引いて、その残額を一時に請求します。ただし、この保険契約の保険契約者がこの保険契約と被保険者を同一とし、かつ、この保険契約を解除した日を保険期間の初日とする保険契約を当会社と締結する場合を除きます。</p>

④A13 訴訟対応費用補償特約

第1条（訴訟対応費用の支払）

(1) 当社は、この特約により、第三者から被保険者に対して日本国内において提起された損害賠償金の支払を求める訴訟^(注1)について、被保険者が支出した次の費用^(注2)を、訴訟対応費用保険金として、500万円を限度に、被保険者に支払います。

- ① 被保険者の使用人の超過勤務手当、交通費、宿泊費、臨時雇用費用
- ② 増設コピー機のリース費用
- ③ 被保険者が行う事故の再現実験費用
- ④ 外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用
- ⑤ 事故原因調査費用

(注1) 訴訟

被保険者が、その訴訟において主張されている法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害が、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの保険契約に適用される特別約款（特別約款に付帯されたこの特約以外の特約を含みます。以下「特別約款等」といいます。）により、保険金の支払の対象となる訴訟に限ります。

(注2) 費用

その額および用途が社会通念上妥当なものに限ります。

(2) 当社は、1回の事故について、被保険者が支出した(1)の費用の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみを支払います。

第2条（他の特約との関係および訴訟対応費用外枠払）

- (1) この特約が付帯された保険契約には防御費用に関する特約および普通約款第6条（支払保険金の計算）(2)の規定は適用しません。
- (2) 当社は、普通約款および特別約款等により前条に定める費用が支払われる場合は、重複しては保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款等の規定を準用します。

④A12 初期対応費用補償特約

第1条（初期対応費用の支払）

(1) 当社は、この特約により、賠償責任保険普通保険約款（以下「普

通約款」といいます。) およびこの保険契約に適用される特別約款^(注1)により、保険金の支払対象となる事故または事故の原因となると思われる偶然な事故が日本国内において発生し、その結果として他人の身体の障害^(注2)または財物の損壊が日本国内において発生した場合において、その事故について被保険者が次の初期対応を行うために支出した費用^(注3)を、初期対応費用保険金として500万円を限度に、被保険者に支払います。

- ① 事故現場の保存費用、事故状況調査・記録費用・写真撮影費用、事故原因調査費用
- ② 事故現場の取片づけ費用
- ③ 被保険者の使用人を事故現場に派遣するために必要な交通費、宿泊費等の費用
- ④ 通信費用
- ⑤ 事故による損害が他人の身体の障害である場合において、その身体の障害について被保険者が支払う見舞金(香典を含みます。)または見舞品の購入費用
- ⑥ その他①から⑤に準ずる費用^(注4)

(注1) この保険契約に適用される特別約款
特別約款に付帯されたこの特約以外の特約を含みます。以下「特別約款等」といいます。

(注2) 身体の障害
傷害、疾病ならびにこれらに起因する後遺障害および死亡をいいます。以下同様とします。

(注3) 初期対応を行うために支出した費用
その額および用途が社会通念上妥当なものに限ります。以下「初期対応費用」といいます。

(注4) その他①から⑤に準ずる費用
身体の障害以外の事故について、被保険者が支払う見舞金または見舞品の購入費用は含みません。

- (2) (1)⑤の費用については、1回の事故につき、身体の障害を被った者1名につき10万円を限度とします。

第2条 (他の特約との関係および争訟費用外枠払)

- (1) この特約が付帯された保険契約には防御費用に関する特約および普通約款第6条(支払保険金の計算)(2)の規定は適用しません。
- (2) 当社は、普通約款および特別約款等により前条に定める費用が支払われる場合は、重複しては保険金を支払いません。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、被保険者が次の普通約款および特別約款等による保険金の支払対象となる事故(以下この条において「事故」といいます。)または事故の原因になると思われる偶然な事故が発生した場合において、その事故について被保険者が第1条(初期対応費用の支払)⑤および⑥に定める初期対応費用を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する偶然な事故
- ② 被保険者が行った仕事、作業、業務等(以下「仕事」といいます。)の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡しとします。)または放棄の後に、仕事の結果^(注)に起因する偶然な事故

(注) 仕事の結果
被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材は、仕事の結果とはみなしません。

第4条 (見舞費用保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第1条(初期対応費用の支払)に定める見舞金を支払った時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が第1条(初期対応費用の支払)の規定に基づき見舞費用保険金の支払を受けようとする場合は、普通約款第27条(保険金の請

求) (2)に規定する書類のほかに、被保険者が支払った見舞金に係る被害者の受領書等、被保険者の支払を証明する書類を当会社に提出しなければなりません。

- (3) (2)の書類に故意に事実と異なる記載をし、または事実を記載しなかった場合、もしくはその書類を偽造または変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第5条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払)

普通約款第25条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) の規定は、「損害の額」とあるのを「初期対応費用の額」と読み替えて、これを適用します。

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款等の規定を準用します。

共通支払限度額特約

第1条 (支払保険金の計算)

(1) 当社が賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通約款」といいます。) 第6条 (支払保険金の計算) (1)により支払う保険金の額は、1回の事故について身体の障害に起因する損害と財物の損壊に起因する損害とを合算して保険証券記載の支払限度額を限度とします。

(2) (1)の支払う保険金の額には、普通約款第5条 (損害の範囲) ②から⑥までの費用を含みません。

第2条 (保険期間中の総支払限度額)

(1) この特約が付帯された保険契約に適用される特別約款が生産物特別約款の場合、当社が支払う保険金の額は、身体の障害に起因する損害と財物の損壊に起因する損害とを合算して保険証券記載の保険期間中の総支払限度額を限度とします。

(2) (1)の支払う保険金の額は、普通約款第5条 (損害の範囲) ②から⑥までの費用を含みません。

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

③費用内枠払特約

第1条 (費用保険金の計算)

賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通約款」といいます。) 第6条 (支払保険金の計算) の規定にかかわらず、当会社は、普通約款第5条 (損害の範囲) に規定する損害賠償金および費用の合算額が保険証券記載の免責金額を超過した場合に限り、その超過額のみを保険証券記載の支払限度額を限度として支払います。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

④無事故戻し特約

第1条 (保険料の返還)

当会社は、保険金を支払うべき損害が発生することなく保険期間が満了した場合には、無事故戻しとして領収した保険料について保険証券記載の割合により保険料を返還します。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款の規定を準用します。

⑤優良戻し特約

第1条 (保険料の返還)

(1) 当会社は、保険期間終了後、損害率に応じ優良戻しとして領収した

保険料について次の割合により保険料を返還します。

損害率	保険料返還割合
～10%未満	10%
10%以上20%未満	5%

(2) 損害率の算出方法は次のとおりとします。

$$\frac{\text{この保険契約の支払保険金（未払保険金を含む）}}{\text{この保険契約の保険料}}$$

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款の規定を準用します。

●LPガス販売業務補償対象外特約

第1条（事故）

(1) 当社が、保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の「事故」とは、被保険者が行うLPガス販売業務の遂行^(注)またはその結果に起因して生じた事故を除いたものとします。

(注) LPガス販売業務の遂行
LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。

(2) (1)のLPガス販売業務とは、次の業務をいいます。

- ① LPガスの供給およびこれに伴うLPガスの製造、貯蔵、充てん、移動等の業務
- ② LPガス容器その他のガス器具（以下「器具」といいます。）の販売・貸与
- ③ 配管、器具の取付け・取替えの作業
- ④ 器具・導管の点検・修理等の作業

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

●ガソリンスタンド特約

第1条（保険の対象）

(1) この保険契約におけるガソリンスタンド業務とは、次の業務をいいます。

- ① ガソリン、軽油等の自動車用燃料および灯油の販売
- ② 自動車（部品・付属品を含みます。）の点検、調整、洗車および自動車に対するオイル、水、部品、付属品の供給

(2) (1)の規定には、飲食物、雑貨、その他上記以外の物品の提供、販売および自動車の販売、修理（钣金、塗装、分解整備等をいいます。）等の業務は含みません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

②施設災害補償特約

第1条（補償保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者の所有、使用または管理する保険証券記載の施設（以下「施設」といいます。）内において急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によって他人が身体に傷害を被った場合は、被保険者がその傷害を被った者（以下「被災者」といいます。）に対して支払う補償金にあてるため、この特約、施設所有（管理）者特別約款（以下「施設特別約款」といいます。）、昇降機特別約款およ

び賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い、被保険者に補償保険金^(注)を支払います。

(注) 補償保険金

死亡補償保険金、後遺障害補償保険金および入院補償保険金をいいます。以下同様とします。

- (2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注) 中毒症状

継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第2条（補償保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、補償保険金を支払いません。
- ① 保険契約者^(注1)、被保険者、これらの法定代理人^(注2)または被災者の故意または重大な過失。ただし、被災者の故意または重大な過失については、その被災者以外の者の被った傷害を除きます。
 - ② 被災者の法定相続人の故意または重大な過失。ただし、その者が一部の相続人である場合には、補償保険金を支払わないのはその者が相続すべき金額に限ります。
 - ③ 被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、その被災者以外の者の被った傷害を除きます。
 - ④ 被災者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、その被災者以外の者が被った傷害を除きます。
 - ⑤ 被災者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑥ 被災者に対する外科的手術^(注3)その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が補償保険金を支払うべき傷害の治療^(注4)によるものである場合を除きます。
 - ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注5)
 - ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑨ 核燃料物質^(注6)もしくは核燃料物質によって汚染された物^(注7)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑩ ⑦から⑨までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑪ ⑨以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑫ 施設の新築、改築、増築、改造、修理、取壊し、その他の工事
 - ⑬ 航空機の墜落または自動車等^(注8)の事故

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 法定代理人

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員を含みます。

(注3) 手術

治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。以下同様とします。

(注4) 治療

医師による治療をいいます。ただし、被災者が医師である場合は、被災者以外の医師による治療をいいます。以下同様とします。

- (注5) 暴動
 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注6) 核燃料物質
 使用済燃料を含みます。以下本条において同様とします。
- (注7) 汚染された物
 原子核分裂生成物を含みます。
- (注8) 自動車等
 自動車または原動機付自転車を含みます。

(2) 当社は、被災者が頸部症候群^(注1)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見^(注2)のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、補償保険金を支払いません。

- (注1) 頸部症候群
 いわゆる「むちうち症」をいいます。
- (注2) 医学的他覚所見
 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第3条（補償保険金を支払わない場合—その2）

当社は、次のいずれかに該当する傷害については補償保険金を支払いません。

(1) 被保険者の使用人^(注)が被保険者の業務に従事中に被った傷害

- (注) 被保険者の使用人
 被保険者が法人である場合は、その役員を含みます。

(2) 施設^(注)の保守、保安、点検、警備、消防、清掃、その他これらに類似の業務または新築、改築、増築、改造、修理、取壊し、その他の工事に従事する者がそれらの業務または工事に従事中に被った傷害

- (注) 施設
 施設が建物の一部である場合は、その建物の他の部分を含みません。

第4条（死亡補償保険金の支払）

当社は、被災者が第1条（補償保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、被災者1名について保険証券記載の補償保険金額（以下「補償保険金額」といいます。）の全額^(注)を死亡補償保険金として被保険者に支払います。

- (注) 補償保険金額の全額
 その被災者について、同一の事故による傷害に対して既に支払った後遺障害補償保険金がある場合は、1名あたりの補償保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額とします。

第5条（後遺障害補償保険金の支払）

(1) 当社は、被災者が第1条（補償保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害^(注)が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害補償保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{補償保険金額}} \times \boxed{\text{別表1に掲げる割合}} = \boxed{\text{後遺障害補償保険金の額}}$$

(注) 後遺障害

治療の効果が医学上期待できない状態であって、被災者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。以下同様とします。

- (2) (1)の規定にかかわらず、被災者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被災者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害補償保険金として支払います。
- (3) 別表1に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表1に掲げる区分に準じ、後遺障害補償保険金の支払額を決定します。ただし、別表1の1.(3)、(4)、2.(3)、4.(4)および5.(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害補償保険金を支払いません。
- (4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し(1)から(3)までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表1の7.から9.までに掲げる上肢^(注1)または下肢^(注2)の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害補償保険金は補償保険金額の60%をもって限度とします。

(注1) 上肢

腕および手をいいます。

(注2) 下肢

脚および足をいいます。

- (5) 既に身体に障害のあった被災者が第1条(補償保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表2のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表1に掲げる割合を適用して、後遺障害補償保険金を支払います。ただし、既存障害^(注)がこの保険契約に基づく後遺障害補償保険金の支払を受けたものである場合は、次の割合により後遺障害補償保険金を支払います。

加重された後の後遺障害の状態に対応する割合

既存障害^(注)に対応する割合

= 適用する割合

(注) 既存障害

既にあった身体の障害をいいます。

- (6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害補償保険金の額は、被災者1名について補償保険金額をもって限度とします。

第6条(入院補償保険金の支払)

- (1) 当社は、被災者が第1条(補償保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、次のいずれかに該当した場合は、その期間に対し、入院補償保険金を被保険者に支払います。
- ① 入院^(注)した場合
- ② 別表3のいずれかに該当し、かつ、治療を受けた場合

(注) 入院

治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下同様とします。

- (2) (1)の入院補償保険金は、次の算式によって算出した額とします。

入院補償保険金
日額^(注)

×

(1)①または②に
該当した日数

=

入院補償保険金
の額

(注) 入院補償保険金日額
保険証券記載の入院補償保険金日額をいいます。以下同様とします。

- (3) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置
医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (4) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院補償保険金を支払いません。
- (5) 被災者が入院補償保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院補償保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院補償保険金を支払いません。

第7条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被災者が第1条（補償保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被災者が治療を怠ったことまたは保険契約者、被保険者もしくは補償保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条（補償保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第8条（被災者への支払義務）

- (1) 被保険者は、第4条（死亡補償保険金の支払）、第5条（後遺障害補償保険金の支払）、第6条（入院補償保険金の支払）および前条の規定により受領した補償保険金の全額を、被災者またはその法定相続人（以下「被災者等」といいます。）に支払わなければなりません。
- (2) 被保険者は、(1)の支払を証明するために被災者等の補償金受領書を補償保険金受領後30日以内に当会社に提出しなければなりません。ただし、被保険者が30日以内に被災者等の補償金受領書を提出できないことを当会社が認めた場合は、補償金受領書を取り付け後、遅滞なく当会社に提出するものとします。
- (3) (1)および(2)の規定に違反した場合は、被保険者は既に受領した補償保険金の全額を当会社に返還しなければなりません。

第9条（損害賠償保険金との関係）

被災者が第1条（補償保険金を支払う場合）の傷害を被った場合、被保険者が被災者に対して法律上の損害賠償責任を負担するときには、この特約により支払う補償保険金は、当会社が普通約款、施設特別約款および昇降機特別約款の規定により被保険者に対して支払う損害賠償保険金に充当します。

第10条（事故の通知）

- (1) 被災者が第1条（補償保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または被災者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被災者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または被災者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事

実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて補償保険金を支払います。

第11条（補償保険金の請求）

- (1) 当会社に対する補償保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
 - ① 死亡補償保険金については、被災者が死亡した時
 - ② 後遺障害補償保険金については、被災者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 入院補償保険金については、被災者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活ができる程度になおった時、第6条（入院補償保険金の支払）(1)①および②のいずれにも該当しない程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者が補償保険金の支払を請求する場合は、別表4に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または被災者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または被災者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて補償保険金を支払います。

第12条（補償保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日^(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が補償保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、補償保険金を支払います。
 - ① 補償保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者または被災者に該当する事実
 - ② 補償保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、補償保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 補償保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

(注) 請求完了日

被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。
以下同様とします。

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数^(注1)を経過する日までに、補償保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または被災者に対して通知するものとします。
 - ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注2) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地

域における(1)①から④までの事項の確認のための調査 60日

- ⑤ (1)①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数
複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注2) 公の機関による捜査・調査結果の照会
弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令
に基づく照会を含みます。

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または被災者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合
必要の協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1)または(2)の規定による補償保険金の支払は、保険契約者、被保険者または被災者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第13条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第10条(事故の通知)の規定による通知または第11条(補償保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他補償保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または被災者に対し当会社の指定する医師が作成した被災者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案^(注1)のために要した費用^(注2)は、当会社が負担します。

(注1) 死体の検案
死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 診断または死体の検案のために要した費用
収入の喪失を含みません。

第14条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

当会社は、この特約において、普通約款第25条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定は適用しません。

第15条(代位)

当会社が補償保険金を支払った場合であっても、被災者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第16条(読替規定)

この特約の適用については、普通約款の規定をそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通約款第7条(保険責任の始期および終期)(3)、第8条(保険責任のおよぶ地域)、第9条(告知義務)(5)、第10条(通知義務)(4)、(5)および(7)、第16条(重大事由による解除)(2)または第18条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)中「事故による損害」とあるのは「施設災害補償特約第1条(補償保険金を支払う場合)(1)の事故による傷害」
- ② 普通約款第22条(調査)中「事故」とあるのは、「施設災害補償特約第1条(補償保険金を支払う場合)(1)の事故」
- ③ 普通約款第9条(告知義務)(4)および第10条(通知義務)(4)、(7)中「損害」とあるのは、「施設災害補償特約第1条(補償保険金を支払う場合)(1)の事故による傷害」

第17条(準用規定)

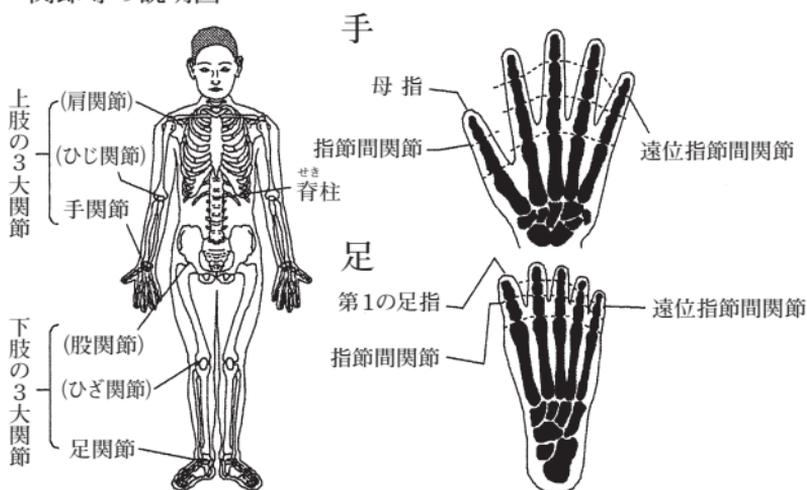
この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、施設特別約款および昇降機特別約款の規定を準用します。

別表1 後遺障害補償保険金支払区分表

1. 眼の障害	
(1) 両眼が失明した場合	100%
(2) 1眼が失明した場合	60%
(3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合	5%
(4) 1眼が視野狭窄(正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。)となった場合	5%
2. 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失った場合	80%
(2) 1耳の聴力を全く失った場合	30%
(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合	5%
3. 鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合	20%
4. 咀嚼、言語の障害	
(1) 咀嚼または言語の機能を全く廃した場合	100%
(2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残す場合	35%
(3) 咀嚼または言語の機能に障害を残す場合	15%
(4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合	5%
5. 外貌(顔面・頭部・頸部をいう。)の醜状	
(1) 外貌に著しい醜状を残す場合	15%
(2) 外貌に醜状(顔面においては直径2cmの癍痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。)を残す場合	3%
6. 脊柱の障害	
(1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合	40%
(2) 脊柱に運動障害を残す場合	30%
(3) 脊柱に変形を残す場合	15%
7. 腕(手関節以上をいう。)、脚(足関節以上をいう。)の障害	
(1) 1腕または1脚を失った場合	60%
(2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合	50%
(3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合	35%
(4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合	5%
8. 手指の障害	
(1) 1手の母指を指節間関節以上で失った場合	20%
(2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合	15%
(3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合	8%
(4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合	5%
9. 足指の障害	
(1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合	10%
(2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合	8%
(3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合	5%
(4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合	3%
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合	100%

注1 7. から9. までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表2 第5条（後遺障害補償保険金の支払）(5)の後遺障害

1. 両眼が失明した場合
2. 両耳の聴力を全く失った場合
3. 両腕（手関節以上をいう。）を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
4. 両脚（足関節以上をいう。）を失った場合または両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
5. 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合

注1 3. および4. の規定中「手関節」および「足関節」については別表2・注2の関節の説明図によります。

注2 3. および4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表3 第6条（入院補償保険金の支払）(1)②の入院補償保険金を支払う状態

1. 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること。
2. 咀嚼または言語の機能を失っていること。
3. 両耳の聴力を失っていること。
4. 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること。
5. 1下肢の機能を失っていること。
6. 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
7. 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
8. その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。

注1 4. の規定中「手関節」および「関節」については別表1・注2の関節等の説明図によります。

注2 4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表4 補償保険金請求書類

提出書類	補償保険金種類	死亡	後遺障害	入院
1. 補償保険金請求書		○	○	○
2. 保険証券		○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書		○	○	○

複数の特別約款で対象となる特約

提出書類	補償保険金種類	死亡	後遺障害	入院
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書		○	○	○
5. 被災者（死亡の場合は法定相続人）が、被保険者から補償金相当額を受け取ったことを証する書類		○	○	○
6. 死亡診断書または死体検案書		○		
7. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被災者以外の医師の診断書			○	○
8. 入院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○
9. 死亡補償保険金受取人（法定相続人）の印鑑証明書		○		
10. 被災者の印鑑証明書			○	○
11. 被災者の戸籍謄本		○		
12. 被災者の法定相続人の戸籍謄本		○		
13. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）		○	○	○
14. その他当社が第12条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○

注 補償保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

②限定危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、この特約により、被保険者の所有、使用または管理する保険証券記載の施設（以下「施設」といいます。）内またはその施設に隣接する道路にいる者が他人の行為によって身体に傷害を被った場合にのみ、施設災害補償特約第1条（保険金を支払う場合）の規定に従い、被保険者に補償保険金^(注)を支払います。

(注) 補償保険金
死亡補償保険金、後遺障害補償保険金および入院補償保険金をいいます。

- (2) 当社は(1)に定める場合のほか、施設内またはその施設に隣接する道路にある者が、他人の行為により不法な支配を受けた場合^(注)には、次の規定に従い、特別補償保険金または補償保険金を支払います。

(注) 不法な支配を受けた場合
不法な支配が引き続き施設外で行われる場合を含みます。

- ① 他人の行為により不法な支配を受けて平常の生活または業務に従事することができない場合は30日を限度として入院補償保険金日額と同額の特別補償保険金を支払います。
② 他人の行為により不法な支配を受けさらに身体に障害を被った場合は、①の特別補償保険金と(1)の補償保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

- 当社は、施設災害補償特約第2条（保険金を支払わない場合—その1）および第3条（保険金を支払わない場合—その2）のほか、次のい

ずれかに該当する事由によって生じた傷害および不法な支配については補償保険金および特別補償保険金を支払いません。

- (1) 被災者の行為。ただし、その被災者以外の者の被った傷害および不法な支配については除きます。
- (2) 被保険者と住居および生計をともにする親族の行為
- (3) 被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人（被保険者が法人である場合はその役員を含みます。）の行為
- (4) 被保険者のために警備等の保安業務に従事中の者の行為
- (5) 施設の欠陥

第3条（読替規定）

この特約の適用については、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および施設災害補償特約の規定をそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通約款第7条（保険責任の始期および終期）(3)、第8条（保険責任のおよぶ地域）、第9条（告知義務）(5)、第10条（通知義務）(4)、(5)および(7)、第16条（重大事由による解除）(2)または第18条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）中「事故による損害」とあるのは「傷害または不法な支配」
- ② 普通約款第22条（調査）、第23条（事故発生時の義務）中「事故」とあるのは、「傷害または不法な支配」
- ③ 施設災害補償特約第2条（補償保険金を支払わない場合—その1）(1)本文、③、④および第3条（補償保険金を支払わない場合—その2）に「傷害」とあるのは「傷害または不法な支配」

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約に反しないかぎり、施設災害補償特約の規定を準用します。

⑳死亡補償保険金および後遺障害補償保険金のみ支払特約

第1条（補償保険金の支払）

当会社は、この特約により、施設災害補償特約に規定する死亡補償保険金および後遺障害補償保険金のみを支払うものとします。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、施設災害補償特約の規定を準用します。

㉑通院補償保険金支払特約

第1条（通院補償保険金の支払）

(1) 当会社は、この特約により、施設災害補償特約（以下「施設災害特約」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に定める被災者がその被った傷害を直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院^(注1)した場合は、次の算式によって算出した額を通院補償保険金として被保険者に支払います。ただし、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害がなおった時以降の通院に対しては、通院補償保険金を支払いません。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{通院補償保険金} \\ \text{日額} \text{ (注2)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{通院した日数} \text{ (注3)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{通院補償保険金} \\ \text{の額} \end{array}}$$

(注1) 通院

治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。以下同様とします。

(注2) 通院補償保険金日額

保険証券記載の通院補償保険金日額をいいます。

(注3) 通院した日数

90日を限度とします。

(2) 被災者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために被災者以外の医師の指示によりギプス等を常時装着し

- た結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じたときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。
- (3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、施設災害特約第6条（入院補償保険金の支払）の入院補償保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院補償保険金を支払いません。
 - (4) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院補償保険金を支払いません。
 - (5) 被災者が通院補償保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院補償保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院補償保険金を支払いません。

第2条（読替規定）

この特約の適用については、施設災害特約の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条（補償保険金を支払う場合）中「(注) 補償保険金 死亡補償保険金、後遺障害補償保険金および入院補償保険金をいいます。」とあるのは、「(注) 補償保険金 死亡補償保険金、後遺障害補償保険金、入院補償保険金および通院補償保険金をいいます。」
- ② 第8条（被災者への支払義務）中「第4条（死亡補償保険金の支払、第5条（後遺障害補償保険金の支払）、第6条（入院補償保険金の支払）および前条の規定により受領した補償保険金の全額」とあるのは、「第4条（死亡補償保険金の支払、第5条（後遺障害補償保険金の支払）、第6条（入院補償保険金の支払）、通院補償保険金支払特約第1条（通院補償保険金の支払）および前条の規定により受領した補償保険金の全額」
- ③ 別表4 補償保険金請求書類中「入院補償」とあるのは、「入院補償・通院補償」

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約に反しない限り、施設災害特約の規定を準用します。

⑤6施設・昇降機支払限度額共通特約

第1条（支払限度額）

この保険契約における当会社が支払う保険金の額は、同一の事故により施設所有(管理)者特別約款（以下「施設約款」といいます。）および昇降機特別約款（以下「昇降機約款」といいます。）が合わせて適用される場合、身体の障害に起因する損害、財物の損壊に起因する損害それぞれにつき、下記の金額を限度とします。

- ① 身体の障害に起因する損害の支払限度額
保険証券記載の施設約款または昇降機約款の身体の障害に起因する損害の支払限度額のいずれか高い額
- ② 財物の損壊に起因する損害の支払限度額
保険証券記載の施設約款または昇降機約款の財物の損壊に起因する損害の支払限度額のいずれか高い額

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、施設約款および昇降機約款の規定を準用します。

⑦短期行事における確定保険料に関する特約

第1条（保険料算出の基礎）

この保険契約において保険料が、入場者または売上高に対する割合によって定められる場合には、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、入場者および売上高とは、それぞれ次に定めるところによります。

- ① 入場者
被保険者が行う行事に参加する者の定員がある場合には、その定員数をいい、入場または観覧する者の人数について、事業計画またはその他の計画書等がある場合には、予定する入場者数をいいます。

② 売上高

被保険者が行う行事において、事業計画またはその他の計画書等において予定する売上高をいいます

第2条（保険料算出の基礎が異なる場合）

(1) 前条により保険契約者または被保険者が申告した保険料算出の基礎数値が、申告されるべき保険料算出の基礎数値に不当に不足する場合において、普通約款第9条（告知義務）(2)に基づく解除がなされないときは、当社は、その不足する割合により保険金の支払額を削減します。

(2) (1)の場合、既に(1)の規定を適用せずに損害に対して保険金を支払っていたときは、当社は、その差額の返還を請求することができます。

第3条（普通約款の適用除外）

当社は、普通約款第12条（保険料の精算）(1)および(3)の規定を適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、施設所有（管理）者特別約款および生産物特別約款の規定を準用します。

Ⓧ8 長期契約特約（企業用）

第1条（月割の読替え）

この保険契約において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（用語の定義）の「月割」は、次のとおり読み替えて適用するものとします。

用語	定義
月割	保険期間に対する月数の割合をいい、未経過期間および既経過期間において1か月に満たない期間は1か月とします。

第2条（保険料の返還—解除の場合）

普通約款第15条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、普通約款第21条（保険料の返還—解除の場合）(2)の規定にかかわらず、当社は、領収した保険料から既経過期間に対して月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第3条（保険料の返還または請求—保険料率の改定の場合）

保険期間の中途において、この保険契約に適用した料率が改定されていた場合でも、当社は、この保険契約の保険料の返還または請求を行いません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

Ⓐ7 契約成績による保険料返還に関する特約

第1条（保険料の返還）

特約書^(注1)の規定に基づき、保険期間終了後、保険契約の損害率^(注2)または事故の有無により保険料の返還を行うことがあります。

(注1) 特約書

この特約が付帯された保険契約に適用される特約書をいいます。

(注2) 損害率

この保険契約の保険料に対するこの保険契約の支払保険金（未払金がある場合はこれを含みます。）の割合をいい、特段の定めがある場合はこれに従います。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款の規定を準用します。

①④⑦⑧初回保険料の払込みに関する特約

第1条 (特約の適用)

(1) この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ次に掲げる保険料（以下「初回保険料」といいます。）を口座振替の方法または当会社が定める口座振替以外の方法のいずれかにより払い込むことについての合意がある場合に適用します。

- ① 保険料の払込方法が一時払の場合には一時払保険料または一時払暫定保険料
- ② 保険契約に保険料を分割して払い込むことを承認する特約が適用されている場合には第1回分割保険料
- ③ 保険期間が1年を超える長期契約で保険料の払込方法が一時払以外の場合には第1回保険料または第1回暫定保険料^(注)

(注) 第1回保険料または第1回暫定保険料
保険料の払込方法が一部一時払の場合の一時払保険料と将来の保険料の全額を同時に前納する場合のその保険料とを含みません。

(2) 保険契約者が口座振替の方法により、この特約の適用を受けようとする場合は、次に掲げる条件をいずれも満たすことを要します。

- ① 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、提携金融機関^(注)に、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日までに設定されていること。
- ② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への当会社所定の損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日までになされていること。

(注) 提携金融機関
当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。

(3) 保険契約者が口座振替以外の方法により、この特約の適用を受けようとする場合は、保険契約の締結が、保険期間の初日までになされていることを要します。

第2条 (初回保険料の払込み)

- (1) 口座振替による初回保険料の払込みは、提携金融機関ごとに当会社の定める日（以下「初回保険料払込期日」といいます。）に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (4) 口座振替以外の方法による初回保険料の払込みの場合の初回保険料払込期日は、当会社所定の期日とします。
- (5) この保険契約に保険料を分割して払い込むことを承認する特約が適用されており、保険料払込方法が月払の場合で、初回保険料払込期日が保険期間の初日の属する月の翌月となるときは、当会社は、初回保険料および第2回保険料を同時に指定口座から当会社の口座に振り替えます。
- (6) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みが行われなかった場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日（以下「払込期限」といいます。）までに、当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (7) 保険契約者が(6)の初回保険料の払込みを怠ったことについて、故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第3条 (初回保険料払込前の事故)

- (1) 当会社は、保険契約者が払込期限までに初回保険料を払い込んだ場合は、初回保険料払込前の事故（その原因を含みます。）に対して、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (2) (1)の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が、初回保険料払込前の事故（その原因を含みます。）に対して保険金の支払を受ける場合には、保険契約者は、その支払を受ける以前に、初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第4条 (初回保険料不払の場合の保険契約の解除)

- (1) 当会社は、第2条（初回保険料の払込み）に規定する払込期限までに初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第5条 (継続に関する特約との関係)

この保険契約がこれに付帯された保険契約の自動継続に関する特約の規定により継続される場合には、継続された保険契約については、この特約を適用しません。

第6条 (付帯される普通保険約款による読替規定)

この特約が下記の普通保険約款に付帯される場合は、第3条（初回保険料払込前の事故）に規定する「事故（その原因を含みます。）」を以下のとおり読み替えます。

- ① 医療費用保険普通保険約款—入院（その原因を含みます。）
- ② 失業時支援保険普通保険約款—失業（その原因を含みます。）
- ③ 所得補償保険普通保険約款—就業不能、傷害または損害（その原因を含みます。）

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特別約款ならびに特約の規定を準用します。

共同保険に関する特約**第1条 (独立責任)**

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条 (幹事保険会社の行う業務)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次の事項に関する業務を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認等
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約の変更手続に係る承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条に掲げる業務は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者等が保険契約上の規定に基づいて幹事保険会社に対し行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

②5 確定保険料に関する特約（共通用）

第1条（保険料算出の基礎）

- (1) 当社は、この特約により、この保険契約に適用される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および他の特約の規定にかかわらず、この保険契約の保険料は、別表に掲げる保険料算出の基礎に基づき算出するものとします。
- (2) 当社は、この保険契約の保険料が別表に規定するもの以外の金額または数量に対する割合によって定められる場合においては、別表に準じて、保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（1年間）等における金額または数量を、保険料を定めるために用います。
- (3) 当社は、いつでも(1)の保険料算出に用いた資料の提出を保険契約者または被保険者に求めることができます。

第2条（保険料算出の基礎が異なる場合）

- (1) 保険契約者または被保険者が申告した前条(1)の保険料算出の基礎数値が、申告されるべき保険料算出の基礎数値に不当に不足する場合において、普通約款に定めた規定（告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合の規定をいいます。）に基づく解除がなされないときは、当社は、その不足する割合により保険金の支払額を削減します。
- (2) (1)の場合において、既に(1)の規定を適用せずに損害に対して保険金を支払っていたときは、当社は、その差額の返還を請求することができます。

第3条（保険料の精算に関する規定の適用除外）

当社は、普通約款、この保険契約に付帯される特別約款または特約の保険料の精算に関する規定^(注)を適用しません。

(注) 保険料の精算に関する規定

次の①または②の規定をいいます。

- ① 保険期間終了後、保険料を確定するために保険契約者が当会社に提出した書類に基づき算出された保険料と、既に当社が領収した保険料の差額を精算する規定
- ② 保険契約者からの毎月の通知に基づき算出した保険料を当社が領収し、最終払込保険料と既に当社が領収した予納保険料の差額を精算する規定

第4条（普通約款等の読み替え）

労働災害総合保険普通保険約款を適用する保険契約の場合は、次の規定を適用します。

- ① 当社は、労働災害総合保険普通保険約款第4章基本条項第1条（保険期間）(4)、第14条（保険料の返還—無効または失効の場合）(2)および第16条（保険料の返還—解除の場合）の規定中、「暫定保険料」とあるのを「保険料」と読み替えます。
- ② 当社は、この保険契約に暫定保険料分割払特約（大口用）が付帯されている場合には、同特約中「暫定保険料」とあるのを「保険料」と読み替えます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこの保険契約に付帯されたその他の特約の規定を準用します。

別表

保険料算出の基礎数値	用語の定義
賃金総額	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（1年間）等において、保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、労働の対価として被保険者が支払った金銭の総額をいいます。ただし、労働災害総合保険普通保険約款を適用する契約の場合は、保険契約締結時に把握可能な直近の労働保険年度（1年間）等において、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）適用事業については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）にいう賃金総額をいい、船員保険法（昭和14年法律第73号）適用事業については同法にて定める標準報酬日額に保険期間中の日数を乗じた額の合算額をいいます。
入場者	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（1年間）等において、有料、無料にかかわらず、保険証券記載の施設に入場した総人員をいいます。
売上高	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（1年間）等において、被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。
領収金	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（1年間）等において、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金銭の総額をいいます。
請負金額	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（1年間）等において、被保険者が請け負った保険証券記載の業務の請負金額総額（被保険者が領収すべき税込金銭の総額をいいます。）または完成工事高をいいます。ただし、建設工事保険普通保険約款を適用する契約においては、被保険者が請け負った総括契約特約第1条（総則）に定める対象工事の請負金額総額をいいます。
延べ出荷額	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（1年間）等において、被保険者が出荷した額の合計総額をいいます。
平均被用者数	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（1年間）等において、毎月一定日の被用者数の累計を保険期間内の月数で除して算定された人数をいいます。
平均対象者数	保険契約締結時に把握可能な直近の事業または活動年度（1年間）等において、その年度の期初と期末時点における事業または活動の対象者数の合計を2で除して算定された人数をいいます。

複数の特別約款で対象となる特約

MEMO

全国に広がる日新火災の営業店舗

電話番号一覧表 (2012.4現在)

受付時間 9:00~17:00 (土日祝除く)

事故・夜間・休日のご連絡先

日新火災テレフォンサービスセンター

フリーダイヤル 0120-25-7474 (受付時間:24時間・365日)

【北 海 道】

札幌第1支店	(011) 241-1315	旭川サービス支店	(0166) 26-4431
函館支社	(0138) 54-8591	北見支社	(0157) 24-6471
札幌第2支店	(011) 241-1316	道東サービス支店	(0154) 23-8251
道南支社	(0144) 34-8191	帯広支社	(0155) 22-8711

【東 北】

盛岡サービス支店	(019) 623-4316	仙台第2支店	(022) 227-2182
三陸事務所	(0193) 24-3118	古川事務所	(0229) 24-1620
岩手南サービス支店	(0197) 65-3821	気仙沼事務所	(0226) 24-2004
花巻支社	(0198) 26-1771	山形サービス支店	(023) 622-4006
青森サービス支店	(017) 775-1461	酒田サービス支社	(0234) 23-5106
むつ事務所	(0175) 23-8621	郡山サービス支店	(024) 932-2266
弘前支社	(0172) 36-1555	白河支社	(0248) 22-6618
八戸サービス支店	(0178) 43-1567	福島サービス支店	(024) 526-0205
秋田サービス支店	(018) 837-5255	いわきサービス支店	(0246) 22-1881
仙台第1支店	(022) 263-5465	会津若松サービス支店	(0242) 24-5661

【関 東・甲 信 越】

本店営業部 公務課	(03) 5282-5547	埼玉東支店	(048) 761-6181
本店営業部 金融課	(03) 5282-5548	埼玉北サービス支店	(048) 523-1313
本店営業部 営業第1課	(03) 5282-5550	埼玉西サービス支店	(049) 249-5117
本店営業部 営業第2課	(03) 5282-5554	群馬サービス支店	(027) 224-3622
東京中央支店	(03) 5282-5556	太田サービス支店	(0276) 45-4691
東京東支店	(03) 3625-2040	長野サービス支店	(026) 244-0232
東京西支店	(03) 5354-7081	上田支社	(0268) 27-3240
東京南支店	(03) 5423-6100	松本サービス支店	(0263) 33-3210
多摩サービス支店	(042) 527-7771	諏訪支社	(0266) 57-6600
山梨サービス支店	(055) 228-1277	新潟サービス支店	(025) 245-0324
富士吉田支社	(0555) 22-5801	長岡サービス支店	(0258) 32-2285
水戸サービス支店	(029) 221-9125	六日町支社	(025) 773-3547
下館サービス支社	(0296) 25-0312	三条サービス支店	(0256) 33-1045
千葉北サービス支店	(04) 7163-7443	横浜自動車営業課	(045) 461-2223
千葉支店	(043) 244-0521	横浜支店	(045) 633-5288
木更津支社	(0438) 23-2262	横浜中央支店	(045) 633-5291
宇都宮サービス支店	(028) 635-1571	川崎支店	(044) 244-0171
小山営業所	(0285) 24-4094	神奈川県央サービス支店	(042) 749-1912
埼玉新都心支店	(048) 834-2295	湘南サービス支店	(0463) 21-2176

【中 部】

静岡サービス支店	(054) 254-8861	三河サービス支店	(0564) 21-1601
藤枝支店	(054) 645-2200	愛知北サービス支店	(0568) 81-8400
沼津サービス支店	(055) 962-1311	一宮サービス支店	(0586) 72-0178
富士サービス支店	(0545) 52-1532	岐阜サービス支店	(058) 264-7261
浜松サービス支店	(053) 455-4311	高山支社	(0577) 32-1277
東海第1事業部 営業第1課	(052) 231-7881	多治見サービス支店	(0572) 22-7268
東海第1事業部 営業第2課	(052) 231-7882	三重サービス支店	(059) 351-2477
東海第1事業部 営業第3課	(052) 231-1112	三重中央サービス支店	(059) 227-5185
知多営業所	(0569) 22-8267		

【北 陸】

金沢サービス支店	(076) 263-2150	福井サービス支店	(0776) 21-0401
七尾事務所	(0767) 53-0878	富山支店	(076) 433-3545

【近 畿】

京都サービス支店	(075) 211-4592	神戸サービス支店	(078) 242-4911
福知山サービス支社	(0773) 22-6327	姫路サービス支店	(079) 288-5580
大津サービス支店	(077) 522-4077	大阪東サービス支店	(06) 4308-8570
彦根サービス支店	(0749) 22-1826	南大阪サービス支店	(072) 238-1985
八日市支社	(0748) 23-6378	和歌山サービス支店	(073) 422-1131
関西第1事業部 営業第1課	(06) 6312-9811	田辺サービス支店	(0739) 24-1621
関西第1事業部 営業第2課	(06) 6312-9814	新宮支社	(0735) 22-2353
大阪中央支店	(06) 6312-9825	奈良サービス支店	(0744) 23-3650
北大阪サービス支店	(072) 623-6146		

【中 国・四 国】

広島サービス支店	(082) 247-9262	鳥取サービス支社	(0857) 23-4651
福山サービス支店	(084) 922-2129	高松サービス支店	(087) 851-0030
山口サービス支店	(0835) 25-1711	松山サービス支社	(089) 941-8298
岡山サービス支店	(086) 225-0541	伊予三島サービス支社	(0896) 24-5306
倉敷支社	(086) 424-5556	徳島サービス支社	(088) 622-3711
松江サービス支店	(0852) 22-3525	高知サービス支店	(088) 823-4488
出雲サービス支社	(0853) 23-6699	四万十支社	(0880) 34-6010
浜田事務所	(0855) 23-1090		

【九 州】

福岡第1支店	(092) 281-8161	熊本サービス支店	(096) 325-7211
福岡第2支店	(092) 281-8165	八代支社	(0965) 35-5270
沖縄事務所	(098) 863-3235	鹿児島サービス支店	(099) 254-1115
久留米サービス支店	(0942) 35-2819	宮崎サービス支店	(0985) 24-3833
佐賀サービス支社	(0952) 22-4711	長崎サービス支店	(095) 825-4131
北九州サービス支店	(093) 923-1581	諫早支社	(0957) 21-4855
大分サービス支店	(097) 535-2143	佐世保サービス支店	(0956) 23-3171

1. 事故のご連絡先

事故のご連絡・ご相談は

日新火災テレフォンサービスセンター

フリーダイヤル **0120-25-7474**

(受付時間：24時間・365日)

2. 弊社のお客さま相談窓口の連絡先

日新火災海上保険株式会社

弊社へのご相談・苦情・お問合せは

フリーダイヤル **0120-17-2424**

[受付時間：9：00～17：00（土日祝除く）]

3. 損保協会の連絡先

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会の「そんぽADRセンター」に解決の申立てを行うことができます。

ナビダイヤル **0570-022808**

[受付時間：9：15～17：00（土日祝除く）]

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp)

全国にひろがる日新火災のネットワーク

お近くの日新火災で“損害保険”のことならなんでもお気軽にご相談ください。

万一、事故にあわれた場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。



日新火災海上保険株式会社

本店 / 〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3

お客さま相談窓口：フリーダイヤル 0120-17-2424

[9：00～17：00（土日祝除く）]

日新火災ホームページ <http://www.nisshinfire.co.jp>